

ひょうご地域福祉データ集

この報告書は赤い羽根
共同募金配分金により
発行しています



ひょうごの 地域福祉の現況

(令和3年度版)



発行:兵庫県社会福祉協議会

目 次

1. 目次	1
2. 「ひょうごの地域福祉の現況—令和3年度版—」の作成にあたって	2
3. 社協の性格・活動原則、社協活動指針（概要）	4
4. 社協活動の現況・課題・今後の方向性	
① 地域福祉に関する計画策定	8
② 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況	10
③ 小地域福祉活動の推進	11
④ ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数	13
⑤ 福祉学習の実施状況	14
⑥ 当事者支援活動の実施状況	15
⑦ 重層的なネットワークの状況	16
⑧ 社会福祉法人連絡協議会の状況	17
⑨ 相談活動の実施状況	17
⑩ 社協が有する権利擁護機能	18
⑪ 生活困窮者支援活動の実施状況	20
⑫ 在宅福祉サービスの実施状況	22
⑬ 広報活動の実施状況	23
⑭ 政策提言活動の実施状況	23
⑮ 災害対策	24
⑯ 組織基盤強化に向けた取組状況	24
⑰ 社協の財務状況	27
5. 各市町社協の組織・活動概要	
<神戸>	
神戸市	30
<東播磨>	
明石市	48
加古川市	50
<西播磨>	
姫路市	70
相生市	72
赤穂市	74
宍粟市	76
たつの市	78
市川町	80
福崎町	82
神河町	84
太子町	86
上郡町	88
佐用町	90
<但馬>	
豊岡市	92
養父市	94
朝来市	96
香美町	98
新温泉町	100
<丹波>	
丹波篠山市	102
丹波市	104
<淡路>	
洲本市	106
南あわじ市	108
淡路市	110
6. 各種一覧表	
福祉関係指標	114
①地域福祉に関する計画策定	116
②包括的な支援体制の構築に向けた取組状況	118
③小地域福祉活動の推進	119
④ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数、⑤福祉学習の実施状況	121
⑥当事者支援活動の実施状況	124
⑦重層的なネットワークの状況、⑧社会福祉法人連絡協議会の状況	126
⑨相談活動の実施状況	127
⑩社協が有する権利擁護機能	128
⑪生活困窮者支援活動の実施状況	131
⑫在宅福祉サービスの実施状況	132
⑬広報活動の実施状況、⑭政策提言活動の実施状況	134
⑮災害対策、⑯組織基盤強化に向けた取組状況	135
社協職員設置状況	136
財務状況	137
7. 令和3年度実施要領・調査票	139

「ひょうごの地域福祉の現況－令和3年度版－」の作成にあたって

趣旨・目的

「ひょうごの地域福祉の現況」調査は、県内の地域福祉に関する指標や、「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」（平成30年度）に掲げた社協活動の現状と傾向、社協の組織・財政状況を把握し、市町社協との共有を通じて、さらなる推進を図ることを目的として実施しました。

この資料は、調査結果を基に、同社協活動指針等を踏まえた分析結果をまとめたものであり、社協活動を多方面から総括し、さらなる地域福祉推進の発展と社協の基盤強化に活かすために作成しました。

調査対象

県内市町社会福祉協議会（28市12町）

※分析等について神戸市関係のデータは、区社協への独自の評価が必要なため基本的には除いています。

したがって原則、母数については、特に記載のない限り40（単位：市町）とします。

調査時期

令和3年6月～7月

調査の種類

1. 令和3年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票
2. 令和2年度事業活動計算書 収益・費用内訳表（サービス活動増減の部のみ）

※例年、本調査にあった「災害に備えた支援体制づくり」に関する項目については、「令和3年度災害救援マニュアル策定・改訂状況等の調査」（ひょうごボランティアプラザ実施）の結果を活用。

※調査項目の詳細は別表を参照。

行政統計等

「ひょうごの地域福祉の現況」調査以外の統計データは、以下の行政統計等に基づき掲載しています。

項目	基準日	統計資料
人口、世帯数、面積	令和3年9月1日	兵庫県推計人口
高齢者数、高齢化率	令和3年2月1日	兵庫県厚生統計
要介護認定者数	令和3年1月31日	
一人暮らし高齢者	平成27年10月1日	国勢調査
年少人口（15歳未満人口）		
合計特殊出生率		
生活保護受給世帯、保護率（受給人員対人口）	令和3年7月31日	兵庫県地域福祉課・各県民局調べ
民生委員・児童委員数、主任児童委員数	令和元年12月1日	兵庫県民生委員児童委員連合会
各種障害手帳所持者数	令和3年3月31日	兵庫県障害福祉課調べ
地域包括支援センター数	令和2年4月1日	兵庫県高齢政策課調べ
生活困窮者自立支援事業実施状況	令和3年4月1日	兵庫県地域福祉課調べ

別表 調査項目（詳細）

区分	大項目	主な調査項目（詳細）
(1) 社協の活動・事業に関する事項	①地域福祉に関する計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉推進計画の策定状況 ● 市町行政の地域福祉計画の策定状況 ● 小地域福祉計画の策定状況 等
	②小地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域福祉推進組織の設置状況 ● 福祉委員の設置・活動状況 ● コミュニティ組織の設置等状況 ● 小地域福祉活動の実施状況 等
	③ボランティア・市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動者・グループの登録・把握数 ● ボランティア活動の調整件数
	④包括的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的支援体制整備事業の実施状況 ● 同事業への移行準備事業の実施状況 ● 行政と社協の協議状況
	⑤相談活動・権利擁護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談活動の実施状況 ● 権利擁護支援センターの設置状況 ● 社協が有する権利擁護支援機能の有無 等
	⑥生活困窮者支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議への参画状況 ● 制度外の生活困窮者支援活動の実施状況
	⑦在宅福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険サービスの実施状況 ● 障害福祉サービスの実施状況 ● その他の在宅福祉サービスの実施状況
	⑧当事者支援活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協が支援する当事者組織 ● 当事者・当事者組織への支援内容
	⑨福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校に対する福祉学習の実施状況 ● 住民に対する福祉学習の実施状況 ● 福祉学習に関する成果物や新たなプログラム
	⑩ネットワーク化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 重層的なネットワークの状況 ● 社会福祉法人連絡協議会の状況 ● 地域の事業者を含めた見守りネットワークの状況
	⑪広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協機関紙の発行状況 ● その他の情報誌の発行状況
	⑫政策提言活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政に対する政策提言活動の実施状況 ● 政策提言内容の検討方法、提言の方法
(2) 社協の組織基盤・財務状況に関する事項	①組織基盤状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 評議員・理事・監事の人数 ● 評議員会・理事会・監事監査の開催状況 ● 社協会員制度の状況 ● 組織基盤強化計画の策定状況 ● 職員人数
	②財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度事業活動計算書 収益・費用内訳（サービス活動増減の部のみ）

兵庫県社協が定める社協の性格・活動原則

社協の性格

社会福祉協議会は、地域住民を基盤とし、住民の自己決定・通常生活の継続・総合的視点の尊重などの基本理念にもとづく地域福祉の実現をめざす、公共的性格を有する地域福祉推進の中核的民間組織である。

社会福祉協議会は、地域住民・当事者のニーズに依拠した活動をすすめるとともに、保健・医療・福祉その他公私関連領域との連携を図る。また、必要に応じて在宅福祉サービス等事業の企画、実施に努める。

社協活動の6つの原則

社会福祉協議会は地域福祉の実現をめざし、次の6つの原則にもとづいて活動をすすめる。

①ノーマライゼーションの原則

社協は、すべての住民の社会、経済、文化等のあらゆる分野での社会参加と通常生活を保障することを目指す。また、社協はその組織運営及び活動においてもその実現を目指す。

②住民ニーズ基本の原則

社協は、住民の福祉課題の把握に努め、その課題解決のための諸活動を計画し実施する。

③自己決定の原則

社協は、住民が自分の生き方や物事を自身で決める権利を持ち、その誠実な決定及び選択をすることを尊重するとともに、社協組織の運営やその諸活動に主体的に決定するよう援助する。

④継続性の原則

社協は、住民の福祉課題を解決するにあたって、これまでの生活の継続を保障する活動を推進する。

⑤総合性の原則

社協は、生活者の立場にたって、公私の社会福祉、保健・医療、教育、労働等の関連分野の関係者と連携を深め、地域福祉の総合的な企画・推進を図る。

⑥民間性の原則

社協は、社会福祉の公共性を尊重し、かつ地域福祉を推進する中核的民間組織として、住民の参加を基盤とする創造性・先駆性・柔軟性・開拓性を発揮する。

『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』（平成31年3月） 概要

兵庫県が目指す「地域共生社会」とは

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、すべての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重し合い、支え合う社会

「地域共生社会」の6つの要素

1. 尊厳が重んじられること
2. 多様なつながりがあること
3. 誰もが包み込まれること
4. みんなが参加・参画し、力をあわせること
5. 参加・参画を通じて、あらゆる人が”自分らしさ”を発揮できること

推進方策1 まちづくり施策と連動した小地域福祉活動の推進－福祉からの資源・経済循環と安心創造へ－

活動推進項目1 住民自治組織と連携した小地域福祉推進組織の支援

活動推進項目2 「共生のまちづくり」を進める地域住民の主体形成

活動推進項目3 「共生のまちづくり」を持続・発展する小地域福祉計画づくりの支援

活動推進項目4 「共生のまちづくり」を支援するコミュニティワークの体制強化

推進方策3 「当事者・地域住民・専門職の相互エンパワメント」による包括的な相談支援体制の構築

活動推進項目1 社協内の包括的な相談支援体制づくり－「丸ごと」受け止める社協組織づくり－

活動推進項目2 生活困窮者自立支援によるセーフティネット機能の強化

活動推進項目3 社会福祉法人間連携によるセーフティネットの体制づくり

活動推進項目4 包括的な相談支援体制と権利擁護支援体制の整備

推進方策2 官民協働による地域福祉ネットワークの形成－共生のまちづくり促進とセーフティネットの重層化－

活動推進項目1 重層的な圏域（エリア）の設計とネットワークづくりの支援

活動推進項目2 地域福祉を進める福祉専門職の育成

活動推進項目3 社会資源をつくる・生かす多様な主体のネットワークづくり

推進方策4 地域福祉（推進）計画に基づく地域福祉マネジメントの強化

活動推進項目1 推進方策の内容を反映した地域福祉推進計画の策定と評価・改善

活動推進項目2 地域福祉推進計画と連動させた地域福祉計画策定への働きかけ

包括的な支援体制と住民自治の地域力強化

社協活動の現況・課題・今後の方向性

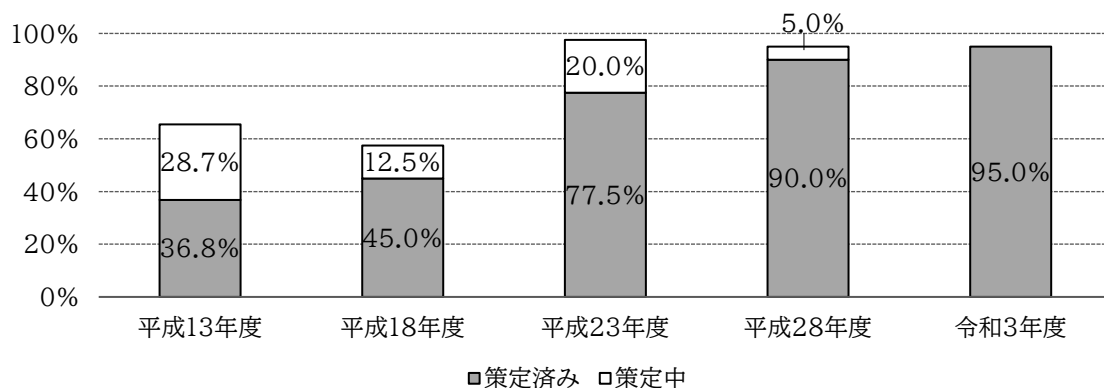
社協活動の現況・課題・今後の方向性

1. 地域福祉に関する計画策定

(1) 社協の計画活動

・社協による地域福祉推進計画の策定状況は、進行中の計画がある社協が 38 市町(95.0%)であり、策定済みの計画がない(または計画期間が終了している)2 社協も、今後計画を策定予定としており、すべての社協で計画活動を行っている。地域福祉推進計画の策定率は、近年は高い水準で推移しており、社協の計画活動が定着していることを示している。

<図表 1-1> 地域福祉推進計画の策定率の推移



・地域福祉推進計画を策定している社協のうち、34 市町(89.5%・母数 38)で策定委員会を設けて、住民・当事者の参画を得て策定を行っている。また、住民・当事者からの参画の工夫として、図表 1-2 の取り組みが見られた。

・計画策定においては、住民や当事者の意見やニーズを把握するための場づくりや仕組みづくりを行い、計画に反映することが重要である。策定委員として参画するほか、ヒアリングや座談会などの様々な方法で、より幅広くニーズや意向を把握することが必要である。

<図表 1-2> 地域福祉推進計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	市町数(母数 38)
住民・当事者へのアンケートの実施	21 市町(55.3%)
策定委員の一般公募	6 市町(15.8%)
座談会やワークショップの実施	14 市町(36.8%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	20 市町(52.6%)
パブリックコメントの実施	8 市町(21.1%)

・計画の進行管理については、評価委員会による点検・評価が 15 市町(39.5%・母数 38)、理事会での点検・評価が 14 市町(36.8%・母数 38)、事務局内での点検・評価が 24 市町(63.2%・母数 38)で行われており、32 市町(84.2%・母数 38)で何らかの点検・評価活動を行っている。計画を実質的に推進するためには評価が重要となる。事務局や役員などに加え、幅広い関係者の参画により、計画の評価と改善を進める必要がある。

・本会が『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』で提起した事項について、地域福祉推進計画への位置づけの有無については、図表 1-3 のとおりである。今後、すべての市町社協において現行の地域福祉推進計画を改定または策定する際は、これらの重点項目が盛り込まれているかを点検することが大切である。

<図表 1-3> 地域福祉推進計画への社協活動指針の重要項目の位置づけ

取組内容(複数回答可)	市町数(母数 38)
小地域福祉活動の推進	31 市町(81.6%)
小地域福祉推進組織の設置	18 市町(47.4%)
小地域福祉計画の策定	10 市町(26.3%)
日常生活圏域への地域担当職員の配置	23 市町(60.5%)
地域福祉ネットワーク	26 市町(68.4%)
生活困窮者支援	19 市町(50.0%)
施設利用者の地域参加の支援	4 市町(10.5%)
権利擁護支援体制	18 市町(47.4%)

(2)地域福祉計画と地域福祉推進計画の連携

- ・社会福祉法に基づいて行政が策定する地域福祉計画は、33 市町(82.5%)で策定済みである。未策定は 7 町(17.5%)となっており、町部での策定が進んでいない。
- ・住民・当事者からの参画の工夫としては、図表 2-1 のとおりである。社協の策定する地域福祉推進計画と比較して、策定委員の一般公募、パブリックコメントを実施する割合が高い。

<図表 2-1> 地域福祉計画への住民、当事者の参画の工夫

取組内容(複数回答可)	地域福祉計画(母数 33)
住民・当事者へのアンケートの実施	26 市町(78.8%)
策定委員の一般公募	24 市町(72.7%)
座談会やワークショップの実施	11 市町(33.3%)
地縁団体や当事者団体などへのヒアリング	17 市町(51.5%)
パブリックコメントの実施	30 市町(90.9%)

- ・地域福祉計画を策定済みの市町において、社協は「策定委員としての参画」が 27 市町(81.8%・母数 33)、「作業委員としての参画」が 10 市町(30.3%・母数 33)、「調査の実施・協力」が 16 市町(48.5%・母数 33)といった方法で関わっている。
- ・地域福祉計画への重要項目の位置づけとしては、「包括的支援体制の整備」が 25 市町(75.8%・母数 33)、「権利擁護支援体制」が 19 市町(57.6%・母数 33)、「日常生活圏域への地域担当職員の配置」が 13 市町(39.4%・母数 33)で位置づけられている。
- ・地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係については、「理念などを共有」が 27 市町(81.8%・母数 33)、「推進期間が同じ」が 19 市町(57.6%・母数 33)、「合同委員会などで策定・進捗管理」が 5 市町(15.2%・母数 33)、「成果物(計画書)を一体的に作成している」が 4 市町(12.1%・母数 33)で見られた。そのほか、「両計画の策定委員が相互に参画している」(加古川市・宝塚市・加西市)、「地域福祉推進計画の内容を地域福祉計画に反映させるため、地域福祉推進計画を1年先に策定している」(西宮市・養父市)、「両計画の策定委員長が同じ」(佐用町・新温泉町)といった例が見られた。
- ・改正社会福祉法(令和3年4月施行)では、①地域福祉計画策定の努力義務化、②社会福祉の分野別計画の上位計画化、③計画への包括的な支援体制の整備の位置付け、④計画の評価の努力義務化が規定された。地域福祉計画が未策定の市町においては、社協が民間の立場から地域福祉計画の必要性を訴える必要がある。また、地域の生活・福祉課題を踏まえて地域福祉計画に盛り込むべきことを提案し、他の分野の行政計画との連携を求めるとも、社協の重要な役割である。

・小地域福祉計画が策定されている市町は、図表 2-2のとおりである。策定されている市町のうち、5 市町でまちづくり計画を小地域福祉計画として位置づけている。生活・福祉課題が拡がる中、小地域福祉計画は、幅広い関係者とともに、中長期をかけて共生のまちづくりを持続的・発展的に進めるという意義を持つ。小地域福祉推進組織の役員や地域リーダーと、小地域福祉計画策定について協議・学習する場を設けるなど、行政のまちづくり関係部局などとも協議しながら計画づくりを推進する必要がある。

<図表 2-2> 小地域福祉計画の策定自治体 ※下線部はまちづくり計画として策定

	市町数	市町名
全地域で策定	2 市町(5.0%)	<u>宝塚市</u> 、川西市
一部の地域で策定	8 市町(20.0%)	姫路市、西宮市、 <u>伊丹市</u> 、三木市、三田市、 <u>加西市</u> 、丹波市、南あわじ市

2. 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況

- ・令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施する市町はないが、同事業の移行準備事業は7市町（姫路市・明石市・芦屋市・伊丹市・川西市・加東市・たつの市）で実施されている。このうち社協受託は4市町（明石市・芦屋市・伊丹市・加東市）となっている。
- ・包括的な支援体制の構築に向けた行政と社協との協議は 18 市町(45.0%)で行われており、主な内容としては、「地域福祉計画への反映や行政との役割分担」「生活支援体制整備事業などの既存事業の活用」が挙げられる。
- ・また、社協内の包括的な相談支援体制づくりに向けて、困難事例のバックアップ体制づくり(18 市町・45.0%)や職種を超えたケース検討(15 市町・37.5%)が実施されている。
- ・包括的な支援体制の構築は今後の地域福祉の中核的な取り組みとなる。社協としても、自治体との協議の場を持ち、体制整備に向けた役割分担などのすり合わせを行うとともに、庁内連携の仕組みづくりや地域福祉計画への位置づけを働きかける必要がある。
- ・さらに、住民と協働した支援体制づくりや官民協働による重層的な地域福祉ネットワークの形成といったこれまでの蓄積を活かした取り組みを強化するとともに、これらの取り組みを地域福祉推進計画で明確に位置づけていくことが重要である。

3. 小地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉推進組織・福祉委員の設置

・地区社協や校区福祉委員会、まちづくり協議会福祉部など、小地域福祉推進組織が設置されているのは 33 市町(82.5%)であり、5 年前と比較して 4 市町(三木市、朝来市、播磨町、新温泉町)で新たに設置された。設置単位は、図表 4-1 のとおりで、市部は小学校区以上、町部は自治体・集落単位での設置が多い。小地域福祉推進組織は住民の福祉活動を継続的かつ組織的に支える基盤であり、すべての市町において設置が望まれる。

<図表 4-1> 小地域福祉推進組織の設置状況

	市町数	設置単位(母数 33)		
		自治会・集落	小学校区	その他 (中学校区、旧村など)
小地域福祉推進組織	33 市町 (82.5%)	14 市町 (42.4%)	17 市町 (51.5%)	2 市町 (6.1%)
	市部	9 市	14 市	2 市
	町部	5 町	3 町	—

※エリアが重層的に設置されている場合は、最も小さいエリアの組織でカウントしている。

・各地に設置されている小地域福祉推進組織(計 51 種類)の構成員の割合は、図表 4-2 のとおりで、「自治会・町内会」「民生委員・児童委員」「老人会・老人クラブ」は過半数の組織で構成員となっている。今後は、当事者やボランティア・NPO などの活動者、福祉専門職など、多様な主体が参画できるよう、地域内の各種団体や個人に働きかける必要がある。

<図表 4-2> 小地域福祉推進組織の構成員の内訳(母数 51) ※複数回答可

自治会 ・町内会	民生委員 ・児童委員	老人会・老人 クラブ	ボランティア・ NPO	婦人会	福祉(推進) 委員
39(76.5%)	39(76.5%)	31(60.8%)	20(39.2%)	20(39.2%)	20(39.2%)
福祉専門職	PTA	当事者	こども会	愛育班員	
8(15.7%)	7(13.7%)	5(9.8%)	4(7.8%)	2(3.9%)	

・小地域福祉活動の担い手として社協などが委嘱した福祉委員が設置されているのは 27 市町(67.5%)で、県内 7,714 人(平均 296.7 人)の福祉委員が活動している。その設置単位は、「自治会・集落」が 21 市町(77.8%・母数 27)となっており、住民の身近な圏域で設置されている。

・まちづくり協議会(行政が主導して小・中学校区や公民館単位で組織化されているコミュニティ組織)は、28 市町(70.0%)で設置されている。そのうち 18 市町(64.3%・母数 28)で小学校区域での設置が行われている。また、福祉部会があるのは 20 市町(71.4%・母数 28)であり、5 年前と比較して 3 市町増加している。なお、6 市町(尼崎市、伊丹市、赤穂市、宝塚市、三木市、淡路市)でまちづくり協議会を小地域福祉推進組織として位置付けている。

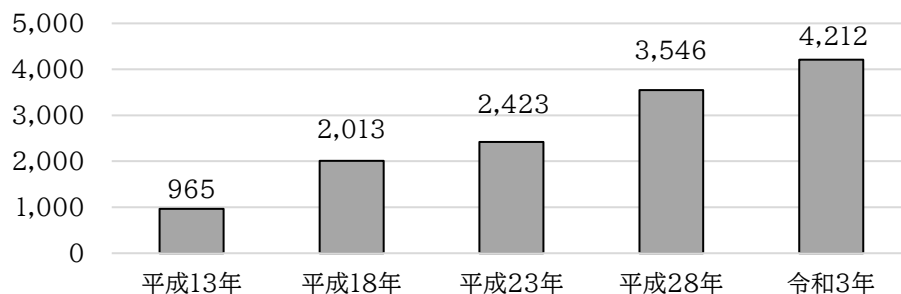
・コミュニティ組織と小地域福祉活動との連携に向けた社協の働きかけとしては、「行政部局と協議している」社協が 9 市町(32.1%・母数 28)、「コミュニティ組織と協議している」社協が 16 市町(57.1%・母数 28)、「行政に支援策を働きかけている」社協が 6 市町(21.4%・母数 28)という状況であった。

・近年、まちづくり協議会や生活支援体制整備事業による「協議体」の設置が進められているが、小地域福祉推進組織のメンバーや活動、役割と重なる部分がある。これらの動向を把握し、行政などの関係機関と協議を行いながら、連携して小地域福祉活動を推進できるよう体制整備を図る必要がある。

(2)小地域福祉活動の実施状況

・「ふれあいいいききサロン」はすべての市町で実施され、県内では4,212カ所と5年前の調査と比較すると666カ所増加しており、引き続き増加傾向にある。生活支援コーディネーターによる支援や市からの補助により、実施箇所が大幅に増えた社協もあった。

<図表 5-1>ふれあいいいききサロンの実施箇所数の推移



・その他の小地域福祉活動の実施状況は、図表 5-2 のとおりである。小地域福祉活動における見守り・声かけの実施は、5 年前の調査から高い水準で推移するとともに、座談会・学習会の実施は5年前の調査より 9 市町増加、子ども食堂の実施は前回調査の平成 29 年度より 7 市町増加するなど、住民主体の小地域福祉活動の取り組みが広がっている。

<図表 5-2>小地域福祉活動の実施状況(複数回答可)

内容	平成28年度	令和3年度	内容	平成28年度	令和3年度
見守り・声かけ	34 市町 (85.0%)	36 市町 (90.0%)	子ども食堂	5 市町 (12.5%) ※H29 調査	12 市町 (30.0%)
家事援助	15 市町 (37.5%)	19 市町 (47.5%)	座談会・学習会	19 市町 (47.5%)	28 市町 (70.0%)
外出支援	13 市町 (32.5%)	17 市町 (42.5%)	福祉・防災 マップづくり	14 市町 (35.0%)	19 市町 (47.5%)
給食・配食	14 市町 (35.0%)	18 市町 (45.0%)	その他	11 市町 (27.5%)	12 市町 (30.0%)

※「その他」の主な内容:学習支援、子どもの預かり、住民による相談事業や地区ボランティアセンターの設置、地域ぐるみの見守り世帯調査など

・社会的な孤立による生活・福祉課題が深刻化する中、住民による主体的な「見守り・声かけ」は、課題の早期発見・早期対応につながる取り組みとして、これまで以上に重要視されている。

・このため、社協には、従来からのふれあいいいききサロンに加え、近年広がりつつある子ども食堂など、身近な地域での多様な交流・居場所づくりを通じて、見守り活動や生活支援の基盤となる住民同士のつながりづくりを、今後も推進していく必要がある。

・また、小地域福祉活動を通して地域のエンパワメントを促進することは、社協の最重点課題である。地域福祉推進計画において、生活支援体制整備事業やまちづくり施策などと連携した小地域福祉活動の推進を明確に位置付け、それぞれの地域の実情に合った支援を進めていくことが求められる。

4. ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数

・市町社協に登録・把握されているボランティアグループ数・人数は、図表 6-1 のとおりであり、5年前の調査と比べ、約2割減少している。

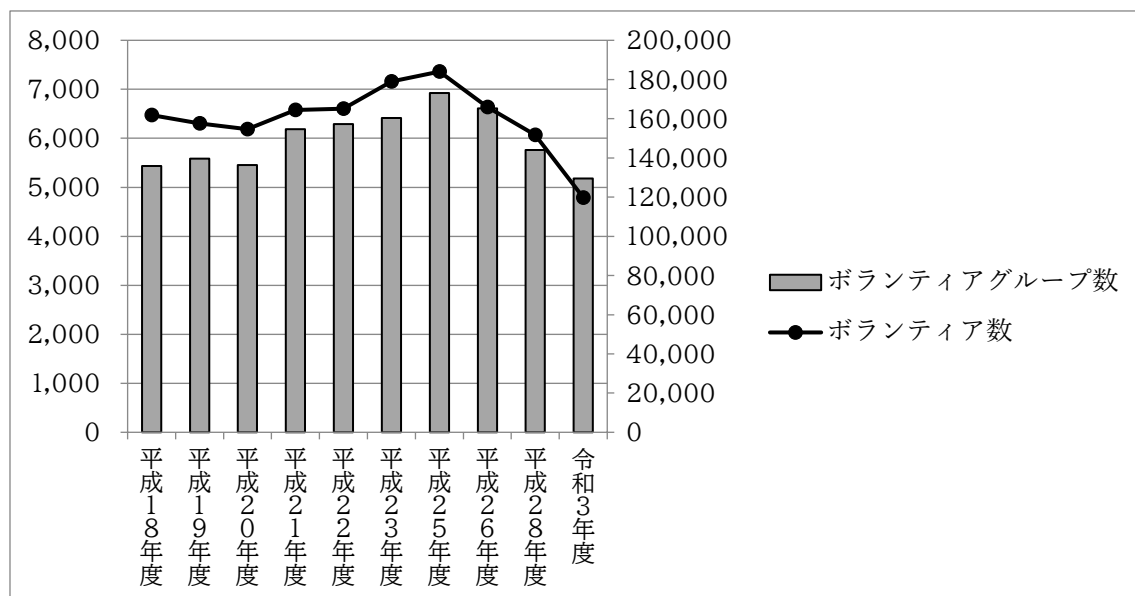
・過去の推移をみると、図表 6-2 のとおり、平成25年度をピークとして減少傾向にあり、ボランティアグループ数も同様に減少している。特に令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症がボランティア・市民活動にも大きな影響をもたらしていると推察できる。

<図表 6-1> 令和3年度に市町社協で登録・把握されているボランティアグループ数・人数

	ボランティアグループ数	ボランティア人数
合計	5,181 グループ	119,781 人
うち登録数	3,103 グループ	60,471 人
うち把握数	2,078 グループ	59,310 人

参考:平成28年度 ボランティアグループ数 5,759 団体 ボランティア人数 150,722 人

<図表 6-2> ボランティアグループ・ボランティア数の推移



※平成24年度及び平成27年度、平成29年度～令和元年度は、現況調査未実施または集計方法の変更などにより、このグラフからは除いている。

・5年ごとに実施している『県民ボランティア活動実態調査』(令和元年度)においても、「活動者が減った」とする団体が「増えた」とする団体を上回っている。

・市町社協からは、活動者の高齢化などにより活動の担い手不足に悩む声も聞かれるが、一方で、地域で活動したいと望む人は多く、地区担当や生活支援コーディネーターなどが把握する活動者も少なくない。社協には、引き続き、さまざまな事業や活動を通じて、地域福祉人材の発見と主体形成を行っていくことが期待される。

・さらに、地域における生活課題などの解決には、福祉分野だけでなく、多様な活動分野と連携・協働し、幅広い住民層へ働きかけていくことが必要となる。社協のボランティアセンターには、そのためのコーディネーターや、ネットワークづくりが求められる。

5. 福祉学習の実施状況

- ・学校で取り組まれている福祉学習の内容は、図表 7-1 のとおりであり、参加者の気付きを促すプログラムが実施されている。
- ・福祉学習の取り組みに関する情報交換・協議の場は27市町(67.5%)で設置されており、うち26市町(96.3%・母数 27)で社協が参画している。
- ・情報交換・協議の場に参加している関係者は、学校関係者が全ての市町で参加しており、次いで教育委員会が10市町(37.0%・母数 27)であった。ボランティアや当事者組織はそれぞれ6市町(22.2%・母数 27)となっている。その場で話し合われる内容は、社協からの情報提供が24市町(88.9%・母数 27)で最も多く、次いで事例などの情報交換が18市町(66.7%・母数 27)、事例やプログラムの検討や研究が13市町(48.1%・母数27)であった。

<図表 7-1> 学校で取り組まれている福祉学習の内容

取組内容(複数回答可)	市町数(母数40)
事前学習	29市町(72.5%)
体験学習	38市町(95.0%)
当事者との意見交換・交流	30市町(75.0%)
子どもの振り返り	25市町(62.5%)
企画者同士の振り返り	11市町(27.5%)

- ・住民に対する福祉学習の内容は、図表 7-2 のとおりとなっている。新たな取り組みとして、SDGsについての学習プログラムや、コロナ禍であることを考慮し、オンラインにより障害当事者の話を聞くプログラムを実施した社協もあった。

<図表 7-2> 住民に対する福祉学習の内容

取組内容(複数回答可)	市町数(母数40)
サマーボランティアスクールの実施	21市町(52.5%)
ボランティア・学習グループの組織化	9市町(22.5%)
福祉活動体験の場の提供	20市町(50.0%)
当事者と住民の交流の場づくり	6市町(15.0%)
作文・標語・ポスターなどの募集	6市町(15.0%)

- ・共生のまちづくりに向けては、地域における権利擁護意識の醸成が必要である。そのための方法の一つとして、福祉学習は、一過性の福祉体験に終わらせず、地域社会からの孤立・排除による生きづらさや当事者を共に生きる人として理解することを目指して取り組むことが求められる。
- ・特に、学校で取り組まれている福祉学習では、子どもだけでなく、企画者や当事者自身が事前学習や振り返りなどのプロセスを通じて、「気づき」や「学び」を深めることが重要である。
- ・さらに、権利侵害を生まない地域づくりに向けて、当事者との交流を図るなど、人権・社会教育(生涯学習)と連携したプログラムを企画することや、幅広い主体の地域づくりへの参加を促進することが大切である。

6. 当事者支援活動の実施状況

・現在、社協が支援している当事者組織の状況は、図表 8-1 のとおりである。また、当事者の集いの開催支援や組織化支援など主な支援内容は、図表 8-2 のとおりで、すべての社協で何らかの当事者支援を行っており、この傾向は 5 年前と変化はない。

<図表 8-1> 社協が支援している当事者組織

組織(複数回答可)	平成28年度	令和3年度
一人暮らし高齢者	14 市町(35.0%)	9 市町(22.5%)
認知症高齢者・家族	22 市町(55.0%)	21 市町(52.5%)
若年性認知症の本人・家族	2 市町(5.0%)	8 市町(20.0%)
介護者家族	17 市町(42.5%)	—
男性介護者	9 市町(22.5%)	6 市町(15.0%)
身体障害児・者(本人・家族)	29 市町(72.5%)	28 市町(70.0%)
知的障害児・者(本人・家族)	29 市町(72.5%)	28 市町(70.0%)
精神障害者(本人・家族)	18 市町(45.0%)	19 市町(47.5%)
子育て中の親・家族	17 市町(42.5%)	12 市町(30.0%)
引きこもり本人・家族	3 市町(7.5%)	7 市町(17.5%)
その他	9 市町(22.5%)	8 市町(20.0%)

<図表 8-2> 当事者・当事者組織への支援内容

支援内容(複数回答可)	平成28年度	令和3年度
当事者のつどいの開催支援	26 市町(65.0%)	27 市町(67.5%)
当事者の組織化支援	21 市町(52.5%)	25 市町(62.5%)
当事者組織同士の交流支援	22 市町(55.0%)	19 市町(47.5%)
当事者組織と社協の協働事業の実施	14 市町(35.0%)	14 市町(35.0%)
社会に対する啓発支援	—	9 市町(22.5%)
その他	13 市町(32.5%)	13 市町(32.5%)

- ・若年性認知症の本人・家族、引きこもり本人・家族といった制度の狭間の課題に対応した当事者組織を支援する社協は増加している。一方で、一人暮らし高齢者、男性介護者の当事者組織は会員数の減少などの理由により減少している。
- ・当事者組織は、当事者が社会とつながり、役割の獲得によって自己の存在価値を再認識する場であると同時に、社会に向けて思いや要望を発信する土台にもなる場である。
- ・今回の調査結果によると、障害当事者の組織への支援は安定して継続されており、引きこもり当事者についても増加傾向で注目度の高まりがうかがえる。一方で、ヤングケアラーなどの新たに課題として認識され始めている当事者についても支援が求められている。
- ・支援内容については、つどいの開催や組織化を支援している市町は半数以上あるが、そこから社会への啓発にまでつながっている市町は少ない。当事者組織への支援を通じて声を上げづらい人たちの課題を集約し、地域住民の理解を広げるとともに、行政施策や地域福祉計画などへ声を反映させていくことが重要である。
- ・さらに、コロナ禍の影響による活動などの制限で、より当事者同士がつながりにくく、疲弊し、声を上げづらい状況にあり、社会的な孤立の拡大が指摘されている。今後は、当事者の多様な生きづらさに目を向け、必要な情報が必要とする人に届くようSNSも活用するなど、多様なつながり方も取り入れながら、当事者が主体性を回復できるつながりづくりの支援が求められる。

7. 重層的なネットワークの状況

・小地域から市町域までの各圏域におけるネットワークづくりの状況は、図表 9-1 のとおりである。特に、小地域における「地域見守り会議」など、住民間のネットワークは「一部の地域に有り」を含めると29市町(72.5%)で設置されている。また、地域福祉推進計画に「地域福祉ネットワーク」を位置づけている社協は27市町(71.1%)となっている。

<図表 9-1> 重層的なネットワークの状況(複数回答可)

区 分	圏 域	全地域に有り	一部の地域に有り
住民間のネットワーク ※1	小地域	11 市町(27.5%)	19 市町(47.5%)
住民・専門職間のネットワーク ※2	小学校～ 中学校区域	8 市町(20.0%)	13 市町(32.5%)
分野横断の制度・仕組み化のネットワーク ※3	市町域	13 市町(32.5%)	—

※1 住民が主体となって、気になる人の情報や見守り・生活支援の方法について話し合う場を指し、会議形式だけでなく、研修会やサロン後などでの話し合いの機会も含む。

※2 住民と専門職が地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場を指し、「地域ケア会議」などの専門職中心の定例会議や、市町合併のあった社協の「支部運営委員会」は除く。

※3 生活・福祉課題の解決に向け、分野横断の制度・仕組み化を幅広い関係者で話し合う場を指し、分野別の各種会議や行政の地域福祉計画・分野別計画の策定・評価の場は除く。

・地域福祉ネットワークとは、個別支援だけでなく、共生のまちづくりを促進するための小地域を起点とした重層的なネットワークである。

・その中でも、最も重要なのは、「地域見守り会議」や「支え合い会議」など、住民の生活感覚に根差した小地域での住民間のネットワークであり、このネットワークが活発になれば各圏域のネットワークづくりも促進される。

・このため、社協には、サロンなどの交流活動や見守り活動に加えて、小地域での住民の協議の場づくりをさらに推進するとともに、地域福祉ネットワークの現状把握を行い、その全体図を地域福祉推進計画に反映させ、計画的に重層的なネットワークづくりを進めることが求められる。

・また、地域の事業者(新聞販売所、配食事業者など)を含めた見守りネットワークは 27 市町(67.5%)にあり、そのうち 20 市町(74.1%・母数 27)で関係者による協定が締結されている。住民による主体的な見守り活動への期待が高まる一方で、地域の高齢化なども相まって、住民の見守りだけに頼るのは限界がある。今後も、住民ができる範囲での見守り活動を進めつつ、行政と協働しながら多様な事業者と見守りネットワークづくりを進める必要がある。

8. 社会福祉法人連絡協議会の状況

・平成28年度から全県的に設立を進めている社会福祉法人連絡協議会(「ほっとかへんネット」)は28市町(70.0%)で設立され、その活動状況は、図表 10-1 のとおりである。

<図表 10-1> 社会福祉法人連絡協議会の活動状況

活動の種類(複数回答可)	実施数(母数 28)
(1)相談支援	4 市町(14.3%)
(2)困窮者支援	2 市町(7.0%)
(3)人材確保・育成	6 市町(21.4%)
(4)地域づくり	5 市町(17.9%)
(5)災害支援	7 市町(25.0%)
(6)参加法人の実務者同士のネットワークづくり	12 市町(42.9%)
(7)その他	5 市町(17.9%)

※「その他」の主な内容:若者などの就労支援、自治会への資機材の貸出など

・社会福祉法人連絡協議会は、地域から孤立するなどの深刻な課題に対応しうる地域のセーフティネットである。また、利用者・家族が一人の住民として地域とつながるという意味での“施設の地域化”に向けて必要な取り組みである。さらに、地域住民からは、身近な拠点や福祉の相談先等、地域の重要な資源としての機能を発揮することが施設には求められている。社協としては、このような法人と地域のニーズとをコーディネートし、市町域全体に「地域における広域的な取組」を広げるために、行政を巻き込みつつ、社会福祉法人連絡協議会の組織化や運営支援を今後も進めていくことが求められる。

・さらに、現在12市町で実施されている「実務者同士のネットワークづくり」を基本として、種別を超えた実務者同士の課題意識を共有し、利用者や地域のニーズを踏まえた具体的な活動につなげていくことが期待される。

9. 相談活動の実施状況

・相談内容や対象者を特定の分野に限定しない心配ごと相談や福祉総合相談は、県内すべての社協が実施している。相談員として活動しているのは、民生委員・児童委員が20市町(50.0%)と5年前の調査と比較すると7市町減少している。また、社協職員が相談員を担っているのは26市町(65.0%)であった。

・相談内容や対象者を特定の分野に限定した相談活動は、図表 11-1 のとおりである。

<図表 11-1>

取り組み内容(複数回答可)	平成28年度	令和3年度
法律相談	25 市町(62.5%)	26 市町(65.0%)
介護相談	12 市町(30.0%)	15 市町(37.5%)
結婚相談	5 市町(12.5%)	5 市町(12.5%)
その他	14 市町(35.0%)	17 市町(42.5%)

※「その他」の主な内容:ボランティア相談、権利擁護相談、障害者総合相談、成年後見個別相談、相続・遺言相談など

・これらの相談支援は、既存の日常生活自立支援事業や自立相談支援事業などとあわせて、「どんなニーズも断らない」包括的な相談支援体制づくりに向けた重要な資源として展開することが必要である。

・社協全体として地域住民の相談や課題を受け止めるために、担当事業・部局を超えたケース検討の場など、全職員が共通認識を持てる取り組みが求められる。

10. 社協が有する権利擁護機能

・権利擁護(成年後見)支援センターの設置運営状況は、15センター(21市町・52.5%)で、平成28年度より3センター(3市町)増加している。設置主体・運営主体の内訳などは、図表12-1のとおりである。

<図表12-1> 権利擁護(支援)センターおよび成年後見支援センターの設置状況 (母数21)

	設置主体	運営主体
行政	20市町 ^{※1} (95.2%)	0市町(0.0%)
社協	0市町(0.0%)	17市町 ^{※1} (81.0%)
その他	1市町 ^{※2} (4.8%)	4市町 ^{※3} (19.0%)

※1 西播磨4市3町は行政が合同設置、1社協で運営

※2 行政と社協の合同設置

※3 社会福祉法人、NPO法人、社協とNPO法人との合同運営

・社協が有する権利擁護支援機能は、図表12-2のとおりである。

<図表12-2> 社協が有する権利擁護支援機能

機能	取り組み内容(複数回答可)	実施数
権利擁護相談	広報・啓発	20市町(50.0%)
	相談	22市町(55.0%)
	法律など専門職による専門相談	11市町(27.5%)
	成年後見制度申し立て支援	10市町(25.0%)
	その他 ・日常生活自立支援事業との連携 ・市から受託している包括支援センターで相談を受けている	
権利擁護支援の強化	虐待対応	3市町(7.5%)
	法人後見	3市町(7.5%)
	日常生活自立支援事業	40市町(100.0%)
	その他 ・日常生活自立支援事業担当者が包括支援センター(社協)担当者と連携し相談実施 ・相談事例に応じて、町内支援機関、リーガルサポート登録司法書士に連絡	
支援者の育成	相談職への支援	10市町(25.0%)
	成年後見人への支援	8市町(20.0%)
	その他 ・成年後見支援センター専門相談を利用したSVを実施 ・基幹型地域包括支援センターとしての後方支援 ・包括支援センター(社協)が研修開催、成年後見申立に係る事前チェックリスト作成など関係者と連携し実施	

機能	取り組み内容(複数回答可)	実施数
ネットワーク形成	支援困難ケースの検討会議	9 市町(22.5%)
	成年後見受任調整	6 市町(15.0%)
	その他 ・高齢者虐待防止ネットワーク ・成年後見支援センター専門相談、運営委員会を利用したの取り組み ・地域包括支援センターとして権利擁護相談などを実施、調整	
社会資源の開発とシステム評価	権利擁護支援システムの構築	4 市町(10.0%)
	権利擁護・成年後見制度の調査研究	1 市町(2.5%)
	その他 ・成年後見支援センター運営委員会を利用して調査研究を実施 ・権利擁護センター設置検討委員会開催、提言書作成 ・市担当課と権利擁護・成年後見支援センターとの定例会議開催	
地域住民の権利認識の向上	権利擁護に関する住民向け研修	12 市町(30.0%)
	権利擁護支援者の養成	9 市町(22.5%)
	その他 ・生活支援員への研修会を開催 ・精神障害、知的障害団体総会時などへの後見制度の概要説明	

・日常生活自立支援事業の利用者などへの社協独自制度による支援を実施しているのは 6 市(15.0%)で、図表 12-3 のとおりである。

<図表 12-3> 日常生活自立支援事業の利用者などへの社協の独自制度

社協名	社協の独自制度
芦屋市社協	財産保全サービス
伊丹市社協	短期(有期間)の入院・施設入所者に対する金銭管理など
高砂市社協	エンディングプラン・サポート事業助成金支給事業
三田市社協	財産保全サービス
丹波市社協	預金証書など保管事業

※日常生活自立支援事業の利用料減免や助成は複数の社協で実施。

- ・近年は成年後見制度利用促進法による体制整備が進められており、各市町域ではそれを活用した権利擁護機能の拡充が図られている。それに伴い各市町社協が有する権利擁護機能も拡充しており、権利擁護(成年後見)支援センターの増加(3 市町)や中核機関への移行が一部進み、市民後見人の受任及び法人による後見監督人の受任が広がってきた。
- ・一方で、成年後見制度が権利擁護の中心であるかのような錯覚に陥らないよう注意が必要である。同制度は権利を制限し、障害者権利条約が否定する安易な代理・代行を可能にしてしまう点に課題がある。あくまでも意思決定支援を中核にした権利擁護支援の実践と体制構築を目指し、同制度の利用促進にかかる施策をうまく使っていくことが重要である。
- ・その点、今回の調査では障害者虐待防止を軸に権利擁護センター化した社協があり、また権利擁護(成年後見)支援センターを直接運営していない社協のうち 16 市町社協が権利擁護相談の機能を有

すると回答するなど、権利擁護を広く捉え自組織の機能について整理しようとする姿勢がうかがえた。また社協はその組織特性から、地域住民の権利認識の向上への取り組み強化が期待される。

- ・このように社協は自組織の権利擁護機能を強化することも大切である一方、とくに権利擁護支援機能を市町域においてどう充実させていくか、どの機関が何を担うかということ(権利擁護システム)について検討する場を行政に働きかけていくことが求められる。併せて「連携による相談支援」と「資源開発」により問題解決の出口を作っていくことが必要であり、既存の関係機関(地域包括支援センターなど)が本来の機能を正しく発揮しているかどうかも含め、社協だけが対応策とならないような協働体制を目指すことが重要である。

11. 生活困窮者支援活動の実施状況

(1)生活福祉資金の貸付を通じた生活困窮者支援の実施状況

- ・生活福祉資金の貸付状況は、図表 13-1のとおりである。特例貸付を除けば、過去 5 年間の年間貸付件数に大きな変化はみられないが、教育支援資金は年々増加傾向にある。

<図表 13-1>生活福祉資金の貸付を通じた生活困窮者支援の実施状況 (貸付決定件数)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉資金	148	127	203	156	94
緊急小口資金	222	131	156	604(※)	55,844(※)
教育支援資金	790	839	916	1,024	1,047
総合支援資金	70	49	19	19	50,914(※)
不動産担保型生活資金	1	2	1	1	3
合計	1,231	1,148	1,295	1,804	107,902

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付を含む

- ・令和 2 年 3 月 25 日より開始された新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の状況は、図表 13-2のとおりである。

<図表 13-2>特例貸付の貸付実績 (令和 3 年 9 月末時点)

資金種別	決定件数	決定金額
緊急小口資金(特例)	68,804 件	12,540,488,000 円
総合支援資金(特例)	81,707 件	59,461,231,000 円
合計	150,511 件	72,001,719,000 円

- ・特例貸付においては、すべての市区町社協が平常時の数百倍もの貸付相談への対応と迅速な貸付を担い、緊急時のセーフティネットにおいて大きな役割を果たした。
- ・未曾有の貸付相談に加え、郵送による申請受付の導入や書類の簡略化、度重なる運用変更にも翻弄されながらも、本会が令和 2 年 6 月に実施した『兵庫県内市区町社協における特例貸付の現況把握調査』では、98.0%の社協が「自立相談支援機関へのつなぎ・連携」や「緊急食糧支援」など貸付を通じて把握された生活支援ニーズに何らかの対応を行ったと回答した。
- ・貸付を通して浮き彫りになった生活困窮課題、とりわけひとり親を含む子育て世帯や在留外国人世帯、不安定な生活状況にある世帯等に対し、地域住民や関係者と協働した支援体制を築くとともに、孤立や困窮を予防する地域での取組みが、今後の社協活動の大きな柱になる。

(2)生活困窮者自立支援事業の実施状況

- ・生活困窮者自立支援事業の実施状況は、図表 13-3のとおりである。なお、町部は県が所管し、民間団体に委託している。
- ・生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議(支援会議)への社協の参画状況は 19 市町(47.5%)となっている。そのうち、1 市(三田市)は社協が受託して開催している。

<図表 13-3>生活困窮者自立支援事業の実施状況

運営主体	自立相談支援事業	任意事業			
		就労準備	一時生活支援	家計改善	学習支援
行政	16 市	6 市	8 市	7 市	4 市
社協	5 市	0 市	0 市	1 市	0 市
民間団体	1 市	11 市	13 市	4 市	5 市
複数主体運営	6 市	2 市	2 市	0 市	1 市
うち社協受託	3 市	0 市	0 市	0 市	0 市
合計	28 市+県	19 市+県	23 市+県	12 市+県	10 市+県

※町部(12町)は県が所管し、民間団体に委託。

- ・社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況は、図表 13-4のとおりである。

<図表 13-4>社協における制度外の生活困窮者自立支援活動の実施状況

活動の種類(複数回答可)	実施数
(1)日用生活品や食料品などの物品支援	34 市町(85.0%)
(2)法外援護資金貸付・給付	28 市町(70.0%)
(3)社会参加・就労体験	7 市町(17.5%)
(4)その他(支援団体への支援など)	5 市町(12.5%)

- ・社会的孤立への対応として生活困窮者への支援は、社協では従来、生活福祉資金貸付事業と日常生活自立支援事業を含めた相談支援において展開してきたが、生活困窮者自立支援法に基づく事業を受託する社協が前回調査の平成 29 年度より1市町増加するとともに、半数以上の社協での支援調整会議への参画、さらには制度外の支援を実施する社協も増加し、従来の事業以外においても、何らかの生活困窮者支援活動がすべての社協において展開されていることが明らかになった。
- ・とくに制度外の支援において、食料品などの物品支援を実施する社協は、前回調査の平成 29 年度より倍増しており、コロナ禍も相まって待ったなしの緊急的な支援を必要とする相談者・世帯が増えていることが推察される。
- ・重層的支援体制整備事業の創設をはじめ、包括的な相談支援と地域づくりが一層進められる中、生活困窮者支援においても、特に社協は組織内外の連携による相談支援と資源開発が重要となっている。寄せられた相談に対し、既存の制度・事業に該当するかどうかではなく、介入の糸口ととらえ、本人と一緒に考えながら、課題が根本解決に向かう支援が求められている。そのためには、本人の力や課題の見極め、支援の見立てを関係機関と行い、連携のもと支援を進める体制を整えていくことが重要である。

12. 在宅福祉サービスの実施状況

・介護保険制度の介護サービスを実施している社協は、36 市町(90.0%)である。各サービスの実施状況は、図表 14-1 のとおりである。

・また、新しい総合事業への位置づけは、訪問型サービス A が 21 市町(平成 28 年度 5 市町)、通所型サービス A が 11 市町(同 3 市町)となっており、特に前者は各市町における担い手養成研修の実施の広がりとともに位置づけが大きく進みつつある。

<図表 14-1> 市町社協の介護サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町			
	平成 28 年度	令和 3 年度	新規実施	事業廃止
居宅介護支援	34 市町(85.0%)	34 市町(85.0%)	1 市	1 町
訪問介護	36 市町(90.0%)	34 市町(85.0%)	2 市	3 市 1 町
通所介護	23 市町(57.5%)	21 市町(52.5%)	1 市	2 市 1 町
訪問看護	8 市町(20.0%)	9 市町(22.5%)	1 市	－
訪問入浴介護	16 市町(40.0%)	11 市町(27.5%)	－	4 市 1 町
福祉用具貸与	6 市町(15.0%)	5 市町(12.5%)	1 町	2 市
小規模多機能居宅介護	3 市町(7.5%)	3 市町(7.5%)	－	－

・障害者総合支援法に基づくサービスを実施している社協は、39 市町(97.5%)である。各サービスの実施状況は、図表 14-2 のとおりである。

<図表 14-2> 市町社協の障害福祉サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町			
	平成 28 年度	令和 3 年度	新規実施	事業廃止
介護給付	38 市町(95.0%)	38 市町(95.0%)	2 市	1 市 1 町
訓練等給付	10 市町(25.0%)	11 市町(27.5%)	1 市 1 町	1 町
地域生活支援事業	28 市町(70.0%)	28 市町(70.0%)	2 市 1 町	2 市 1 町
相談支援事業	28 市町(70.0%)	30 市町(75.0%)	2 市	－

・社協が実施する制度外の在宅福祉サービスの実施状況は、図表 14-3 のとおりである。福祉機器の貸出や配食・給食サービス、移送サービスの実施率が高くなっている。

<図表 14-3> その他の在宅福祉サービスの実施状況(複数回答可)

内容	実施市町	
	平成 28 年度	令和 3 年度
配食・給食サービス	32 市町(80.0%)	28 市町(70.0%)
家事援助	16 市町(40.0%)	18 市町(45.0%)
ミニデイサービス	10 市町(25.0%)	8 市町(20.0%)
介護用品の斡旋	17 市町(42.5%)	14 市町(35.0%)
福祉機器の貸出(制度外)	37 市町(92.5%)	39 市町(97.5%)
移送サービス	26 市町(65.0%)	23 市町(57.5%)
ファミリーサポートセンター	12 市町(30.0%)	12 市町(30.0%)
介護ファミリーサポートセンター	－	4 市町(10.0%)
その他	12 市町(30.0%)	12 市町(30.0%)

- ・社協が介護保険・障害福祉サービスを実施する意義は、①利用者主体の支援を通じたその人らしい地域生活の実現、②「住民同士のネットワーク」とそれを支える「専門機関同士のネットワーク」づくりを通じた包括的な地域ケアシステムの促進、③利用者と地域とのつながりを生かし個々の生活を支えることを通じた地域の「共に生きる力」の向上の3点である。
- ・近年、介護保険サービスについては、報酬改定による収支の悪化や競合相手の増加、人材不足などの厳しい経営環境を背景に、訪問入浴介護や訪問介護、通所介護を廃止する社協が増えつつあるが、まずは社協が介護保険・障害福祉サービス事業を実施する意義を再確認することが大切である。
- ・その上で、事業の改廃を採算性だけで決めるのではなく、地域住民とのつながりや組織内の多様な職種が存在など、他の事業者にはないアドバンテージを生かしつつ、地域に支えられる質の高いサービス提供や開発、人員体制の見直しなど、あらゆる経営改善の手立てを組織全体で取り組むことが求められる。

13. 広報活動の実施状況

- ・社協機関紙は、全市町で発行されており、平均発行回数は 7.2回である。38市町(95.0%)で全戸配布が行われている。
- ・全市版の機関紙と併せてより地域住民に近い各支部や生活支援コーディネーター情報紙などを発行し、情報発信を続けている社協が多く見られる。
- ・近年普及しているブログや Facebook・LINE などの SNS ツールを活用している社協も 16 市町(40.0%)あり、タイムリーな情報発信を進めている社協も増えている。
- ・地域福祉や社協活動への理解を促進するため、従来からの機関紙を活用した情報発信に加え、今後 SNS などの様々な媒体を活用し、若年層を含めた幅広い世代への発信を行っていく必要がある。

14. 政策提言活動の実施状況

- ・行政に対する政策提言の仕組みを有している社協は、4 市町(10.0%)であった。このほか、10 市町(25.0%)で令和 2 年度中に臨時的に政策提言を行っている。
- ・提言内容の検討にあたっては、外部委員を含めた検討を行ったのが 4 市町(10.0%)、役員会で検討したのが 8 市町(20.0%)、関係団体からの意見聴取を行ったのが 2 市町(5.0%)、その他、「市セーフティネット会議の協働事務局運営による」「委託事業にかかる随時協議」「正副会長会で検討」などの回答が見られた。
- ・提言の方法としては、首長・議長などとの協議を行ったのが 7 市町(17.5%)、担当課との協議を行ったのが 6 市町(15.0%)、書面による提言書の提出を行ったのが 7 市町(17.5%)、行政の会議で委員としての発言を行ったのが 4 市町(10.0%)という状況であった。
- ・地域共生社会に向けた自治体の責務が大きくなる中で、社協としては民間の協議体としての組織特性を発揮し、小地域福祉活動や相談活動など、日々の社協活動を通じて把握した地域生活課題や組織運営上の課題について、行政などに対して積極的な政策提言活動を行っていくことが大切である。

15. 災害対策

- ・災害時の対応マニュアルを作成しているのは38市町(95.0%)、災害ボランティアセンターの設置に関する協定を行政などと締結しているのは27市町(67.5%)である。5年前の調査と比べ、マニュアル作成は4市町、協定締結は6市町増加している。また、青年会議所(JC)やライオンズクラブなどと災害時の協定を締結している社協が3市町(11.1%・母数27)あるなど、連携先も多様となっていることがうかがえる。
- ・また、6市町(15.0%)で法人としての事業継続計画(BCP)を作成している。
- ・今後は、多様な主体による効果的な災害支援活動を展開するため、行政などとの協定締結や災害ボランティア養成講座の実施、防災訓練の取り組みを平時から進めていくとともに、災害時に社協として期待される役割を十分に発揮できるよう、法人全体や事業所単位でのBCPの策定が求められる。

16. 組織基盤強化に向けた取組状況

(1) 評議員会・理事会・監事監査

- ・評議員・理事数の平均は、評議員が21.5名以上27.9名以内(市部23.0名以上29.6名以内、町部17.9名以上23.3名以内)、理事が10.2名以上13.9名以内(市部10.9名以上14.6名以内、町部8.7名以上12.2名以内)である。また、監事は「2名以内」が32市町(80.0%)、「3名以内」が8市町(20.0%)という状況である。
- ・評議員会の平均開催回数は3.3回で、5年前の3.4回とほぼ変わらない一方で、理事会の平均開催回数は5.7回と、5年前の6.7回より減少している。理事会を年間6回以上開催したところは17市町(42.5%)である。5年前は年間12回以上開催した社協が6市町見られたが、今回はいずれの市町も12回未満であった。監事監査の平均開催回数は1.8回であった。また、常務理事を設置している社協は15市町(37.5%)であり、うち6市町(40.0%・母数15)で事務局長との兼務が見られる。
- ・社協が地域福祉推進計画に基づく地域福祉マネジメントを進めていくためには、理事会や評議員会などにおける協議機能を強化し、住民や関係機関・団体など様々な主体による地域福祉の協働推進を目指していく視点が大切である。

(2) 社協会員制度

- ・社協会費については、全世帯一般住民を対象とした一般会員制度を導入しているのは39市町(97.5%)で、1世帯あたりの金額は、市部においては100円～1,500円(平均額664円)、町部では500円～2,200円(平均額933円)であり、5年前と比較して大きな変化は見られない。賛助会員制度を導入している社協は34市町(85.0%)と2市町増加している。一般会費額の分布は、図表15-1のとおりである。

<図表15-1> 全世帯・住民を対象とした一般会費(普通会費)の金額

金額	市町数
500円未満	7市町
500円以上1,000円未満	16市町
1,000円以上1,500円未満	13市町
1,500円以上2,000円未満	2市町
2,000円以上	1市町

- ・社協の会員会費制度は、住民主体の社協活動を展開する上での基盤となる取り組みであり、会費の用途や目的を住民や構成団体に対して丁寧に説明して理解を求めていくことが必要である。

(3)組織基盤強化計画

・社協の組織基盤強化計画(経営計画)を単独で策定しているのは、図表15-2 のとおり 10 市町(25.0%)であり、新たに策定中・今後策定予定の社協も 2 市町あった。また、6 市町(15.0%)で地域福祉推進計画の中に組織基盤強化に関する項目を設けている。

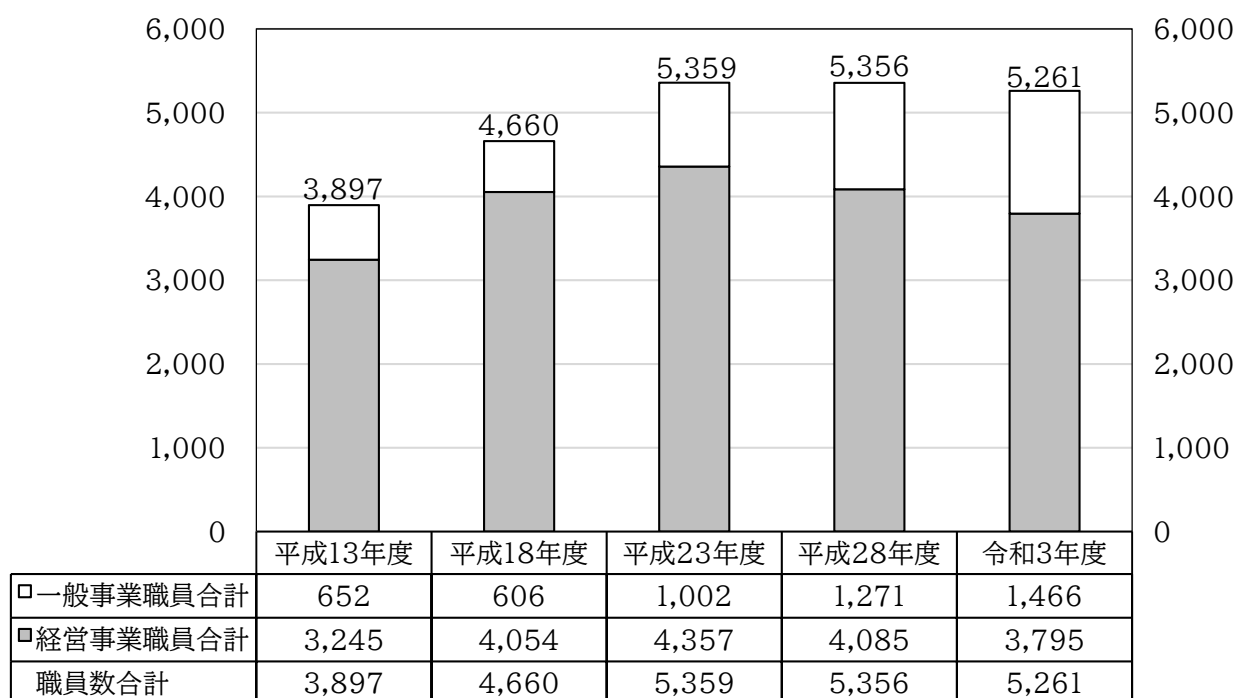
<図表15-2>組織基盤強化計画の名称

中期経営計画(姫路市・尼崎市・川西市)、基盤強化計画(豊岡市・三木市)、収支改善計画(尼崎市(再))、発展・強化計画(高砂市)、財政計画(三田市)、組織経営基盤計画(養父市)、地域福祉ビジョン(丹波市)、発展計画(朝来市)

(4)職員数

・県内の社協職員数は 5,261 人で、職員数の 5 年ごとの推移は、図表15-3 のとおりで、全体としては減少している。介護保険サービス担当職員が 5 年前の 2,978 人から 2,614 人と減少したことなどが影響しているとみられる。特に訪問介護事業の職員の減少がマイナス 241 人と著しい。

<図表15-3>社協職員数の推移(神戸市は除く、単位:人)



※「一般事業職員」は法人運営部門、地域福祉推進部門、ボランティア・市民活動センター、福祉サービス利用支援部門を、「経営事業職員」は介護保険サービス担当職員を含むその他の職員を指す。

・雇用形態別の職員数の内訳は、図表15-4 のとおりである。平成23年度と比較して正規職員の割合は増加している。生活支援コーディネーターの配置が 5 年前の 14 市町から 35 市町と大きく進んだことが主な要因として挙げられる。

<図表15-4>社協職員の雇用形態別内訳

	正規職員	非正規職員(常勤)	非正規職員(非常勤)
令和3年度	1,583 人(30.1%)	1,256 人(23.9%)	2,422 人(46.0%)
平成23年度(参考)	1,238 人(23.1%)	1,284 人(24.0%)	2,837 人(52.9%)

- ・地域福祉専門職員の設置状況は、図表15-5のとおりである。生活支援コーディネーターが5年前から2倍以上の増加を示しているほか、生活困窮者自立支援事業の相談支援員も増加傾向にある。
- ・社協は、共生のまちづくりを推進するため、生活支援コーディネーターをはじめとするコミュニティワーカーや地域生活支援ワーカーなど、地域福祉の専門職を確保・育成し、社協内外の多職種連携を進めながらコミュニティワークの体制強化を図っていくことが求められる。

<図表15-5> 地域福祉専門職の配置状況

職 種		正規	非正規	合計
(介護保険制度上の) 生活支援コーディネーター	専任	42人	16人	58人
	兼任	78人	9人	87人
	合計	120人	25人	145人
(生活困窮者自立支援事業の) 相談支援員 ※主任含む	専任	15人	5人	20人
	兼任	23人	0人	27人
	合計	38人	5人	43人
地域福祉コーディネーター	専任	15人	0人	15人
	兼任	68人	22人	90人
	合計	83人	22人	105人

※地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)とは、制度の狭間の課題も含めて、個別支援と地域の社会資源をつなぎ地域特性に応じた社会資源やサービス開発を含めた地域支援を行う職員を指す。

- ・また、生活福祉資金貸付事業の専従職員を配置しているのは9市町(22.5%)で、正規職員の専従は4市町(10.0%)のみとなっている(令和2年6月時点)。また、日常生活自立支援事業については、10市町(25.0%)で専任の専門員を配置している(令和3年4月1日時点)。包括的な相談支援体制の構築が求められ、両事業ともコロナ禍や高齢化などを背景に需要が高い傾向が続く中、職員体制のさらなる強化が必要となっている。
- ・なお、社協から行政への出向職員は5市町(12.5%)、計12人であった。担当業務としては、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援事業など。行政から社協への出向職員は12市町(30.0%)、計40人(1~11人)であった。

17. 社協の財務状況

・令和2年度の県内市町社協の経常増減差額率及び純資産比率、流動比率の平均は、図表16-1 のとおりで、令和元年度と比較してほぼ横ばい状態だが、県内の社会福祉法人の平均より低い傾向が続いている。

<図表16-1> 令和2年度経常増減差額率・純資産比率・流動比率

指標	内容	令和2年度	(参考)令和元年度	(参考)県平均※
経常増減差額率	サービス活動収益に対する経常増減差額の割合。 (経常増減差額がマイナスの場合、マイナス表示)	-0.02%	-4.2%	3.1%
純資産比率	総資産に占める純資産の割合。 (社会福祉法人は全般的に高い割合)	66.6%	66.2%	71.9%
流動比率	流動負債に対する流動資産の割合。 (運転資金の余裕度を示す)	275.5%	288.8%	298.4%

※県平均：令和2年度の県内の社会福祉法人の平均

・令和2年度事業活動計算書のサービス活動増減差額の状況は、図表16-2、16-3 のとおりで、令和元年度と比較して、全体としてプラスの社協が増加しているが、平均額が示すように、「制度福祉サービス」の部門の収益が「制度福祉サービス以外」の部門のマイナス部分を支えている状況にある。

<図表16-2> 令和2年度事業活動計算書 サービス活動増減差額の平均額

区分	増減差額 平均額	
	令和2年度	(参考)令和元年度
全体	△1,101,859 円	△24,501,826 円
「制度福祉サービス」の部門	12,584,241 円	4,084,438 円
「制度福祉サービス以外」の部門	△13,686,100 円	△28,575,617 円

※「制度福祉サービス」：介護保険・障害福祉サービス事業(地域包括支援センター事業を含む)

※「制度福祉サービス以外」：法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

<図表16-3> 令和2年度事業活動計算書 サービス活動増減差額がプラスの社協数

区分	市町数	
	令和2年度	(参考)令和元年度
全体	17 市町(42.5%)	12 市町(30.0%)
「制度福祉サービス」の部門	29 市町(72.5%)	26 市町(65.0%)
「制度福祉サービス以外」の部門	8 市町(20.0%)	3 市町(7.5%)

・さらに、各部門とも前年度と比較して、増減差額の平均額や増減差額がプラスの社協数が増加しているが、その要因には、職員の退職や再雇用による人件費の減少、コロナ禍による社協事業の休止や地域への助成の縮小に伴う支出の減少などが挙げられることから、次年度もこのような財政が継続するかは不透明な状況にある。

・今後、「制度福祉サービス」の部門については、定期的・継続的に経営分析やサービスの点検などを行いながら、社協の強みを活かした質の高いサービスを展開し、着実な経営改善を通じて十分な利益を生み出す必要がある。また、「制度福祉サービス以外」の部門についても収支状況を的確に把握し、補助・委託のあり方について行政との協議を続けることが求められる。

各市町社協の組織・活動概要

【福祉指標】

人口	1,520,020 人	世帯数	738,160 世帯	年少人口	185,084 人	合計特殊出生率	1.37
高齢者数	432,855 人	高齢化率	28.6%	要介護認定者数	89,877 人（要支援者 35,974 人・要介護者 53,903 人）		
身体障害者手帳所持者	77,730 人	療育手帳所持者	17,045 人	精神保健福祉手帳所持者	18,402 人	生活保護受給世帯	33,697 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
-		164		84	
小地域福祉推進組織	○	組織名称		設置地域	
		ふれあいのまちづくり協議会		全市町域	
まちづくり協議会	○	ふれあいのまちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
2,047 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
2,222 人	349 人	-	101,774 人	2,331 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	272	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	35

【相談支援機関】

地域包括支援センター	76 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	こうべ安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センター	設置主体	行政	運営主体	社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	複数主体運営	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○	○	○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒651-0086 神戸市中央区磯上通 3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内(電話) 078-271-5314 (FAX) 078-271-5366 (e-mail) soumu@with-kobe.or.jp (URL) http://www.with-kobe.or.jp						
評議員数	43人以上 49人以内	役員数	理事	17人以上 20人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回	
職員数	合計 669人	正規職員	184人	常勤職員	355人	非常勤職員	130人
社協会員会費	地区社会福祉協議会費：前年10月1日現在の世帯数(全世帯数-被保護世帯数)×10円×1/2、民生委員児童委員会費：当該年度4月1日現在の民生委員児童委員定数×175円、社会福祉施設会費①：第一種社会福祉事業の事業所6,000円、社会福祉施設会費②：第二種社会福祉事業の事業所3,000円、社会福祉施設会費③：更生保護事業法に規定する更生保護事業の事業所6,000円			組織基盤強化計画		地域福祉推進計画 2025	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	保護司、行政相談委員、青少協育成委員、人権啓発推進協力委員等
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	市民後見人候補者による成年後見手続き相談室の開催	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○				○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
	○	○						
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○		○		○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○			○				
	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
							○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
福祉の情報誌「きずな・KOBÉ」(市社協)			
発行回数	年1回	配布対象	市民全般
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	457,938 人	世帯数	222,273 世帯	年少人口	50,036 人	合計特殊出生率	1.52
高齢者数	127,630 人	高齢化率	28.3%	要介護認定者数	28,700 人（要支援者 10,013 人・要介護者 18,687 人）		
身体障害者手帳所持者	22,210 人	療育手帳所持者	5,540 人	精神保健福祉手帳所持者	5,354 人	生活保護受給世帯	13,575 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
-		42		19	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉協会	自治会・集落	全市町域	
		社会福祉連絡協議会	その他	全市町域	
		支部社協	旧村単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	社会福祉連絡協議会	地区計画等を定める区域ごと	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
580 カ所	○	○		○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
833 人	24 人	-	10,895 人	446 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	全市町域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	45	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	92

【相談支援機関】

地域包括支援センター	12 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	成年後見等支援センター	設置主体	行政	運営主体	社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○			○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○						○	

社協の主な活動

社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒660-0828 尼崎市東大物町 1-1-2 尼崎市社協会館（電話）06-6489-3550（FAX）06-6489-3526 （e-mail）info@amasyakyo.jp（URL）http://www.amasyakyo.jp						
評議員数	20人以上 41人以内	役員数	理事	6人以上 19人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	13回	
職員数	合計 276人	正規職員	100人	常勤職員	45人	非常勤職員	131人
社協会員会費	普通会員 1法人・団体 2,000円、賛助会員 1口 2,000円、 賛助会員 1口 10,000円		組織基盤強化計画		中期経営計画、収支改善計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○	○			
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成	○	○	・システム評価		
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援					

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
在宅福祉サービス (保険外)	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 2 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	ファミサポ通信、てとと通信		

【福祉指標】

人口	485,111 人	世帯数	216,702 世帯	年少人口	66,025 人	合計特殊出生率	1.49
高齢者数	117,095 人	高齢化率	24.0%	要介護認定者数	21,872 人（要支援者 8,064 人・要介護者 13,808 人）		
身体障害者手帳所持者	15,627 人	療育手帳所持者	4,350 人	精神保健福祉手帳所持者	3,759 人	生活保護受給世帯	5,985 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2015 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2016 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数	約 450	小学校数（市町立・校区）	41	中学校数（市町立・校区）	20
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協（分区）	概ね小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
100 カ所	○	○	○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
689 人	42 人	-	3,186 人	134 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
		一部の地域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	28	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	118

【相談支援機関】

地域包括支援センター	15 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	設置主体	行政	運営主体	NPO
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	複数主体運営	○			○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター内（電話）0798-34-3363（FAX）0798-35-5500 （e-mail）nishi-shakyo-info-01@n-shakyo.jp（URL）https://nishi-shakyo.jp						
評議員数	20人以上28人以内	役員数	理事	9人以上12人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	6回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	2回	
職員数	合計358人	正規職員	97人	常勤職員	208人	非常勤職員	53人
社協会員会費	個人会員1口500円、団体会員1口5,000円、賛助会員（個人）1口500円、賛助会員（団体）1口5,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他	ボランティア相談、障害者総合相談、障害者就労相談等	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業
在宅福祉サービス （保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ		介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
しあわせ			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	地区社協活動者情報、生活支援コーディネーター情報		

【福祉指標】

人口	94,022 人	世帯数	42,706 世帯	年少人口	12,518 人	合計特殊出生率	1.34
高齢者数	28,017 人	高齢化率	29.8%	要介護認定者数	5,603 人（要支援者 2,121 人・要介護者 3,482 人）		
身体障害者手帳所持者	3,217 人	療育手帳所持者	651 人	精神保健福祉手帳所持者	654 人	生活保護受給世帯	550 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
81		8		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会（旧小学校区 9 地区設置）	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
60 カ所	○				○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
111 人	6 人	164 人	2,218 人	73 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	20	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		130

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	芦屋市権利擁護支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	社協		○		○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		○

社協の主な活動

社会福祉法人 芦屋市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒659-0051 芦屋市呉川町 14 番 9 号芦屋市保健福祉センター内（電話）0797-32-7530（FAX）0797-32-7529 （e-mail）info@ashiya-shakyo.com（URL）https://ashiya-shakyo.com						
評議員数	20人以上24人以内	役員数	理事	10人以上14人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	2回	
職員数	合計156人	正規職員	38人	常勤職員	27人	非常勤職員	91人
社協会員会費	普通会員1口1,000円、団体会員1口3,000円、特別会員その他5口以上及び団体会員は10,000円以上、賛助会員1口1,000円			組織基盤強化計画		第7次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	ボランティア相談、権利擁護相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○	○	○	支援の強化	○	○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成	○	○	・システム評価	○	
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援	○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
	配食・給食	家事援助		介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	地区福祉委員会だより、ファミサポ通信、ひとり一役通信		

【福祉指標】

人口	197,891 人	世帯数	83,111 世帯	年少人口	27,762 人	合計特殊出生率	1.57
高齢者数	51,777 人	高齢化率	26.1%	要介護認定者数	10,057 人（要支援者 3,137 人・要介護者 6,920 人）		
身体障害者手帳所持者	6,863 人	療育手帳所持者	2,069 人	精神保健福祉手帳所持者	1,649 人	生活保護受給世帯	2,552 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2028 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
199		17		8	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		自治協議会、地区社協、まちづくり協議会、コミュニティ協議会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	自治協議会、まちづくり協議会、コミュニティ協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
153 カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
251 人	9 人	-	3,470 人	134 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2023 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	21	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	268	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	10 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	伊丹市福祉権利擁護センター	設置主体	行政	運営主体	社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○		○					

社協の主な活動

社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒664-0014 伊丹市広畑 3-1 伊丹市立地域福祉総合センター内（電話）072-779-8512（FAX）072-777-0722 （e-mail）info@itami-shakyo.or.jp（URL）http://www.itami-shakyo.or.jp						
評議員数	25人以上30人以内	役員数	理事	13人以上15人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	1回	
職員数	合計121人	正規職員	41人	常勤職員	42人	非常勤職員	38人
社協会員会費	普通会員1口1,000円、団体会員1口3,000円、特別会員1口5,000円、名誉会員1口50,000円			組織基盤強化計画	第7次地域福祉推進計画（発展計画）		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	地域住民、ケアマネジャー等
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	精神科相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○	○	○	○	
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成	○	○	・システム評価	○	○
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援		○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
				○	○	○	○	
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○			

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
市民活動情報誌「社協だより」			
発行回数	年3回	配布対象	社協会員、住民、地域福祉活動者
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	障害者福祉センター機関紙		

【福祉指標】

人口	225,589 人	世帯数	95,974 世帯	年少人口	29,691 人	合計特殊出生率	1.44
高齢者数	65,121 人	高齢化率	29.0%	要介護認定者数	13,354 人（要支援者 4,526 人・要介護者 8,828 人）		
身体障害者手帳所持者	9,094 人	療育手帳所持者	2,215 人	精神保健福祉手帳所持者	1,945 人	生活保護受給世帯	1,977 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2015 年～2020 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定	○	一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
280		24		12	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		まちづくり協議会福祉部	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
173 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
294 人	19 人	-	3,363 人	157 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	27	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	256

【相談支援機関】

地域包括支援センター	7 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	宝塚市高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センター	設置主体	行政	運営主体	社会福祉法人
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	複数主体運営	○	○		○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○	○			○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒665-0825 宝塚市安倉西 2-1-1 宝塚市総合福祉センター内（電話）0797-86-5000（FAX）0797-86-5069 （e-mail）shakyo@nifty.com（URL）http://takarazukashakyo.life.coocan.jp					
評議員数	32人以上 35人以内	役員数	理事	13人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	5回	監事監査	2回
職員数	合計 353人	正規職員 86人		常勤職員 107人	非常勤職員 160人	
社協会員会費	個人賛助会員 1口 500円、組織構成会員 1口 3,000円、団体等賛助会員 1口 5,000円、名誉賛助会員 1口 100,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		○

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○		○		
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○			○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協たからづか			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	さるん便（広報紙）、ばうむ（生活支援コーディネーター通信）		

【福祉指標】

人口	151,939 人	世帯数	63,744 世帯	年少人口	20,347 人	合計特殊出生率	1.36
高齢者数	49,079 人	高齢化率	32.2%	要介護認定者数	9,294 人（要支援者 3,119 人・要介護者 6,175 人）		
身体障害者手帳所持者	5,720 人	療育手帳所持者	1,621 人	精神保健福祉手帳所持者	1,222 人	生活保護受給世帯	1,363 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定	○	一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
134		16		7	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会	概ね小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	コミュニティ協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
119 カ所	○	○	○	○	○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
241 人	16 人	1431 人	2,974 人	134 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	全市町域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	16	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		31

【相談支援機関】

地域包括支援センター	8 カ所	サブセンター	-	ランチ	1 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	川西市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○			

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒666-0017 川西市火打 1-12-16 キセラ川西プラザ福祉棟 1 階（電話）072-759-5200（FAX）072-759-5203 （e-mail）info@k-shakyo.or.jp（URL）http://www.k-shakyo.or.jp						
評議員数	30人以上40人以内	役員数	理事	15人以上20人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回	
職員数	合計193人	正規職員	78人	常勤職員	63人	非常勤職員	52人
社協会員会費	普通会員1人・世帯300円～、団体会員1団体2,000円～、法人会員1法人・団体3,000円～、賛助会員1人・団体1,000円～			組織基盤強化計画		中期経営計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他	ピアカウンセリング	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○	○	○	支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験	○	
	○	○		○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
						○		○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○					

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協かわにし			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	ファミリーサポート通信		

【福祉指標】

人口	108,236 人	世帯数	42,461 世帯	年少人口	14,634 人	合計特殊出生率	1.27
高齢者数	28,659 人	高齢化率	26.2%	要介護認定者数	4,936 人（要支援者 1,753 人・要介護者 3,183 人）		
身体障害者手帳所持者	4,093 人	療育手帳所持者	967 人	精神保健福祉手帳所持者	705 人	生活保護受給世帯	293 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2014 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2014 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
179		20		8	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		ふれあい活動推進協議会	旧村単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	概ね中学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
144 カ所	○	○	○	○	○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
218 人	10 人	-	3,856 人	155 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	14	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数） -	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	3 カ所	サブセンター	-	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	三田市権利擁護・成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	社協		○	○	
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○		○	○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 三田市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒669-1514 三田市川除 675 三田市総合福祉保健センター内（電話）079-559-5940（FAX）079-559-5704 （e-mail）info@sanda-shakyo.or.jp（URL）http://www.sanda-shakyo.or.jp						
評議員数	30人以上40人以内	役員数	理事	10人以上15人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	2回	
職員数	合計161人	正規職員	39人	常勤職員	48人	非常勤職員	74人
社協会員会費	一般会員1世帯200円、特別会員1口5,000円、賛助会員1口1,000円			組織基盤強化計画	財政計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	その他			

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○	○			
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成	○		・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○		支援	○				

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○	○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
さんだ社協だより			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	ファミサポだより、デイサービスだより、子育てサークル・サロン情報		

【福祉指標】

人口	29,278 人	世帯数	10,943 世帯	年少人口	4,651 人	合計特殊出生率	0.94
高齢者数	9,314 人	高齢化率	31.5%	要介護認定者数	1,491 人（要支援者 559 人・要介護者 932 人）		
身体障害者手帳所持者	1,031 人	療育手帳所持者	319 人	精神保健福祉手帳所持者	193 人	生活保護受給世帯	35 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
49		6		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		猪名川町福祉委員会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	猪名川町まちづくり協議会		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
24 カ所	○			○		○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
60 人	3 人	112 人	985 人	27 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 猪名川町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒666-0236 川辺郡猪名川町北田原字南山 14-2 猪名川町総合福祉センター内 (電話) 072-766-1200 (FAX) 072-766-8511 (e-mail) yuuai@inagawa-syakyu.or.jp (URL) https://inagawa-syakyu.or.jp						
評議員数	14人以上17人以内	役員数	理事	7人以上9人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	1回	
職員数	合計91人	正規職員	20人	常勤職員	21人	非常勤職員	50人
社協会員会費	一般会員1世帯500円、団体会員1法人・団体5,000円、賛助会員1法人・団体5,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他
法律相談		介護相談	結婚相談		その他	成年後見個別相談

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
			○					
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○				

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○		○				
	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○			○	○	○	○	
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	303,952 人	世帯数	134,523 世帯	年少人口	39,714 人	合計特殊出生率	1.58
高齢者数	79,600 人	高齢化率	26.6%	要介護認定者数	14,915 人（要支援者 5,919 人・要介護者 8,996 人）		
身体障害者手帳所持者	11,175 人	療育手帳所持者	3,157 人	精神保健福祉手帳所持者	2,873 人	生活保護受給世帯	3,878 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2016 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2016 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
476		28		13	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社会福祉協議会	小学校区	全市町域	
		地区社会福祉協議会	中学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
181 カ所	○			○	○		

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
382 人	29 人	-	1,899 人	106 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	28	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	6 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	明石市後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○
					学習支援
					○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○		○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 明石市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒673-0037 明石市貴崎 1-5-13 明石市立総合福祉センター内（電話）078-924-9105（FAX）078-924-9109 （e-mail）daihyo@akashi-shakyo.jp（URL）https://www.akashi-shakyo.jp						
評議員数	18人以上21人以内	役員数	理事	10人以上13人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	6回	役員会開催状況	理事会	8回	監事監査	1回	
職員数	合計195人	正規職員	96人	常勤職員	65人	非常勤職員	34人
社協会員会費	普通会員1世帯120円、施設団体会員1法人・団体5,000円、特別賛助会員1人2,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	その他	ボランティア相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○						
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
あかしの社会福祉			
発行回数	年4回	配布対象	住民代表・自治会回覧等
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	259,820 人	世帯数	107,868 世帯	年少人口	36,724 人	合計特殊出生率	1.56
高齢者数	73,515 人	高齢化率	28.2%	要介護認定者数	13,511 人（要支援者 6,230 人・要介護者 7,281 人）		
身体障害者手帳所持者	8,980 人	療育手帳所持者	2,577 人	精神保健福祉手帳所持者	2,063 人	生活保護受給世帯	1,701 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
318		28		12	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支部社協	自治会・集落	全市町域	
		ささえあい協議会	中学校区	一部の中学校区	
まちづくり協議会	○	地域活動防犯団体	小学校区、単位町内会	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
200 カ所	○				○	○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
409 人	22 人	381 人	6,056 人	193 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	41	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	6 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	成年後見支援センター	設置主体	行政	運営主体	社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12 加古川市総合福祉会館内（電話）079-424-4318（FAX）079-425-4711 （e-mail）kakogawa-shakyo@kakogawa-shakyo.jp（URL）http://www.kakogawa-shakyo.jp						
評議員数	30人	役員数	理事	14人	監事	2人以内	
評議員会開催状況	6回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	1回	
職員数	合計57人	正規職員	29人	常勤職員	15人	非常勤職員	13人
社協会員会費	一般会員1世帯300円、賛助会員1会員3,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	市職員OB、学識経験者、主任児童委員
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他	ボランティア相談、成年後見制度(権利擁護)相談、障害福祉の総合的・専門的相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○	○	○	支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成	○	○	・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○		支援	○	○			

【在宅福祉サービス】

	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
介護保険サービス								
	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
								○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりかこがわ			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	つながりバンクかこがわ		

【福祉指標】

人口	38,109 人	世帯数	15,059 世帯	年少人口	5,248 人	合計特殊出生率	1.68
高齢者数	13,265 人	高齢化率	34.4%	要介護認定者数	2,656 人（要支援者 625 人・要介護者 2,031 人）		
身体障害者手帳所持者	1,688 人	療育手帳所持者	454 人	精神保健福祉手帳所持者	261 人	生活保護受給世帯	172 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
87		8		4	
小地域福祉推進組織	-	組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
59 カ所							

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
88 人	5 人	-	3,502 人	104 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	13	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	107

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2 カ所	サブセンター	-	ランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒677-0053 西脇市和布町 277-1 西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内（電話）0795-22-5400（FAX）0795-23-1891 （e-mail）info@nishiwaki-wel.or.jp（URL）http://www.nishiwaki-wel.or.jp					
評議員数	35人	役員数	理事	16人	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回
職員数	合計 79人	正規職員 24人	常勤職員 8人	非常勤職員 47人		
社協会員会費	世帯会員 1世帯 500円、賛助会員(個人会員) 1人 1,000円、賛助会員(法人・事業者等会員) 1法人・団体 3,000円			組織基盤強化計画	第3次西脇市地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談		結婚相談	その他			

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○			○	○	
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	74,520 人	世帯数	30,010 世帯	年少人口	8,996 人	合計特殊出生率	1.34
高齢者数	26,172 人	高齢化率	35.2%	要介護認定者数	4,330 人 (要支援者 1,386 人・要介護者 2,944 人)		
身体障害者手帳所持者	3,144 人	療育手帳所持者	725 人	精神保健福祉手帳所持者	562 人	生活保護受給世帯	423 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
199		14		9	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		暮らし・生活部会等	中学校区	一部の中学校区	
まちづくり協議会	○	市民協議会	三木市の各地区単位	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
90 カ所	○	○	○				○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
165 人	11 人	94 人	9,125 人	380 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	2 カ所	ランチ	9 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	三木市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体 社協
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談 学習支援
	行政		○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○		○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒673-0413 三木市大塚 1-6-40 三木市総合保健福祉センター2F (電話) 0794-82-4043 (FAX) 0794-86-0860 (e-mail) somu@miki.or.jp (URL) http://www.miki.or.jp						
評議員数	15人以上27人以内	役員数	理事	6人以上14人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	6回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回	
職員数	合計241人	正規職員	74人	常勤職員	83人	非常勤職員	84人
社協会員会費	一般会員1口500円、団体会員1口3,000円、 賛助会員1口3,000円、名誉会員1口100,000円			組織基盤強化計画	第1次 社会福祉協議会 基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	学識経験
法律相談	○	介護相談	結婚相談		その他	成年後見専門相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○	○	×	×	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
		○						
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		
				○				

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○	○	
在宅福祉サービス (保険外)	小規模多機能	その他	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○		
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○	○	○	○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○	○			

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	センター通信等		

【福祉指標】

人口	87,057 人	世帯数	36,833 世帯	年少人口	12,137 人	合計特殊出生率	1.52
高齢者数	26,186 人	高齢化率	30.0%	要介護認定者数	5,403 人（要支援者 2,396 人・要介護者 3,007 人）		
身体障害者手帳所持者	3,193 人	療育手帳所持者	899 人	精神保健福祉手帳所持者	644 人	生活保護受給世帯	882 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
124		10		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		町(校区)福祉推進委員会	自治会・集落	全市町域	
		小地域福祉部会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
55 カ所	○					○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
166 人	9 人	925 人	9,407 人	256 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	20	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	35

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	4 か所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	民間団体	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○	○						

社協の主な活動

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒676-0023 高砂市高砂町松波町 440-35 高砂市ユーアイ福祉交流センター（ユーアイ帆っとセンター）内 （電話）079-443-3720（FAX）079-444-4865 （e-mail）tast3720@takasago-syakyo.or.jp（URL）https://www.takasago-syakyo.or.jp					
評議員数	31人以上 35人以内	役員数	理事	15人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	6回	監事監査	2回
職員数	合計 133人	正規職員 18人		常勤職員 47人		非常勤職員 68人
社協会員会費	普通（住民）会費 1口 200円、 賛助・団体会費 1口 2,000円			組織基盤強化計画	第7次高砂市社会福祉協議会 発展・強化計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○			支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
介護保険サービス	○	○						
	小規模多機能	その他		障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○	○	

【福祉学習】

	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
学校への福祉学習	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
たかさご社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	ボランティアコーディネーターだより「ねえ、聞いて」		

【福祉指標】

人口	47,277 人	世帯数	17,747 世帯	年少人口	7,052 人	合計特殊出生率	1.63
高齢者数	13,843 人	高齢化率	29.2%	要介護認定者数	2,411 人（要支援者 649 人・要介護者 1,762 人）		
身体障害者手帳所持者	1,761 人	療育手帳所持者	489 人	精神保健福祉手帳所持者	260 人	生活保護受給世帯	137 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
91		8		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉委員会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
55 カ所	○	○	○				

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
102 人	7 人	88 人	1,068 人	83 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	全市町域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	21	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	30

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 小野市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-1378 小野市王子町 801 (電話) 0794-63-2575 (FAX) 0794-63-5191 (e-mail) tiiki@ono-shakyo.or.jp (URL) http://www.ono-shakyo.or.jp					
評議員数	30人以上 35人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	3人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	1回
職員数	合計 45人	正規職員 16人		常勤職員 12人	非常勤職員 17人	
社協会員会費	普通会員 500円、団体会員 1法人・団体助成金の一部、福祉施設会員 1法人・団体 10,000・5,000円、賛助会員 10,000円、大口会員 2,500円			組織基盤強化計画	第8期地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○			○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
								○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○	○	○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
おの社協広報紙ふれあい			
発行回数	年5回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	育児ファミサポ		

【福祉指標】

人口	42,066 人	世帯数	16,050 世帯	年少人口	5,125 人	合計特殊出生率	1.46
高齢者数	14,598 人	高齢化率	34.5%	要介護認定者数	2,905 人（要支援者 905 人・要介護者 2,000 人）		
身体障害者手帳所持者	1,915 人	療育手帳所持者	503 人	精神保健福祉手帳所持者	338 人	生活保護受給世帯	131 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
142		11		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		いきいき委員会	自治会・集落	全市町域	
		はつらつ委員会	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	○○地区まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
74 カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
116 人	4 人	116 人	2,596 人	91 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	14	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 加西市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-2303 加西市北条町古坂 1072-14 加西市健康福祉会館内（電話）0790-42-8888（FAX）0790-42-6655 （e-mail）kikaku_soumu@kasai-syakyo.or.jp（URL）http://www.kasai-syakyo.com					
評議員数	25人以上 30人以内	役員数	理事	10人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	2回
職員数	合計 93人	正規職員 18人		常勤職員 31人		非常勤職員 44人
社協会員会費	戸別会費 1世帯 500円、特別会費 1法人・団体 10,000円、賛助会員 1口 3,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	結婚相談		その他	ボランティア・身障協会・認知症・権利擁護等		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修 ○	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援 ○	法外援護資金 ○	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○				○	○
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
						○	○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
あつたかハート			
発行回数	年 6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	40,318 人	世帯数	16,582 世帯	年少人口	5,426 人	合計特殊出生率	1.68
高齢者数	10,701 人	高齢化率	26.3%	要介護認定者数	1,841 人（要支援者 342 人・要介護者 1,499 人）		
身体障害者手帳所持者	1,404 人	療育手帳所持者	358 人	精神保健福祉手帳所持者	275 人	生活保護受給世帯	113 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2024 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
98		9		4	
小地域福祉推進組織	組織名称	設置圏域		設置地域	
	地区福祉推進組織	自治会・集落		全設置地区・自治会	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区または中学校区		福祉部の設置

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
78 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
97 人	7 人	-	890 人	72 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	16	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	2 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	複数主体運営	○	○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 加東市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒673-1431 加東市社 26 加東市社福祉センター内（電話）0795-42-2006（FAX）0795-42-9039 （e-mail）katoshakyo@kato-shakyo.or.jp（URL）http://kato-shakyo.or.jp					
評議員数	25人以上 30人以内	役員数	理事	13人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 82人	正規職員 18人		常勤職員 21人		非常勤職員 43人
社協会員会費	一般会員 1世帯 1,000円、特別会員 1口 5,000円、賛助会員 1人 3,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	結婚相談		その他	人権相談、障害者相談、行政相談、児童家庭相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○		○	○		
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○	○		○

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	まちの子育てひろば情報		

【福祉指標】

人口	18,892人	世帯数	6,514世帯	年少人口	2,580人	合計特殊出生率	1.45
高齢者数	7,376人	高齢化率	38.3%	要介護認定者数	1,377人（要支援者235人・要介護者1,142人）		
身体障害者手帳所持者	958人	療育手帳所持者	236人	精神保健福祉手帳所持者	147人	生活保護受給世帯	44世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021年～2025年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
62		5		3	
小地域福祉推進組織	-	組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	○	むらづくり協議会		福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
37カ所	○					○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
61人	6人	-	888人	71団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ランチ	3カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 多可町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒679-1133 多可郡多可町中区靴屋 434-11 (電話) 0795-32-3425 (FAX) 0795-32-4162 (e-mail) taka-wel@taka-syakyo.or.jp (URL) http://www.taka-syakyo.or.jp						
評議員数	23人	役員数	理事	15人	監事	3人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	1回	
職員数	合計 75人	正規職員	27人	常勤職員	5人	非常勤職員	43人
社協会員会費	一般会員 1世帯 1,000円、団体会員 1法人・団体 10,000円、円、賛助会員 1人 3,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○	○	○		○
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○	○		○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより多可			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	介護者だより		

【福祉指標】

人口	30,127人	世帯数	11,414世帯	年少人口	4,110人	合計特殊出生率	1.36
高齢者数	9,708人	高齢化率	32.2%	要介護認定者数	1,459人（要支援者617人・要介護者842人）		
身体障害者手帳所持者	1,206人	療育手帳所持者	300人	精神保健福祉手帳所持者	183人	生活保護受給世帯	105世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2011年～2015年度	地域福祉計画（行政）	2021年～2025年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
65		5		2	
小地域福祉推進組織	-	組織名称	設置圏域		設置地域
まちづくり協議会	○	まちづくり推進協議会		福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
55カ所						○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
58人	5人	65人	1,346人	43団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	30

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○		○	

社協の主な活動

社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-1105 加古郡稲美町加古 4369-3 稲美町障害者ふれあいセンター内(電話) 079-492-8668 (FAX) 079-492-9170 (e-mail) inami-shakyo@bb.banban.jp (URL) http://www.inami-shakyo.or.jp					
評議員数	20人以上 25人以内	役員数	理事	8人以上 10人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回
職員数	合計 68人	正規職員 8人		常勤職員 15人		非常勤職員 45人
社協会員会費	会員 1世帯 500円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	司法書士
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他	認知症相談窓口	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
								○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○		○		
小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業	
○						○	○	
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	33,690人	世帯数	13,934世帯	年少人口	4,933人	合計特殊出生率	1.66
高齢者数	9,491人	高齢化率	28.1%	要介護認定者数	1,690人（要支援者661人・要介護者1,029人）		
身体障害者手帳所持者	1,173人	療育手帳所持者	394人	精神保健福祉手帳所持者	226人	生活保護受給世帯	253世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021年～2023年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
45		4		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支えあい連絡会	自治会・集落	希望した自治会	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
33カ所		○		○			○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
63人	4人	-	711人	26団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	7	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○			○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒675-0147 加古郡播磨町南大中 1-8-41 播磨町福祉しあわせセンター内(電話) 079-435-1712 (FAX) 079-436-5610 (e-mail) info@harima-wel.or.jp (URL) https://www.harima-wel.or.jp					
評議員数	13人以上 20人以内	役員数	理事	6人以上 12人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	10回	監事監査	1回
職員数	合計 65人	正規職員 21人		常勤職員 12人		非常勤職員 32人
社協会員会費	普通会員 1世帯 500円、特別会員 1法人・団体 5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○		○		支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
			形成	○	○	・システム評価	○	
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援	○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○		
在宅福祉サービス(保険外)	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○			
	配食・給食	家事援助		介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより ゆう&あい			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	527,834 人	世帯数	224,889 世帯	年少人口	75,155 人	合計特殊出生率	1.59
高齢者数	143,261 人	高齢化率	27.1%	要介護認定者数	31,642 人（要支援者 13,226 人・要介護者 18,416 人）		
身体障害者手帳所持者	21,142 人	療育手帳所持者	5,349 人	精神保健福祉手帳所持者	4,002 人	生活保護受給世帯	6,611 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
931		69		35	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		社協支部	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
196 カ所	○			○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
869 人	63 人	329 人	17,486 人	628 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	2022 年	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域	一部の地域		○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	86	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		6

【相談支援機関】

地域包括支援センター	24 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	姫路市成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協	○	○	○	○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒670-0955 姫路市安田 3-1 姫路市総合福祉会館内（電話）079-222-4212（FAX）079-222-4256 （e-mail）y-sotokawa@himeji-wel.or.jp（URL）http://www.himeji-wel.or.jp						
評議員数	33人以上 33人以内	役員数	理事	14人以上 14人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回	
職員数	合計 498人	正規職員	158人	常勤職員	28人	非常勤職員	312人
社協会員会費	一般会費 1世帯 150円、個人賛助会費 1口 1,000円、団体・法人賛助会費 1口 5,000円			組織基盤強化計画	中期経営計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	その他	福祉全般に関する相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○	○	○			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成			・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援					

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○				
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○		○		○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
				○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
ひめじの社協			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	「ふれあい通信」福祉情報の発信、「子育て通信」		

【福祉指標】

人口	27,992 人	世帯数	11,667 世帯	年少人口	3,365 人	合計特殊出生率	1.59
高齢者数	10,293 人	高齢化率	36.3%	要介護認定者数	1,749 人（要支援者 539 人・要介護者 1,210 人）		
身体障害者手帳所持者	1,193 人	療育手帳所持者	329 人	精神保健福祉手帳所持者	164 人	生活保護受給世帯	210 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019 年～2023 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
25		7		3	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		社協支部	自治会・集落	一部の地域のみ	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
21 カ所	○		○			○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
64 人	3 人	144 人	1,858 人	93 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	8	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	86

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	4 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政	○	○	○	

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 相生市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒678-0031 相生市旭 1-6-28 相生市立総合福祉会館内（電話）0791-23-2666（FAX）0791-23-7600 （e-mail）fukushi@shakyo-aioi.jp（URL）https://www.shakyo-aioi.jp					
評議員数	18人以上23人以内	役員数	理事	10人以上13人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	2回
職員数	合計44人	正規職員10人		常勤職員3人	非常勤職員31人	
社協会員会費	一般会費1世帯100円、法人会費1口3,000円以上、賛助会費1口1,000円			組織基盤強化計画	第4次地域福祉推進計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	○	その他	ひきこもり相談

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		○

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○						
	小規模多機能 ○	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
					○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
			○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより「あいおいの福祉」			
発行回数	年5回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	45,259 人	世帯数	18,857 世帯	年少人口	6,064 人	合計特殊出生率	1.53
高齢者数	15,347 人	高齢化率	33.7%	要介護認定者数	3,142 人（要支援者 1,128 人・要介護者 2,014 人）		
身体障害者手帳所持者	1,725 人	療育手帳所持者	540 人	精神保健福祉手帳所持者	265 人	生活保護受給世帯	265 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
96		10		5	
小地域福祉推進組織	○	組織名称		設置地域	
		まちづくり連絡（推進）協議会		小学校区	
まちづくり協議会	○	まちづくり連絡協議会		小学校区	
				福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
41 カ所	○	○	○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
106 人	5 人	209 人	2,422 人	96 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	10	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	73

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政		○	○	○
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○							

社協の主な活動

社会福祉法人 赤穂市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒678-0232 赤穂市中広 267 赤穂市総合福祉会館内（電話）0791-42-1397（FAX）0791-45-2444 （e-mail）ako-shakyo@ako-shakyo.jp（URL）http://ako-shakyo.jp						
評議員数	26人以上 30人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	5回	監事監査	1回	
職員数	合計 87人	正規職員	14人	常勤職員	5人	非常勤職員	68人
社協会員会費	賛助会員（一般会員）1口 500円、賛助会員（賛助会員）1口 2,000円、賛助会員（法人会員）1口 5,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他
法律相談	○	介護相談	結婚相談	○	その他	カウンセリング相談

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○					
	小規模多機能	その他		障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○	○		○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
あこう社協だより			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	34,210 人	世帯数	12,884 世帯	年少人口	4,829 人	合計特殊出生率	1.43
高齢者数	13,007 人	高齢化率	38.1%	要介護認定者数	2,677 人（要支援者 638 人・要介護者 2,039 人）		
身体障害者手帳所持者	1,659 人	療育手帳所持者	376 人	精神保健福祉手帳所持者	218 人	生活保護受給世帯	134 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2020 年～2024 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
156		12		7	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		自治会福祉連絡会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	〇〇まちづくり協議会	連合自治会域（旧町・地区）	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
128 カ所	○					○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
125 人	9 人	908 人	1,941 人	156 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	一部の地域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	18	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	3 カ所	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	複数主体運営		○	○	○
			○		○

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀 300 (電話) 0790-72-8787 (FAX) 0790-72-8788 (e-mail) shakyo@shiso-wel.or.jp (URL) http://www.shiso-wel.or.jp						
評議員数	21人以上25人以内	役員数	理事	15人	監事	2人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	10回	監事監査	2回	
職員数	合計88人	正規職員	29人	常勤職員	27人	非常勤職員	32人
社協会員会費	一般会員1世帯1,000円、賛助会員1口2,000円		組織基盤強化計画				

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談		○			支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○			
	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
		○			○			○
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○		○	○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	○

【広報活動】

機関紙名			
こんにちは！社協です！！			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	支部かわら版		

【福祉指標】

人口	73,578人	世帯数	27,877世帯	年少人口	10,188人	合計特殊出生率	1.56
高齢者数	23,249人	高齢化率	31.4%	要介護認定者数	4,277人（要支援者1,072人・要介護者3,205人）		
身体障害者手帳所持者	2,693人	療育手帳所持者	866人	精神保健福祉手帳所持者	450人	生活保護受給世帯	352世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018年～2022年度	地域福祉計画（行政）	2018年～2022年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
213		17		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉連絡会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
100カ所	○	○	○			○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
160人	10人	212人	3,028人	196団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	全市町域		○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	27	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		63

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ブランチ	5カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○			○	○				

社協の主な活動

社会福祉法人 たつの市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒679-4167 たつの市龍野町富永 410-2 たつの市はつらつセンター内（電話）0791-63-5106（FAX）0791-63-5108 （e-mail）tsim-syakyo@r8.dion.ne.jp（URL）http://tatsuno-syakyo.jp						
評議員数	38人	役員数	理事	15人	監事	2人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回	
職員数	合計81人	正規職員	15人	常勤職員	26人	非常勤職員	40人
社協会員会費	一般会員1世帯1,000円、特別会員1人5,000円以上、特別会員1法人・団体5,000円以上、賛助会員1人2,000円以上、団体会員1法人・団体5,000円以上			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	その他	公証人相談、ボランティア相談、子育て不安相談		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○	○	○	支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○	○	形成			・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援	○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	
	配食・給食	家事援助		介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○				○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
ぬくもり			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	生活福祉資金緊急貸付の情報		

【福祉指標】

人口	10,976 人	世帯数	4,288 世帯	年少人口	1,310 人	合計特殊出生率	1.52
高齢者数	4,316 人	高齢化率	39.1%	要介護認定者数	757 人（要支援者 246 人・要介護者 511 人）		
身体障害者手帳所持者	556 人	療育手帳所持者	138 人	精神保健福祉手帳所持者	63 人	生活保護受給世帯	35 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
30		4		2	
小地域福祉推進組織	-	組織名称	設置圏域	設置地域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
33 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
34 人	2 人	70 人	216 人	16 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 市川町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-2323 神崎郡市川町甘地 323-1 (電話) 0790-26-1988 (FAX) 0790-26-1980 (e-mail) ichi-syakyou@mx2.wt.tiki.ne.jp (URL) https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1235					
評議員数	23人以上 28人以内	役員数	理事	8人以上 12人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	2回	監事監査	1回
職員数	合計 26人	正規職員 11人		常勤職員 1人	非常勤職員 14人	
社協会員会費	普通会員 1世帯 500円、特別会員、賛助会員			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	人権擁護委員、行政相談員、社会教育委員
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○							○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○					○	
在宅福祉サービス (保険外)	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○							○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助		介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
福祉いちかわ			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	19,255 人	世帯数	7,773 世帯	年少人口	2,698 人	合計特殊出生率	1.34
高齢者数	5,448 人	高齢化率	28.4%	要介護認定者数	935 人（要支援者 193 人・要介護者 742 人）		
身体障害者手帳所持者	622 人	療育手帳所持者	213 人	精神保健福祉手帳所持者	127 人	生活保護受給世帯	95 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2016 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
33		4		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域支え合い会議	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
34 カ所	○	○		○			

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
50 人	3 人	62 人	587 人	38 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-2215 神崎郡福崎町西治 474-6 (電話) 0790-23-0300 (FAX) 0790-23-0322 (e-mail) fukusyakyō@mx2.wt.tiki.ne.jp (URL) https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=1236					
評議員数	31人	役員数	理事	13人	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	7回	監事監査	1回
職員数	合計 87人	正規職員 23人	常勤職員 0人	非常勤職員 64人		
社協会員会費	一般会員 1世帯 500円、団体会員 1口 5,000円、個人会員 1人 500円、賛助会員 1口 10,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	地裁の元調停員、元書記官
法律相談	○	介護相談	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○						
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○		
在宅福祉サービス (保険外)	小規模多機能	その他	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
								○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○		○		○			

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○					

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
福崎町社会福祉協議会だより「さるびあ」			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	10,439 人	世帯数	3,798 世帯	年少人口	1,329 人	合計特殊出生率	1.60
高齢者数	4,076 人	高齢化率	38.6%	要介護認定者数	798 人（要支援者 226 人・要介護者 572 人）		
身体障害者手帳所持者	523 人	療育手帳所持者	159 人	精神保健福祉手帳所持者	53 人	生活保護受給世帯	28 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数	40	小学校数（市町立・校区）	3	中学校数（市町立・校区）	1
小地域福祉推進組織	-	組織名称		設置圏域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
59 カ所	○		○				○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
36 人	2 人	-	1,258 人	93 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	15

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○							

社協の主な活動

社会福祉法人 神河町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒679-2414 神崎郡神河町栗賀町 630 神崎支庁舎内（電話）0790-32-2303（FAX）0790-32-2700 （e-mail）k-syakyo@kcni.ne.jp（URL）https://www.shakyo.or.jp/hp/news/index.php?s=1237						
評議員数	20人以上25人以内	役員数	理事	8人以上10人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	5回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	2回	
職員数	合計33人	正規職員	13人	常勤職員	7人	非常勤職員	13人
社協会員会費	一般会員1世帯1,000円、特別会員1口1,000円		組織基盤強化計画				

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員		その他	行政相談員、人権擁護委員、ワーカーズコープ職員、ハローワーク職員
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談					支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○				○	
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ	
	○		○	○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協かみかわ			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	社協リーフレット		

【福祉指標】

人口	33,379人	世帯数	12,851世帯	年少人口	5,518人	合計特殊出生率	1.56
高齢者数	9,184人	高齢化率	27.6%	要介護認定者数	1,516人（要支援者401人・要介護者1,115人）		
身体障害者手帳所持者	1,056人	療育手帳所持者	386人	精神保健福祉手帳所持者	184人	生活保護受給世帯	111世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	-	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数	66	小学校数（市町立・校区）	4	中学校数（市町立・校区）	2
小地域福祉推進組織	-	組織名称		設置圏域	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
58カ所		○					

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
52人	3人	-	697人	54団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ブランチ	2カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 太子町社会福祉協議会						
代表連絡先	〒671-1553 揖保郡太子町老原 102-1 (電話) 079-276-4111 (FAX) 079-276-4169 (e-mail) taishi-sowel@beach.ocn.ne.jp (URL) http://taishi-sowel.or.jp					
評議員数	19人以上 25人以内	役員数	理事	9人以上 13人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	5回	監事監査	1回
職員数	合計 13人	正規職員 8人		常勤職員 1人	非常勤職員 4人	
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,000円、特別会費 1口 5,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	身体・知的・精神障害者相談員
法律相談		介護相談	結婚相談		その他			

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
		○						○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助		ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ
	○			○	○	○	○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
			○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
たいし社協だより			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	13,675 人	世帯数	5,578 世帯	年少人口	1,686 人	合計特殊出生率	1.18
高齢者数	5,666 人	高齢化率	40.9%	要介護認定者数	987 人（要支援者 237 人・要介護者 750 人）		
身体障害者手帳所持者	718 人	療育手帳所持者	169 人	精神保健福祉手帳所持者	90 人	生活保護受給世帯	28 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2015 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	-
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
115		3		1	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		支部福祉委員会	自治会・集落	全市町域（一部を除く）	
まちづくり協議会	○	○○校区まちづくり推進委員会等		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
19 カ所	○			○		○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
46 人	3 人	116 人	757 人	45 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	7	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○								

社協の主な活動

社会福祉法人 上郡町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡 500-5 (電話) 0791-52-2910 (FAX) 0791-52-5444 (e-mail) info@kamigoori-wel.or.jp (URL) http://www.kamigoori-wel.or.jp						
評議員数	17人以上21人以内	役員数	理事	14人以上16人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	3回	監事監査	1回	
職員数	合計26人	正規職員	8人	常勤職員	0人	非常勤職員	18人
社協会員会費	一般会費1世帯1,000円、団体会費1口5,000円、特別会費1口5,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
			○					
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
						・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
		○		○				

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○				
在宅福祉サービス(保険外)	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○			○	○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
		○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
上郡町社協広報「とてとて」			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	15,529人	世帯数	5,925世帯	年少人口	1,787人	合計特殊出生率	1.42
高齢者数	6,721人	高齢化率	43.3%	要介護認定者数	1,589人（要支援者474人・要介護者1,115人）		
身体障害者手帳所持者	815人	療育手帳所持者	217人	精神保健福祉手帳所持者	110人	生活保護受給世帯	55世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017年～2021年度	地域福祉計画（行政）	2018年～2022年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
133		4		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区福祉連絡会	旧小学校区	旧佐用町域のみ	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	旧小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
77カ所	○					○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
66人	4人	153人	1,283人	74団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	10	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	19

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ブランチ	5カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	西播磨成年後見支援センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒679-5213 佐用郡佐用町東徳久 1946 南光地域福祉センター内（電話）0790-78-1212（FAX）0790-78-1700 （e-mail）info@sayo-wel.or.jp（URL）http://www.sayo-wel.or.jp						
評議員数	20人以上25人以内	役員数	理事	10人以上14人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	1回	
職員数	合計111人	正規職員	31人	常勤職員	30人	非常勤職員	50人
社協会員会費	一般会費1世帯1,000円、賛助会費1口3,000円			組織基盤強化計画	第3次地域福祉推進計画（さようふくしプラン）		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	その他			

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○						
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○				

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○			○	
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○	○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○			○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより「かがやき」			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	76,676 人	世帯数	30,404 世帯	年少人口	10,620 人	合計特殊出生率	1.71
高齢者数	26,844 人	高齢化率	34.8%	要介護認定者数	4,906 人（要支援者 1,385 人・要介護者 3,521 人）		
身体障害者手帳所持者	3,245 人	療育手帳所持者	999 人	精神保健福祉手帳所持者	471 人	生活保護受給世帯	428 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
359		27		9	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉委員会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域コミュニティ組織	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
279 カ所	○	○	○			○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
210 人	13 人	406 人	2,218 人	98 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	23	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	291

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協				

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
	○			○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒668-0045 豊岡市城南町 23-6 豊岡健康福祉センター内 (電話) 0796-23-2573 (FAX) 0796-24-4511 (e-mail) info@toyooka-wel.jp (URL) http://www.toyooka-wel.jp					
評議員数	15人以上 20人以内	役員数	理事	10人以上 13人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	9回	監事監査	2回
職員数	合計 317人	正規職員 96人		常勤職員 65人		非常勤職員 156人
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,200円、賛助・施設会費 1法人・団体 2,000円以上			組織基盤強化計画	豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		
				○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○	○	○		○
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○		○	○			

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
NIKO			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	21,716人	世帯数	8,333世帯	年少人口	2,820人	合計特殊出生率	1.62
高齢者数	8,778人	高齢化率	40.2%	要介護認定者数	1,919人（要支援者376人・要介護者1,543人）		
身体障害者手帳所持者	1,348人	療育手帳所持者	312人	精神保健福祉手帳所持者	133人	生活保護受給世帯	97世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2019年～2023年度	地域福祉計画（行政）	2020年～2024年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
163		9		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区(校区)福祉委員会	小学校区	全市町域	
		福祉連絡会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域自治協議会		福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
155カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
104人	8人	772人	3,164人	109団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	全市町域	全市町域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	59

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1カ所	サブセンター	-	ブランチ	4カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政		○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○		○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 養父市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320 地域交流センター「福祉の杜」(電話) 079-662-0160 (FAX) 079-662-0161 (e-mail) info@yabu-shakyo.jp (URL) http://www.yabu-shakyo.jp					
評議員数	15人以上 20人以内	役員数	理事	9人以上 11人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	8回	監事監査	3回
職員数	合計 134人	正規職員 35人		常勤職員 24人		非常勤職員 75人
社協会員会費	一般会費 1世帯 1,200円、特別会費 1口 1,000円、賛助会費 1口 1,000円			組織基盤強化計画	強化計画[組織経営基盤計画] 219年度～223年度	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員		その他	社協会長が委嘱した福祉総合相談員
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○	○					
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○		形成			・システム評価		
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
			支援	○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○		○
在宅福祉サービス (保険外)	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
								○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○	○	○	○		

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
養父市社協だより「かけはし」			
発行回数	年 12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	子育て支援情報誌「まるわかりガイド」		

【福祉指標】

人口	28,457人	世帯数	11,348世帯	年少人口	3,822人	合計特殊出生率	1.67
高齢者数	10,429人	高齢化率	36.4%	要介護認定者数	2,286人（要支援者812人・要介護者1,474人）		
身体障害者手帳所持者	1,359人	療育手帳所持者	317人	精神保健福祉手帳所持者	147人	生活保護受給世帯	88世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021年～2025年度	地域福祉計画（行政）	2017年～2021年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
161		9		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区・自治協議会単位	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域自治協議会	小学校区単位（概ね）	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
85カ所	○		○	○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
132人	9人	-	2,524人	180団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	100

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2カ所	サブセンター	-	ランチ	7カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	複数主体運営		○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族

社協の主な活動

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒679-3431 朝来市新井 73-1 朝来市朝来庁舎 1 階 (電話) 079-677-2701 (FAX) 079-677-2706 (e-mail) asago-sishakyo@sasayuri-net.jp (URL) https://www.asagoshakyo.jp					
評議員数	16 人以上 20 人以内	役員数	理事	10 人以上 15 人以内	監事	2 人以内
評議員会開催状況	3 回	役員会開催状況	理事会	11 回	監事監査	1 回
職員数	合計 96 人	正規職員 66 人		常勤職員 10 人		非常勤職員 20 人
社協会員会費	一般会員 1 世帯 1,200 円、特別会員 1 口 5,000 円、賛助会員 1 口 3,000 円			組織基盤強化計画	第 3 次朝来市社会福祉協議会 発展計画	

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	地域住民 (学識経験者)
法律相談		介護相談		結婚相談	○	その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○	○	○		
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
	○					○		○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○	○	○			

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○						

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画 (法人全体)	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりあさご			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	施設だより		

【福祉指標】

人口	15,606 人	世帯数	5,873 世帯	年少人口	2,065 人	合計特殊出生率	1.82
高齢者数	6,714 人	高齢化率	42.6%	要介護認定者数	1,345 人（要支援者 445 人・要介護者 900 人）		
身体障害者手帳所持者	1,126 人	療育手帳所持者	204 人	精神保健福祉手帳所持者	84 人	生活保護受給世帯	62 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2022 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
120		10		4	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		福祉委員会	自治会・集落	全市町域	
まちづくり協議会	○	地域協議会	旧町	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
106 カ所	○						

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
57 人	6 人	120 人	1,518 人	40 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域		
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	53

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○								

社協の主な活動

社会福祉法人 香美町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒669-6545 美方郡香美町香住区森 31-1 香住地域福祉センター内（電話）0796-39-2050（FAX）0796-39-2150 （e-mail）kamisyakyo@titan.ocn.ne.jp（URL）https://www.kami-shakyo.org						
評議員数	20人以上22人以内	役員数	理事	10人以上13人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	10回	監事監査	3回	
職員数	合計136人	正規職員	25人	常勤職員	44人	非常勤職員	67人
社協会員会費	一般会員1世帯2,200円、賛助会員1口1,000円		組織基盤強化計画				

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談		結婚相談	○	その他	相続・遺言相談	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○			支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
介護保険サービス	○	○		○	障害福祉サービス	○	○	
	小規模多機能	その他				介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
香美町社協だより			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	つどい場だより		

【福祉指標】

人口	13,027 人	世帯数	4,899 世帯	年少人口	1,708 人	合計特殊出生率	1.45
高齢者数	5,543 人	高齢化率	41.9%	要介護認定者数	1,086 人（要支援者 315 人・要介護者 771 人）		
身体障害者手帳所持者	726 人	療育手帳所持者	182 人	精神保健福祉手帳所持者	102 人	生活保護受給世帯	60 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018 年～2022 年度	地域福祉計画（行政）	2018 年～2027 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
115		6		2	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域ささえあい隊	自治会・集落	一部の地域	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	旧小学校区	福祉部の設置	○

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
54 カ所	○	○		○		○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
49 人	4 人	103 人	871 人	41 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	4	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	29

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○		○	○	○	○	○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 新温泉町社会福祉協議会							
代表連絡先	〒669-6821 美方郡新温泉町湯 1019 (電話) 0796-99-2488 (FAX) 0796-99-2587 (e-mail) shakuyoshinonsen@gol.com (URL) https://shakuyoshinonsen.wixsite.com/shakuy						
評議員数	13人以上17人以内	役員数	理事	7人以上9人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	11回	監事監査	2回	
職員数	合計44人	正規職員	21人	常勤職員	9人	非常勤職員	14人
社協会員会費	一般会費1世帯1,500円、団体会費1法人・団体4,000円、特別会費1口30,000円、賛助会費1口2,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談	○	介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○	○	○		○
在宅福祉サービス(保険外)	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○		○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
		○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
社協だより「ほっこり・にっこり」			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

丹波篠山市

地域福祉の現況

【福祉指標】

人口	39,178人	世帯数	15,670世帯	年少人口	4,890人	合計特殊出生率	1.61
高齢者数	14,179人	高齢化率	36.1%	要介護認定者数	2,663人（要支援者 508人・要介護者 2,155人）		
身体障害者手帳所持者	1,907人	療育手帳所持者	464人	精神保健福祉手帳所持者	289人	生活保護受給世帯	159世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2018年～2023年度	地域福祉計画（行政）	2019年～2023年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
261		17		5	
小地域福祉推進組織	-	組織名称		設置地域	
まちづくり協議会	○	まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
99カ所	○	○	○	○	○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
132人	6人	263人	1,431人	104団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定	○
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク	
	一部の地域	全市町域	○	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）		27

【相談支援機関】

地域包括支援センター	2カ所	サブセンター	-	ランチ	-
権利擁護（成年後見）支援センター	丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	
					NPO
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○			

社協の主な活動

社会福祉法人 丹波篠山市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒669-3602 丹波市氷上町常楽 209-1 氷上健康福祉センター内（電話）0795-82-4631（FAX）0795-82-4519 （e-mail）info@tambawel.jp（URL）https://www.tambawel.jp						
評議員数	24人以上 39人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	5回	監事監査	2回	
職員数	合計 83人	正規職員	35人	常勤職員	10人	非常勤職員	38人
社協会員会費	一般会員 1世帯 700円、法人会員 1口 5,000円、賛助会員 1口 3,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員		その他	元民生委員児童委員
法律相談		介護相談		結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護 相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護 支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認 識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		

【在宅福祉サービス】

介護保険 サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
		○	○	○				
	小規模多機能	その他	/	障害福祉 サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス (保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○			○	○	○	

【福祉学習】

学校への 福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○		○	○
住民への 福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	○

【広報活動】

機関紙名			
社協だよりささやま			
発行回数	年 6 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等	福祉委員通信		

【福祉指標】

人口	60,767 人	世帯数	23,058 世帯	年少人口	8,352 人	合計特殊出生率	1.43
高齢者数	21,745 人	高齢化率	35.7%	要介護認定者数	4,354 人（要支援者 948 人・要介護者 3,406 人）		
身体障害者手帳所持者	3,147 人	療育手帳所持者	796 人	精神保健福祉手帳所持者	555 人	生活保護受給世帯	114 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2025 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2025 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
299		22		7	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地域支えあい推進会議	小学校区	全市町域	
まちづくり協議会	○	自治協議会、自治振興会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
156 カ所	○	○	○		○	○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
183 人	13 人	350 人	2,008 人	113 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	18	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	15

【相談支援機関】

地域包括支援センター	4 カ所	サブセンター	-	ブランチ	6 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	行政		○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○		

社協の主な活動

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内 (電話) 079-590-1112 (FAX) 079-590-1123 (e-mail) info@tambasasayama-wel.or.jp (URL) https://www.tambasasayama-wel.or.jp						
評議員数	20人以上25人以内	役員数	理事	10人以上12人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	2回	
職員数	合計222人	正規職員	69人	常勤職員	13人	非常勤職員	140人
社協会員会費	一般会員1世帯1,500円、法人会員1口5,000円、賛助会員1口3,000円			組織基盤強化計画	地域福祉ビジョン		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員	○	社協職員	その他	
法律相談	○	介護相談	結婚相談		その他	障害がある方の相談支援	

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○							
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○	○	○	○		○
在宅福祉サービス(保険外)	小規模多機能	その他	ミニデイ	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス(保険外)	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
		○			○		○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○				

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画(法人全体)	

【広報活動】

機関紙名			
ふくしほっと通信			
発行回数	年6回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	社協支所通信		

【福祉指標】

人口	40,895 人	世帯数	17,972 世帯	年少人口	5,168 人	合計特殊出生率	1.41
高齢者数	15,449 人	高齢化率	37.7%	要介護認定者数	3,229 人（要支援者 840 人・要介護者 2,389 人）		
身体障害者手帳所持者	2,024 人	療育手帳所持者	462 人	精神保健福祉手帳所持者	286 人	生活保護受給世帯	396 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2021 年～2026 年度	地域福祉計画（行政）	2021 年～2026 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
160		13		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	連合自治会	旧洲本市の一部地域のみ	
		地区社協	小学校区	旧五色町域のみ	
まちづくり協議会	-			福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
84 カ所	○			○			

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
127 人	5 人	89 人	2,089 人	100 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
			○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	権利擁護デスク		設置主体	行政・社協	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○			○	○		○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 洲本市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒656-0024 洲本市山手 2-2-26 洲本市総合福祉会館（やまて会館）内（電話）0799-26-0022（FAX）0799-26-0021（e-mail）shakyo@sumoto.gr.jp（URL）https://sumoto-wel.or.jp						
評議員数	16人以上19人以内	役員数	理事	10人以上15人以内	監事	2人以内	
評議員会開催状況	4回	役員会開催状況	理事会	4回	監事監査	0回	
職員数	合計109人	正規職員	13人	常勤職員	20人	非常勤職員	76人
社協会員会費	個人会費1世帯600円、法人会費1口5,000円、賛助会費1口3,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○		○			○	○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○		形成			・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
			支援	○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○		○				○
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
							○	○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○	○		○	○		

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○			○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○		○		○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
社協の輪			
発行回数	年12回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

【福祉指標】

人口	43,695 人	世帯数	17,182 世帯	年少人口	5,760 人	合計特殊出生率	1.83
高齢者数	16,214 人	高齢化率	36.9%	要介護認定者数	3,155 人（要支援者 1,099 人・要介護者 2,056 人）		
身体障害者手帳所持者	2,103 人	療育手帳所持者	438 人	精神保健福祉手帳所持者	260 人	生活保護受給世帯	268 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2017 年～2021 年度	地域福祉計画（行政）	2012 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定 ○

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
202		16		6	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区	旧三原町域のみ	
		支部社協	小学校区	旧南淡町域のみ	
まちづくり協議会	○	地域づくり協議会	公民館	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
56 カ所	○					○	

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
149 人	9 人	-	2,721 人	95 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	一部の地域	○
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	11	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数） 1	

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ブランチ	5 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	南あわじ市権利擁護センター		設置主体	行政	運営主体
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体		就労準備	一時生活支援	家計相談
	行政			○	
					学習支援

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
				○	○	○	○	

社協の主な活動

社会福祉法人 南あわじ市社会福祉協議会							
代表連絡先	〒656-0122 南あわじ市広田広田 1064 番地南あわじ市旧緑庁舎内（電話）0799-44-3007（FAX）0799-44-3037 （e-mail）info@minamiawaji-shakyo.or.jp（URL）https://minamiawaji-shakyo.or.jp						
評議員数	20人以上30人以内	役員数	理事	10人以上15人以内	監事	3人以内	
評議員会開催状況	3回	役員会開催状況	理事会	8回	監事監査	2回	
職員数	合計73人	正規職員	29人	常勤職員	5人	非常勤職員	39人
社協会員会費	一般会員1世帯500円、特別会員1口1,000円、賛助会員1口1,000円			組織基盤強化計画			

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護相談	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護支援の強化	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
	○	○				○		○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク	検討会議	成年後見受任調整	資源開発	支援システム構築	調査研究
	○		形成	○		・システム評価		
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者	物品支援	法外保護資金	社会参加・就労体験		
	○	○	支援	○	○			

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○	○	○					
在宅福祉サービス（保険外）	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○	○	○	
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
				○	○			

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		
	○	○	○	○	○		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	○
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
広報「わかば」			
発行回数	年4回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙	○		
その他の情報紙等	生活支援コーディネーターだより		

【福祉指標】

人口	41,726 人	世帯数	17,556 世帯	年少人口	4,944 人	合計特殊出生率	1.62
高齢者数	16,354 人	高齢化率	39.7%	要介護認定者数	3,193 人（要支援者 677 人・要介護者 2,516 人）		
身体障害者手帳所持者	2,369 人	療育手帳所持者	479 人	精神保健福祉手帳所持者	273 人	生活保護受給世帯	307 世帯

【地域福祉に関する計画】

地域福祉推進計画（社協）	2020 年～2024 年度	地域福祉計画（行政）	2017 年～2021 年度
小地域福祉計画（住民）	全ての地域で策定		一部の地域で策定

【小地域福祉推進組織】

自治会数		小学校数（市町立・校区）		中学校数（市町立・校区）	
279		11		5	
小地域福祉推進組織	○	組織名称	設置圏域	設置地域	
		地区社協	小学校区	旧北淡町域のみ	
		まちづくり協議会	小学校区	一部の地域のみ	
		安心地区推進委員会	小学校区	一部の旧市町域のみ	
まちづくり協議会	○	中田・大町・山田まちづくり協議会	小学校区	福祉部の設置	

【小地域福祉活動】

ふれあいサロン	見守り・声かけ	家事援助	外出支援	給食・配食	子ども食堂	座談会・学習会	福祉・防災マップ
102 カ所	○			○		○	○

【地域福祉人材】

民生委員・児童委員（定数）	主任児童委員（定数）	福祉委員	ボランティア	ボランティアグループ
162 人	11 人	32 人	1,269 人	127 団体

【包括的な支援体制・ネットワーク】

重層的支援体制整備事業	実施予定	-	移行準備事業実施予定
地域福祉ネットワーク	住民間ネットワーク	住民・専門職間ネットワーク	分野横断の制度化ネットワーク
	一部の地域	全市町域	
社会福祉法人連絡協議会（参画数）	-	事業者を含めた見守りネットワーク（参画数）	-

【相談支援機関】

地域包括支援センター	1 カ所	サブセンター	-	ランチ	3 カ所
権利擁護（成年後見）支援センター	-	設置主体		運営主体	
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 運営主体	就労準備	一時生活支援	家計相談	学習支援
	社協		○		

【セルフヘルプグループ】

一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症者・家族	男性介護者	身体障害児・者	知的障害児・者	精神障害者	子育て中の親	引きこもり本人・家族
○	○	○	○		○		○	○

社協の主な活動

社会福祉法人 淡路市社会福祉協議会						
代表連絡先	〒656-2131 淡路市志筑 3119-1 津名保健センター（電話）0799-62-5214（FAX）0799-62-5503 （e-mail）info@awaji-csw.or.jp（URL）http://awaji-csw.or.jp					
評議員数	30人以上 35人以内	役員数	理事	12人以上 15人以内	監事	2人以内
評議員会開催状況	2回	役員会開催状況	理事会	10回	監事監査	1回
職員数	合計 111人	正規職員 26人		常勤職員 53人		非常勤職員 32人
社協会員会費	会員 1世帯 500円、賛助会員 1人 1,000円			組織基盤強化計画		

【相談活動】

一般相談	○	一般相談員	民生委員・児童委員		社協職員	○	その他	
法律相談		介護相談	○	結婚相談		その他		

【社協が有する権利擁護機能・生活困窮者支援活動】

権利擁護	広報・啓発	相談	専門相談	成年後見申立支援	権利擁護	虐待対応	法人後見	日常生活自立支援事業
相談	○	○			支援の強化			○
支援者育成	相談職支援	成年後見人支援	ネットワーク 形成	検討会議	成年後見受任調整	資源開発 ・システム評価	支援システム構築	調査研究
住民の権利認識向上	住民向け研修	支援者の養成	生活困窮者 支援	物品支援	法外援護資金	社会参加・就労体験		
				○	○	○		

【在宅福祉サービス】

介護保険サービス	居宅介護支援	訪問介護	基準緩和	通所介護	基準緩和	訪問看護	訪問入浴	福祉用具
	○		○	○	○	○		○
	小規模多機能	その他	/	障害福祉サービス	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業
					○			○
在宅福祉サービス（保険外）	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出	移送サービス	ファミサポ	介護ファミサポ
	○	○		○	○	○	○	

【福祉学習】

学校への福祉学習	情報提供	助言	実施協力	講師派遣・紹介	活動先紹介	機材貸出	助成
	○	○	○	○	○	○	○
住民への福祉学習	サマボランティアスクール	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集		

【災害対策】

災害時対応マニュアル	○
災害ボランティアセンター設置協定	
事業継続計画（法人全体）	

【広報活動】

機関紙名			
淡路市社協広報誌 すまいる			
発行回数	年 1 回	配布対象	全戸
ボランティア情報紙			
その他の情報紙等			

各種一覽表

福祉関係指標

ブロック	市町名	人口	世帯数	面積	高齢者数	高齢化率	一人暮らし 高齢者 数	要介護 認定者 数	要支援 者数	要介護 者数
		R3.9.1	R3.9.1	R3.9.1	R3.2.1	R3.2.1	H27.10.1	R3.1.31	R3.1.31	R3.1.31
		(人)	(世帯)	(km ²)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
神戸	神戸市	1,520,020	738,160	557.02	432,855	28.6	99,962	89,877	35,974	53,903
阪神	尼崎市	457,938	222,273	50.72	127,630	28.3	28,903	28,700	10,013	18,687
	西宮市	485,111	216,702	99.96	117,095	24.0	22,449	21,872	8,064	13,808
	芦屋市	94,022	42,706	18.47	28,017	29.8	5,978	5,603	2,121	3,482
	伊丹市	197,891	83,111	25.00	51,777	26.1	8,675	10,057	3,137	6,920
	宝塚市	225,589	95,974	101.80	65,121	29.0	10,726	13,354	4,526	8,828
	川西市	151,939	63,744	53.44	49,079	32.2	7,468	9,294	3,119	6,175
	三田市	108,236	42,461	210.32	28,659	26.2	2,887	4,936	1,753	3,183
	猪名川町	29,278	10,943	90.33	9,314	31.5	905	1,491	559	932
東播磨	明石市	303,952	134,523	49.42	79,600	26.6	15,511	14,915	5,919	8,996
	加古川市	259,820	107,868	138.48	73,515	28.2	10,152	13,511	6,230	7,281
	西脇市	38,109	15,059	132.44	13,265	34.4	1,739	2,656	625	2,031
	三木市	74,520	30,010	176.51	26,172	35.2	3,090	4,330	1,386	2,944
	高砂市	87,057	36,833	34.38	26,186	30.0	4,124	5,403	2,396	3,007
	小野市	47,277	17,747	92.94	13,843	29.2	1,554	2,411	649	1,762
	加西市	42,066	16,050	150.98	14,598	34.5	1,372	2,905	905	2,000
	加東市	40,318	16,582	157.55	10,701	26.3	1,273	1,841	342	1,499
	多可町	18,892	6,514	185.19	7,376	38.3	665	1,377	235	1,142
	稲美町	30,127	11,414	34.92	9,708	32.2	1,105	1,459	617	842
播磨町	33,690	13,934	9.13	9,491	28.1	1,442	1,690	661	1,029	
西播磨	姫路市	527,834	224,889	534.56	143,261	27.1	24,046	31,642	13,226	18,416
	相生市	27,992	11,667	90.40	10,293	36.3	1,825	1,749	539	1,210
	赤穂市	45,259	18,857	126.85	15,347	33.7	2,219	3,142	1,128	2,014
	宍粟市	34,210	12,884	658.54	13,007	38.1	1,425	2,677	638	2,039
	たつの市	73,578	27,877	210.87	23,249	31.4	2,683	4,277	1,072	3,205
	市川町	10,976	4,288	82.67	4,316	39.1	477	757	246	511
	福崎町	19,255	7,773	45.79	5,448	28.4	682	935	193	742
	神河町	10,439	3,798	202.23	4,076	38.6	459	798	226	572
	太子町	33,379	12,851	22.61	9,184	27.6	1,002	1,516	401	1,115
	上郡町	13,675	5,578	150.26	5,666	40.9	776	987	237	750
佐用町	15,529	5,925	307.44	6,721	43.3	872	1,589	474	1,115	
但馬	豊岡市	76,676	30,404	697.55	26,844	34.8	3,354	4,906	1,385	3,521
	養父市	21,716	8,333	422.91	8,778	40.2	1,180	1,919	376	1,543
	朝来市	28,457	11,348	403.06	10,429	36.4	1,429	2,286	812	1,474
	香美町	15,606	5,873	368.77	6,714	42.6	863	1,345	445	900
	新温泉町	13,027	4,899	241.01	5,543	41.9	738	1,086	315	771
丹波	丹波篠山市	39,178	15,670	377.59	14,179	36.1	1,980	2,663	508	2,155
	丹波市	60,767	23,058	493.21	21,745	35.7	2,562	4,354	948	3,406
淡路	洲本市	40,895	17,972	182.38	15,449	37.7	2,851	3,229	840	2,389
	南あわじ市	43,695	17,182	229.01	16,214	36.9	2,083	3,155	1,099	2,056
	淡路市	41,726	17,556	184.24	16,354	39.7	2,888	3,193	677	2,516
市部計(神戸市含まず)		3,675,828	1,579,340	6,104	1,060,407	28.9	176,426	210,980	74,433	136,547
町部計		243,873	93,790	1,740	83,557	34.1	9,986	15,030	4,609	10,421
全県計(神戸市含まず)		3,919,701	1,673,130	7,844	1,143,964	29.2	186,412	226,010	79,042	146,968
全県計(神戸市含む)		5,439,721	2,411,290	8,401	1,576,819	29.0	286,374	315,887	115,016	200,871

福祉関係指標

ブロック	市町名	年少人口	合計特殊出生率	生活保護受給世帯	保護率	身体障害者手帳所持者数	療育手帳所持者数	精神福祉手帳所持者数	民生委員数(定数)	主任児童委員数(定数)	生活福祉資金貸付中件数	日常生活自立支援事業実利用者数
		H27.10.1	H27.10.1	R3.7.31	R3.7.31	R3.3.31	R3.3.31	R3.3.31	R1.12.1	R1.12.1	R3.3.31	R3.3.31
		(人)	(%)	(世帯)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(件)	(人)
神戸	神戸市	185,084	1.37	33,697	2.86	77,730	17,045	18,402	2,222	349	3,084	-
阪神	尼崎市	50,036	1.52	13,575	3.76	22,210	5,540	5,354	833	24	416	93
	西宮市	66,025	1.49	5,985	1.60	15,627	4,350	3,759	689	42	469	72
	芦屋市	12,518	1.34	550	0.73	3,217	651	654	111	6	109	32
	伊丹市	27,762	1.57	2,552	1.75	6,863	2,069	1,649	251	9	143	72
	宝塚市	29,691	1.44	1,977	1.17	9,094	2,215	1,945	294	19	255	79
	川西市	20,347	1.36	1,363	1.19	5,720	1,621	1,222	241	16	119	24
	三田市	14,634	1.27	293	0.34	4,093	967	705	218	10	57	16
	猪名川町	4,651	0.94	35	0.16	1,031	319	193	60	3	13	4
東播磨	明石市	39,714	1.58	3,878	1.66	11,175	3,157	2,873	382	29	186	83
	加古川市	36,724	1.56	1,701	0.80	8,980	2,577	2,063	409	22	309	36
	西脇市	5,248	1.68	172	0.53	1,688	454	261	88	5	17	37
	三木市	8,996	1.34	423	0.70	3,144	725	562	165	11	37	53
	高砂市	12,137	1.52	882	1.34	3,193	899	644	166	9	78	12
	小野市	7,052	1.63	137	0.36	1,761	489	260	102	7	75	21
	加西市	5,125	1.46	131	0.38	1,915	503	338	116	4	13	31
	加東市	5,426	1.68	113	0.31	1,404	358	275	97	7	21	10
	多可町	2,580	1.45	44	0.29	958	236	147	61	6	11	7
	稲美町	4,110	1.36	105	3.95	1,206	300	183	58	5	26	6
播磨町	4,933	1.66	253	9.63	1,173	394	226	63	4	45	15	
西播磨	姫路市	75,155	1.59	6,611	1.54	21,142	5,349	4,002	869	63	268	82
	相生市	3,365	1.59	210	0.96	1,193	329	164	64	3	5	11
	赤穂市	6,064	1.43	265	0.68	1,725	540	265	106	5	15	16
	宍粟市	4,829	1.56	134	0.50	1,659	376	218	125	9	28	21
	たつの市	10,188	1.53	352	0.61	2,693	866	450	160	10	25	26
	市川町	1,310	1.34	35	0.36	556	138	63	34	2	12	2
	福崎町	2,698	1.60	95	0.57	622	213	127	50	3	26	11
	神河町	1,329	1.52	28	0.32	523	159	53	36	2	1	11
	太子町	5,518	1.56	111	0.39	1,056	386	184	52	3	23	5
	上郡町	1,686	1.18	28	0.23	718	169	90	46	3	6	4
佐用町	1,787	1.42	55	0.39	815	217	110	66	4	20	2	
但馬	豊岡市	10,620	1.71	428	0.67	3,245	999	471	210	13	47	79
	養父市	2,820	1.62	97	0.53	1,348	312	133	104	8	22	16
	朝来市	3,822	1.67	88	0.36	1,359	317	147	132	9	8	27
	香美町	2,065	1.82	62	0.51	1,126	204	84	57	6	7	20
	新温泉町	1,708	1.43	60	0.60	726	182	102	49	4	0	3
丹波	丹波篠山市	4,890	1.45	159	0.48	1,907	464	289	132	6	12	32
	丹波市	8,352	1.61	114	0.22	3,147	796	555	183	13	25	24
淡路	洲本市	5,168	1.41	396	1.17	2,024	462	286	127	5	4	31
	南あわじ市	5,760	1.83	268	0.78	2,103	438	260	149	9	54	22
	淡路市	4,944	1.62	307	0.87	2,369	479	273	162	11	16	21
市部計(神戸市含まず)		487,412	-	43,161	-	145,998	38,302	30,077	6,685	384	2,833	1,079
町部計		34,375	-	911	-	10,510	2,917	1,562	632	45	190	90
全県計(神戸市含まず)		521,787	-	44,072	-	156,508	41,219	31,639	7,317	429	3,023	1,169
全県計(神戸市含む)		706,871	1.48	77,769	1.83	234,238	58,264	50,041	9,539	778	6,107	-

1. 地域福祉に関する計画策定

ブロック	市町名	地域福祉推進計画													
		R3.4.1													
		計画期間	策定委員会等		住民、当事者の参加の工夫					計画進行管理の点検、評価			次期計画		
策定委員会	作業部会		アンケート	委員公募	座談会開催	ヒアリング	パブリックコメント	評価委員会	理事会・評議員会	事務局	策定中・策定予定	策定予定時期			
神戸	神戸市	2021～2025		○						○					
阪神	尼崎市	2017～2021	○	○	○			○		○			策定予定	2021	
	西宮市	2015～2021	○	○				○	○	○					
	芦屋市	2017～2021	○		○				○			○	策定中	2022	
	伊丹市	2020～2024	○	○					○			○	策定予定	2023	
	宝塚市	2017～2021	○	○	○			○	○			○	策定中	2022	
	川西市	2018～2022	○	○	○			○	○			○	策定予定	2021	
	三田市	2014～2022		○	○	○	○	○	○		○	○	策定中	2023	
	猪名川町	2020～2025	○		○					○					
東播磨	明石市	2016～2021	○		○	○			○	○		○	○	策定中	2022
	加古川市	2021～2026	○	○					○			○	○	策定予定	2026
	西脇市	2020～2025	○		○				○	○			○		
	三木市	2017～2021	○		○					○	○	○			
	高砂市	2018～2022	○		○						○	○	策定予定	2022	
	小野市	2019～2023	○	○	○			○	○	○			○	策定予定	2023
	加西市	2021～2025								○			○		
	加東市	2020～2024	○		○					○	○				
	多可町	2021～2025	○	○	○							○	○		
	稲美町													策定予定	2021
播磨町	2021～2023										○	○			
西播磨	姫路市	2017～2021	○	○						○		○	○	策定中	2022
	相生市	2019～2023	○	○				○	○						
	赤穂市	2018～2022	○									○	○		
	宍粟市	2020～2024	○	○					○	○				策定予定	2023
	たつの市	2018～2022	○	○	○							○		策定予定	2022
	市川町	2020～2024	○											策定予定	2024
	福崎町	2016～2021	○											策定中	2022
	神河町	2021～2025	○	○	○				○			○			
	太子町													策定予定	2023
	上郡町	2015～2022	○								○				
但馬	豊岡市	2017～2021	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	策定中	2022
	養父市	2019～2023	○	○	○	○	○	○							
	朝来市	2021～2025							○				○		
	香美町	2021～2025	○								○			策定予定	2024
	新温泉町	2018～2022	○	○							○		○	策定予定	2023
丹波	丹波篠山市	2018～2023	○	○				○	○					策定予定	2023
	丹波市	2021～2025	○	○	○					○	○	○	○		
淡路	洲本市	2021～2026	○	○	○										
	南あわじ市	2017～2021	○	○		○	○	○			○	○	策定中	2022	
	淡路市	2020～2024	○	○	○			○	○		○	○			
市部計(神戸市含まず)			25	19	17	5	14	18	8	11	11	20			
町部計			9	4	4	1	0	2	0	4	3	4			
全県計(神戸市含まず)			34	23	21	6	14	20	8	15	14	24			
全県計(神戸市含む)			34	24	21	6	14	20	8	16	14	24			

ブロック	市町名	地域福祉計画					地域福祉推進計画と地域福祉計画の連携						小地域福祉計画		
		計画期間	R3.4.1			次期計画		R3.4.1						R3.4.1	
			社協としての関わり	策定中・策定予定	策定予定時期	期間の一致	理念の共有	合同委員会	成果物一体作成	その他			全地域が策定	一部地域が策定	
神戸	神戸市	2021～2025		○					○		○				
阪神	尼崎市	2017～2021	○	○		策定予定	2021	○	○						
	西宮市	2016～2021	○			策定予定	2021		○			地域福祉計画に地域福祉推進計画の内容を反映させるため、推進計画を1年先に策定		○	
	芦屋市	2017～2021	○	○	○	策定中	2021	○	○						
	伊丹市	2021～2028	○	○	○	策定予定	2027		○			相互の計画に職員が参画、行政計画策定時の市民のワーキング会議に社協も連携して関わった		○	
	宝塚市	2015～2020	○		○	策定中	2021		○			相互の計画策定の委員等への参画・相互の施策や事業の共同推進	○		
	川西市	2018～2022	○		○	策定予定	2023	○	○				○		
	三田市	2014～2022	○			策定予定	2023	○	○					○	
	猪名川町	2020～2025			○			○							
東播磨	明石市	2016～2021			○	策定中	2022	○	○	○					
	加古川市	2021～2026	○			策定予定	2026	○	○			相互の策定委員会に策定委員として関わり合っている			
	西脇市	2020～2025	○		○			○	○						
	三木市	2017～2021		○		策定中	2022	○	○					○	
	高砂市	2018～2022	○	○	○	策定予定	2022	○	○	○					
	小野市	2018～2022	○			策定予定	2022		○						
	加西市	2020～2025	○		○			○	○			相互に策定委員になっている		○	
	加東市	2020～2024	○					○	○	○	○				
	多可町														
稲美町	2021～2025	○	○												
	播磨町										社協役員と町長等と懇談会を実施し、地域福祉計画の策定等を要望				
西播磨	姫路市	2021～2026	○	○	○	策定予定	2026					市の計画と連携・協働し、社協の理事会、評議員会において進捗状況を報告する		○	
	相生市	2018～2022	○		○				○						
	赤穂市	2017～2021	○			策定中	2022		○						
	宍粟市	2020～2024	○		○			○	○						
	たつの市	2018～2022	○			策定予定	2022	○							
	市川町														
	福崎町				○	策定中	2022		○						
	神河町														
	太子町					策定予定	2023								
上郡町															
佐用町	2018～2022	○			策定予定	2022					同一の委員長であり、より連携・整合を図っている				
但馬	豊岡市	2017～2021				策定中	2022	○	○	○	○				
	養父市	2020～2024	○			策定予定	2023		○			行政計画に社協計画の内容をできるだけ反映するため、社協が1年先行型で策定			
	朝来市	2017～2021	○									地域福祉推進計画を参考に、行政で地域福祉計画を作成			
	香美町	2018～2022	○			策定予定	2021		○						
	新温泉町	2018～2027	○			策定予定	2017	○	○			両計画の委員長が同じ			
丹波	丹波篠山市	2019～2023	○	○	○	策定予定	2022		○						
	丹波市	2021～2025						○	○	○	○			○	
淡路	洲本市	2021～2026						○	○						
	南あわじ市	2012～2021	○	○	○	策定中	2022	○						○	
	淡路市	2017～2021	○	○	○				○						
市部計(神戸市含まず)			23	9	14			17	24	5	4			2	8
町部計			4	1	1			2	2	0	0			0	0
全県計(神戸市含まず)			27	10	16			19	27	5	4			2	8
全県計(神戸市含む)			27	11	16			19	28	5	5			2	8

2. 包括的な支援体制の構築に向けた取組状況

ブロック	市町名	包括的な支援体制の構築								
		R3.4.1								
		重層的支援体制整備事業実施予定	社協受託	移行準備事業予定実施	社協受託	行政との協議			社協内の体制づくり	
勉強会	役割分担					地域福祉計画への反映	職種を超えたケース検討	バックアップ体制づくり		
神戸	神戸市					○			○	○
阪神	尼崎市							○	○	
	西宮市									
	芦屋市	2022	○	○	○		○	○	○	○
	伊丹市	2023	○	○	○	○	○		○	
	宝塚市					○				
	川西市			○			○		○	
	三田市					○		○	○	○
	猪名川町							○		
東播磨	明石市	2022	○	○	○		○	○	○	○
	加古川市								○	○
	西脇市									
	三木市									
	高砂市									○
	小野市							○	○	
	加西市							○	○	○
	加東市	2022	○	○	○					
	多可町									
	稲美町						○			○
	播磨町									
西播磨	姫路市	2022	○	○			○	○		
	相生市									
	赤穂市									
	宍粟市									○
	たつの市			○						○
	市川町									
	福崎町									
	神河町									○
	太子町									○
	上郡町									○
	佐用町									○
但馬	豊岡市							○	○	
	養父市							○	○	○
	朝来市									
	香美町									○
	新温泉町									
丹波	丹波篠山市						○			○
	丹波市							○	○	
淡路	洲本市					○				
	南あわじ市					○		○	○	○
	淡路市					○		○	○	○
市部計(神戸市含まず)			5	7	4	6	6	12	14	12
町部計			0	0	0	0	1	0	1	6
全県計(神戸市含まず)			5	7	4	6	7	12	15	18
全県計(神戸市含む)			5	7	4	7	7	12	16	19

3. 小地域福祉活動の推進

ブロック	市町名	自治会数	小学校数 (校区)	中学校数 (校区)	小地域福祉推進組織							福祉委員数	まちづくり協議会		
					R3.4.1								R3.4.1		
					設置圏域								設置の有無	福祉部	
					有無	自治会 ・ 集落	小学校 校区	中学 校区	旧村	旧市 町	その他			有	一部 有
R3.4.1 (力所)	R3.4.1 (力所)	R3.4.1 (力所)						R3.4.1 (人)							
神戸	神戸市	-	164	84	○		○					-	○	○	
阪神	尼崎市	-	42	19	○	○			○		○	-	○		
	西宮市	約450	41	20	○		○					-			
	芦屋市	81	8	3	○		○					164			
	伊丹市	199	17	8	○		○					-	○	○	
	宝塚市	280	24	12	○		○					-	○	○	
	川西市	134	16	7	○		○					1,431	○	○	
	三田市	179	20	8	○				○			-	○		○
	猪名川町	49	6	3	○		○					112	○	○	
東播磨	明石市	476	28	13	○		○	○				-	○		○
	加古川市	318	28	12	○	○		○				381	○		
	西脇市	87	8	4								-	○	○	
	三木市	199	14	9	○			○				94	○	○	
	高砂市	124	10	6	○	○						925			
	小野市	91	8	4	○		○					88	○	○	
	加西市	142	11	4	○	○	○					116	○		○
	加東市	98	9	4	○	○						-	○		
	多可町	62	5	3								-	○		
	稲美町	65	5	2								65	○		
播磨町	45	4	2	○	○						-				
西播磨	姫路市	931	69	35	○		○					329			
	相生市	25	7	3	○	○						144			
	赤穂市	96	10	5	○		○					209	○		
	宍粟市	156	12	7	○	○						908	○		
	たつの市	213	17	6	○	○						212			
	市川町	30	4	2								70			
	福崎町	33	4	2	○	○						62			
	神河町	40	3	1								-			
	太子町	66	4	2								-			
	上郡町	115	3	1	○	○						116	○	○	
佐用町	133	4	4	○		○					153	○		○	
但馬	豊岡市	359	27	9	○	○						406	○		○
	養父市	163	9	4	○	○	○					772	○	○	
	朝来市	161	9	4	○		○			○		-	○		○
	香美町	120	10	4	○	○						120	○		
	新温泉町	115	6	2	○	○						103	○	○	
丹波	丹波篠山市	261	17	5								263	○		○
	丹波市	299	22	7	○		○					350	○		○
淡路	洲本市	160	13	6	○		○				○	89			
	南あわじ市	202	16	6	○		○					-	○		○
	淡路市	279	11	5	○		○					32	○		○
市部計(神戸市含まず)		6,163	523	235	26	10	16	3	2	1	2	6,913	21	7	9
町部計		873	58	28	7	5	2	0	0	0	0	801	7	3	1
全県計(神戸市含まず)		7,036	581	263	33	15	18	3	2	1	2	7,714	28	10	10
全県計(神戸市含む)		7,036	745	347	34	15	19	3	2	1	2	7,714	29	11	10

ブ ロ ック	市 町 名	小地域福祉活動								
		R3.4.1								
		ふれあ いサロン (力所)	サロン以外の活動							
			見守り ・ 声かけ	家事 援助	外出 支援	給食 ・ 配食	子ども 食堂	座談会 ・ 学習会	福祉・ 防災 マップ 作成	その他内容
神戸	神戸市	2047	○	○	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市	580	○	○		○	○	○	○	
	西宮市	100	○	○	○	○		○	○	地区ボランティアセンターの設置(地区社協運営)
	芦屋市	60	○				○	○	○	ひとり暮らし高齢者のつどい、生きがいデイサービス
	伊丹市	153	○	○	○		○	○	○	ご近所会
	宝塚市	173	○	○	○	○	○	○	○	学習支援、子どもの預かり、日曜大工、簡易な電気工事、パソコンサポート
	川西市	119	○	○	○	○	○	○	○	住民による相談事業、当事者支援・組織化等
	三田市	144	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	24	○			○		○		
東播磨	明石市	181	○			○	○			つどい活動
	加古川市	200	○				○	○		地域ぐるみの見守り世帯調査
	西脇市	59								
	三木市	90	○	○	○				○	認知症見守りの仕組み
	高砂市	55	○					○		
	小野市	55	○	○	○					
	加西市	74	○	○	○	○	○	○	○	
	加東市	78	○							
	多可町	37	○					○		
	稲美町	55						○		
播磨町	33		○		○			○		
西播磨	姫路市	196	○			○		○	○	子ども食堂のつながり支援としてコミュニティ食堂ネットワーク会を呼びかけ
	相生市	21	○		○			○		
	赤穂市	41	○	○	○	○		○	○	
	宍粟市	128	○					○		ふくしの出前講座(福祉委員の役割り、災害、認知症、地域見守り会議等)
	たつの市	100	○	○	○			○	○	
	市川町	33	○							
	福崎町	34	○	○		○				
	神河町	59	○		○				○	
	太子町	58		○						
	上郡町	19	○			○		○		
佐用町	77	○					○	○		
但馬	豊岡市	279	○	○	○			○	○	
	養父市	155	○	○	○		○	○	○	
	朝来市	85	○		○	○		○	○	
	香美町	106	○							見守り活動モデル事業
	新温泉町	54	○	○		○		○		
丹波	丹波篠山市	99	○	○	○	○	○	○	○	自治会長、民生委員、協力委員、福祉委員、愛育会等が参加し協議する地区福祉会議を開催
	丹波市	156	○	○	○		○	○	○	
淡路	洲本市	84	○			○				
	南あわじ市	56	○					○		
	淡路市	102	○			○		○	○	
市部計(神戸市含まず)		3,623	27	15	16	13	12	22	16	
町部計		589	9	3	1	4	0	6	3	
全県計(神戸市含まず)		4,212	36	19	17	18	12	28	19	
全県計(神戸市含む)		6,259	37	20	18	19	13	29	20	

4. ボランティアグループ・ボランティアの登録・把握数、5. 福祉学習の実施状況

ブロック	市町名	ボランティア活動			学校に対する福祉学習の協力・働きかけ							学校で取り組まれている福祉学習				
		R3.4.1			R2実績							R2実績				
		個人 (人)	グループ (団体)	調整 件数 (件)	情報 提供	助言	実施 協力	講師 派遣・ 紹介	活動 先紹介	機材 貸出	助成	事前 学習	体験 学習	当事 者との 交流	子ども の振り 返り	企画 者同 士の 振り返 り
神戸	神戸市	101,774	2,331	345	○	○	○	○		○	○					
阪神	尼崎市	10,895	446	122	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	西宮市	3,186	134	44	○	○	○	○		○						
	芦屋市	2,218	73	26	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	伊丹市	3,470	134	173	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
	宝塚市	3,363	157	301	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	川西市	2,974	134	1,540	○	○	○	○		○		○	○			
	三田市	3,856	155	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	猪名川町	985	27	451	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
東播磨	明石市	1,899	106	35		○	○	○		○			○	○	○	
	加古川市	6,056	193	60	○	○	○	○		○		○	○	○		
	西脇市	3,502	104	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三木市	9,125	380	2,408	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	高砂市	9,407	256	153	○	○	○	○	○	○			○	○		
	小野市	1,068	83	87	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	加西市	2,596	91	475	○	○	○	○		○	○		○		○	
	加東市	890	72	12	○	○	○	○		○			○	○		
	多可町	888	71	1,368	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	稲美町	1,346	43	35	○	○	○	○		○	○	○	○			
播磨町	711	26	20	○	○	○	○	○	○	○		○			○	
西播磨	姫路市	17,486	628	31				○		○			○		○	
	相生市	1,858	93	591	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	赤穂市	2,422	96	44	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	宍粟市	1,941	156	1,769	○	○	○	○		○		○	○	○		
	たつの市	3,028	196	117	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市川町	216	16	31	○	○	○	○	○	○	○		○		○	
	福崎町	587	38	277		○	○	○		○	○	○	○			
	神河町	1,258	93	3	○	○	○	○	○	○	○		○			
	太子町	697	54	397			○	○		○	○	○	○			
	上郡町	757	45	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐用町	1,283	74	9	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
但馬	豊岡市	2,218	98	855	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	養父市	3,164	109	1,993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	朝来市	2,524	180	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	香美町	1,518	40	204	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	新温泉町	871	41	278	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
丹波	丹波篠山市	1,431	104	26	○	○	○	○		○	○					
	丹波市	2,008	113	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
淡路	洲本市	2,089	100	83	○	○	○	○		○	○		○	○		
	南あわじ市	2,721	95	1,846	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
	淡路市	1,269	127	1,120	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市部計(神戸市含まず)		108,664	4,613	14,124	26	27	27	28	14	28	17	20	26	23	18	8
町部計		11,117	568	3,075	10	11	12	12	5	12	12	9	12	7	7	3
全県計(神戸市含まず)		119,781	5,181	17,199	36	38	39	40	19	40	29	29	38	30	25	11
全県計(神戸市含む)		221,555	7,512	17,544	37	39	40	41	19	41	30	29	38	30	25	11

ブロック	市町名	住民に対する福祉学習					福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場									
		R2実績					R2実績									
		サマーボランティア	ボランティア組織化	福祉活動体験	当事者との交流	作文・ポスター等募集	有無	参加者内訳								
社協	学校関係者							教育委員会	地区社協	地縁組織	ボランティア	当事者組織	その他			
神戸	神戸市															
阪神	尼崎市	○														
	西宮市			○			○	○	○	○					行政	
	芦屋市	○		○		○										
	伊丹市	○		○			○		○		○	○				
	宝塚市	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	主任児童委員	
	川西市		○				○	○	○	○	○			○		
	三田市		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	市内障害者施設・事業所	
	猪名川町	○														
東播磨	明石市	○		○	○		○	○	○		○		○	○		
	加古川市						○	○	○	○						
	西脇市			○	○		○	○	○							
	三木市		○	○	○											
	高砂市	○		○			○	○	○							
	小野市	○		○		○	○	○	○							
	加西市						○	○	○							
	加東市															
	多可町						○	○	○							
	稲美町	○					○	○	○	○						
	播磨町															
西播磨	姫路市						○	○							居場所連絡会	
	相生市			○			○	○	○	○						
	赤穂市	○		○		○	○	○	○	○						
	宍粟市	○														
	たつの市	○		○			○	○	○	○						
	市川町	○		○												
	福崎町	○	○				○	○	○	○						
	神河町						○	○	○							
	太子町	○					○	○	○							
	上郡町		○	○			○	○	○					○	保護者、障害者支援施設	
	佐用町						○	○	○							
但馬	豊岡市															
	養父市	○		○			○	○	○	○						
	朝来市	○														
	香美町						○	○	○				○			
	新温泉町	○	○	○			○	○	○				○			
丹波	丹波篠山市															
	丹波市	○	○	○			○	○	○							
淡路	洲本市	○		○		○										
	南あわじ市	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○		
	淡路市															
市部計(神戸市含まず)		15	6	17	6	6	18	17	17	8	3	2	4	5		
町部計		6	2	3	0	0	9	9	9	1	0	0	2	1		
全県計(神戸市含まず)		21	9	20	6	6	27	26	26	10	3	2	6	6		
全県計(神戸市含む)		21	9	20	6	6	27	26	26	10	3	2	6	6		

ブロック	市町名	福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場				福祉学習に関する成果物・新たなプログラム(具体的内容)
		R2実績				R2実績
		話し合う内容				
	社協からの情報提供等	情報交換	福祉学習推進の検討・研究	その他		
神戸	神戸市					福祉啓発ポスターを募集し、入賞作品の展示、入賞作品集を作成した。
阪神	尼崎市					
	西宮市			○		
	芦屋市					中学生福祉ボランティア学習6年間のまとめ映像作成
	伊丹市		○	○		
	宝塚市		○	○		SDGsについての学習/Webで障害当事者の話を聞く/4か月間のボランティア体験プログラム
	川西市	○	○	○		
	三田市	○	○	○	プログラム冊子の作成	あさがおの蘇精をメッセージとともにコロナ禍での影響を受けている施設利用者や要支援者に届けるプロジェクトを実施。クラウドファンディングによる資金集めや趣旨の広報を工夫。
猪名川町						
東播磨	明石市	○				福祉学習推進の手引き(プログラム紹介のイメージ)作成に向けた協議を始めた。
	加古川市	○		○		
	西脇市	○	○			
	三木市					
	高砂市	○	○	○		市内小中学校の福祉教育担当教諭を対象に、障害平等研修DETの開催を企画(コロナのためR3年開催予定)
	小野市	○				
	加西市	○				ふくしの出前講座冊子を作成。各学校や地域等に配布。
	加東市					
	多可町	○	○	○		手話歌学習:学校での福祉学習発表の際に手話歌も披露。そのための事前学習を実施。朗読体験:国語の教科書を朗読し、視覚障害者へ届けた
稲美町	○	○				
播磨町						
西播磨	姫路市	○		○	社会的課題解決事業に向けた協議	平成29年度以降、4者協働でトライやるウィークの受け入れ。1日サロンを開催。
	相生市	○	○			
	赤穂市	○	○			
	宍粟市					福祉学習プログラムの手引きを作成し、教育委員会、小中校等学校に配布し活用を依頼した。
	たつの市	○	○			
	市川町					
	福崎町	○	○			
	神河町	○	○	○		
	太子町	○				
	上郡町	○	○		その年ごとの、福祉担当教諭の研修メニュー等	コロナ禍により、予防策をとれた少人数などへの学習の場には出席し、感染予防など当時の最新情報を伝えた
佐用町	○	○				
但馬	豊岡市					
	養父市	○	○	○		市内の高等学校では、生徒会で募金活動を実施し、車いすを2台購入し善意銀行へ預託した他、市内高齢者・児童との交流等も企画・実施。
	朝来市					
	香美町	○				ボランティア福祉学習実践記録集の作成
	新温泉町	○	○	○		ボランティア協力校指定事業担当者アンケート
丹波	丹波篠山市					
	丹波市	○	○		実技(車いす・アイマスク)	出張介護教室(社協の介護保険事業所と連携し、地域に向き認知症について学習)、出張福祉教室(地域に向き、地域支えあい体制づくりについて学習)
淡路	洲本市					
	南あわじ市	○		○		福祉学習ハンドブック(企業・事業所対象)を配布
	淡路市					オンラインを活用した交流
市部計(神戸市含まず)		15	11	10		
町部計		9	7	3		
全県計(神戸市含まず)		24	18	13		
全県計(神戸市含む)		24	18	13		

6. 当事者支援活動の実施状況

ブロック	市町名	社協の支援する当事者組織									
		R3.4.1									
		一人暮らし高齢者	認知症高齢者・家族	若年性認知症本人・家族	男性介護者	身体障害者・児	知的障害者・児	精神障害者	子育て中の家族	引きこもり本人・家族	その他
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市		○						○		
	西宮市		○	○		○	○	○	○		
	芦屋市		○			○	○	○		○	
	伊丹市		○		○						
	宝塚市		○	○	○			○	○	○	断酒会、戦没者遺族会
	川西市	○	○	○		○	○	○	○		
	三田市		○		○	○	○	○	○		失語症の会、断酒会、糖尿病友の会 等
猪名川町					○	○	○				
東播磨	明石市		○	○		○	○	○			
	加古川市		○			○	○	○			
	西脇市					○	○	○			
	三木市		○	○		○	○	○	○		「高次脳機能障害の会」「失語症の会」「アルコール依存の会」
	高砂市		○	○							
	小野市					○	○				
	加西市		○			○	○	○			
	加東市					○	○				
	多可町					○	○				
	稲美町		○			○	○		○		
播磨町	○	○			○	○					
西播磨	姫路市										
	相生市					○	○	○			
	赤穂市		○								
	宍粟市					○	○	○			婦人共励会、遺族会
	たつの市	○			○	○					ツインラビット(多胎児家族会)
	市川町					○	○				
	福崎町					○	○	○			婦人共励会、戦没者遺族会
	神河町		○								
	太子町										
	上郡町	○									
但馬	豊岡市		○			○	○	○	○	○	難病患者・家族
	養父市	○	○	○		○	○	○	○		
	朝来市										
	香美町	○									
新温泉町	○	○		○	○	○	○	○	○		
丹波	丹波篠山市					○	○				
	丹波市					○	○	○			いきいき百歳体操実施団体
淡路	洲本市	○	○			○	○		○	○	
	南あわじ市					○	○	○	○		
	淡路市	○	○	○	○				○	○	
市部計(神戸市含まず)		5	17	8	5	20	20	16	11	6	
町部計		4	4	0	1	8	8	2	1	1	
全県計(神戸市含まず)		9	21	8	6	28	28	19	12	7	
全県計(神戸市含む)		10	22	9	7	29	29	20	13	8	

ブ ロ ッ ク	市 町 名	当事者組織への関わり					
		R3.4.1					
		つどい 開催 支援	組織化 支援	交流 支援	社協 との 協働 事業	社会に 対する 啓発支 援	その他
神戸	神戸市	○	○	○	○	○	
阪神	尼崎市				○		ファミリーサポート事業依頼会員と協力会員の交流会の実施
	西宮市	○	○	○	○	○	
	芦屋市	○					歳末たすけあい配分
	伊丹市	○	○		○		活動助成
	宝塚市	○	○	○	○		
	川西市		○	○			
	三田市	○	○			○	セルフヘルプグループ活動の紹介冊子発行(毎年)
	猪名川町		○		○		
東播磨	明石市	○	○			○	
	加古川市		○	○	○	○	
	西脇市	○					活動助成
	三木市		○			○	運営に関する支援
	高砂市	○		○	○		
	小野市	○	○				
	加西市						事業で使用するバス代の助成(上限あり)、機材の貸出
	加東市	○	○	○	○		
	多可町	○	○	○	○	○	
稲美町	○	○				活動助成	
	播磨町		○				
西播磨	姫路市			○			
	相生市	○					組織運営のための助成金
	赤穂市	○	○	○			
	宍粟市	○	○	○	○		事務運営支援、助成金の交付等
	たつの市		○				
	市川町	○		○			
	福崎町	○	○	○			
	神河町			○			
	太子町	○	○				
上郡町	○					上郡町障がい者問題懇話会(3障害の団体代表と役場担当課長)	
	佐用町	○					
但馬	豊岡市	○	○	○			
	養父市	○	○	○	○		
	朝来市						
	香美町	○					助成金の交付
	新温泉町	○					
丹波	丹波篠山市		○	○			
	丹波市		○	○	○	○	
淡路	洲本市	○	○	○	○	○	
	南あわじ市	○			○		よかさ〜くる(長期休暇中の障害児の余暇支援と保護者のレスパイト)
	淡路市	○	○	○		○	
市部計(神戸市含まず)		18	19	15	12	8	
町部計		9	6	4	2	1	
全県計(神戸市含まず)		27	25	19	14	9	
全県計(神戸市含む)		28	26	20	15	10	

7. 重層的なネットワークの状況

8. 社会福祉法人連絡協議会の状況

ブロック	市町名	重層的なネットワーク				事業者を含めた見守りネットワーク			社会福祉法人連絡協議会											
		R3.4.1				R3.4.1			R3.4.1											
		住民間のネットワーク		住民・専門職のネットワーク		制度化のネットワーク	ネットワーク有	協定有	参加者数	設立済	設立年	法人数	活動内容							その他
		全市町域	一部の地域	全市町域	一部の地域								相談支援	困窮者支援	人材確保・育成	地域づくり	災害支援	実務者ネットワーク		
神戸	神戸市	○			○	○	○	35	○	-	272	○	○	○	○	○	○			
阪神	尼崎市	○			○	○	○	92	○	2018	45									
	西宮市				○	○	○	118	○	2019	28			○				○		
	芦屋市	○			○	○	○	130	○	2020	20									
	伊丹市	○	○	○	○	○	○	268	○	2008	21						○			
	宝塚市	○			○	○	○	256	○	2016	27			○		○	○			
	川西市	○			○	○	○	31	○	2018	16							○		
	三田市		○		○	○			○	2017	14			○						
	猪名川町																			
東播磨	明石市		○		○				○	2017	28	○					○	○		
	加古川市		○						○	2019	41							○		
	西脇市		○		○	○	○	107	○	2019	13				○			○		
	三木市		○				○	○												
	高砂市		○		○	○	○	35	○	2020	20							中期計画づくり		
	小野市	○			○	○	○	30	○	2017	21									
	加西市								○	2016	14									
	加東市								○	2018	16						○			
	多可町						○													
	稲美町		○				○	○	30											
播磨町		○							○	2017	7		○					所有する資機材の自治会への貸出		
西播磨	姫路市	○			○	○	○	6	○	1959	86							○		
	相生市		○				○	86	○	2020	8							○		
	赤穂市		○		○		○	73	○	2018	10									
	宍粟市	○			○				○	2019	18									
	たつの市	○			○	○	○	63	○	2018	27									
	市川町																			
	福崎町																			
	神河町		○				○	○	15											
	太子町																			
	上郡町						○	○		○	2020	7							情報提供ならびに共有	
佐用町		○				○		19	○	2015	10	○		○	○	○				
但馬	豊岡市	○			○	○	○	291	○	2017	23							○		
	養父市	○		○			○	59												
	朝来市		○				○	100												
	香美町		○				○	53												
	新温泉町						○	29	○	2019	4				○					
丹波	丹波篠山市		○	○		○	○	27	○	2016	11			○	○	○			若者等の就労支援、提言・意見具申	
	丹波市		○		○	○	○	15	○	2015	18	○		○				○		
淡路	洲本市					○			○	2020	11									
	南あわじ市		○		○	○	○	1	○	2014	11	○	○		○	○	○	広報活動		
	淡路市		○	○																
市部計(神戸市含まず)		11	14	8	13	13	20	15	1,788	24		547	3	1	5	3	6	11		
町部計		0	5	0	0	0	7	5	93	4		28	1	1	1	2	1	1		
全県計(神戸市含まず)		11	19	8	13	13	27	20	1,934	28		575	4	2	6	5	7	12		
全県計(神戸市含む)		12	19	8	14	14	28	21	1,969	29		847	5	3	7	6	8	13		

9. 相談活動の実施状況

ブロック	市町名	一般相談			専門相談			地域包括支援センター				
		R3.4.1			R3.4.1			R2.4.1				
		実施	相談員		法律相談	介護相談	結婚相談	その他	センター数	サブセンター	ブランチ	
民生委員	社協職員		その他									
神戸	神戸市	○	○		保護司、行政相談委員、青少年育成委員、人権啓発推進協力委員等	○			市民後見人候補者による成年後見手続き相談室の開催	76		
阪神	尼崎市	○		○		○	○			12		
	西宮市	○		○					ボランティア相談、障害者総合相談、障害者就労相談等	15		
	芦屋市	○	○	○		○			ボランティア相談、権利擁護相談	4		
	伊丹市	○	○	○	地域住民、ケアマネジャー等	○	○		精神科相談	10		
	宝塚市	○	○	○		○	○			7		
	川西市	○	○	○		○			ピアカウンセリング	8		1
	三田市	○		○		○				3		3
	猪名川町	○	○						成年後見個別相談	1		
東播磨	明石市	○		○		○	○		ボランティア相談	6		
	加古川市	○	○	○	市職員OB、学識経験者、主任児童委員		○		ボランティア相談、成年後見制度(権利擁護)相談、障害福祉の総合的・専門的相談	6		
	西脇市	○		○						2		5
	三木市	○	○		学識経験	○			成年後見専門相談	1	2	9
	高砂市	○		○			○			1		4
	小野市	○	○							1		3
	加西市	○	○	○					ボランティア・身障協会・認知症・権利擁護等	1		
	加東市	○	○	○					人権相談、障害者相談、行政相談、児童家庭相談	1		2
	多可町	○	○	○		○	○			1		3
	稲美町	○		○	司法書士	○	○		認知症相談窓口	1		
播磨町	○	○			○				1			
西播磨	姫路市	○		○		○	○		福祉全般に関する相談	24		
	相生市	○	○			○	○		ひきこもり相談	1		4
	赤穂市	○	○			○			カウンセリング相談	1		5
	宍粟市	○		○		○	○	○		1	3	
	たつの市	○		○		○			公証人相談、ボランティア相談、子育て不安相談	1		5
	市川町	○	○		人権擁護委員、行政相談員、社会教育委員	○				1		
	福崎町	○	○		地裁の元調停員、元書記官	○				1		
	神河町	○			行政相談員、人権擁護委員、ワーカーストップ職員、ハローワーク職員	○				1		
	太子町	○	○		身体・知的・精神障害者相談員					1		2
	上郡町	○	○			○				1		
佐用町	○		○		○				1		5	
但馬	豊岡市	○		○		○		○		4		
	養父市	○			社協会長が委嘱した福祉総合相談員	○		○		1		4
	朝来市	○		○	地域住民(学識経験者)			○		2		7
	香美町	○		○		○		○	相続・遺言相談	1		
	新温泉町	○		○		○	○			1		
丹波	丹波篠山市	○	○		元民生委員児童委員					2		
	丹波市	○	○			○			障害がある方の相談支援	4		6
淡路	洲本市	○		○			○			1		3
	南あわじ市	○		○			○			1		5
	淡路市	○		○			○			1		3
市部計(神戸市含まず)	28	13	21			16	12	4		122	5	69
町部計	12	7	5			10	3	1		11	0	10
全県計(神戸市含まず)	40	20	26			26	15	5		134	5	79
全県計(神戸市含む)	41	21	26			27	15	5		210	5	79

10. 社協が有する権利擁護機能

ブロック	市町名	権利擁護(成年後見)支援センター				社協が有する権利擁護機能				
		R3.4.1				R3.4.1				
		有無	名称	設置主体	運営主体	権利擁護相談				その他
広報・啓発	相談					専門相談	成年後見申立支援			
神戸	神戸市	○	こうべ安心サポートセンター・神戸市成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○		
阪神	尼崎市	○	成年後見等支援センター	行政	社協	○	○	○	○	
	西宮市	○	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	行政	NPO					
	芦屋市	○	芦屋市権利擁護支援センター	行政	社協・NPO	○	○	○	○	
	伊丹市	○	伊丹市福祉権利擁護センター	行政	社協	○	○	○	○	
	宝塚市	○	宝塚市高齢者・障がい者権利擁護支援センター	行政	社会福祉法人					日常生活自立支援事業との連携
	川西市	○	川西市成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	市民後見人の育成と活動支援
	三田市	○	三田市権利擁護・成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	
	猪名川町						○			
東播磨	明石市	○	明石市後見支援センター	行政	社協					
	加古川市	○	成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	成年後見制度利用促進を目的に左記を実施
	西脇市						○			
	三木市	○	三木市成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	
	高砂市					○	○			
	小野市									
	加西市									地域包括支援センターでの相談対応
	加東市									
	多可町									
	稲美町									
西播磨	姫路市	○	姫路市成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	
	相生市	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協					
	赤穂市	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協		○			
	宍粟市	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協		○			
	たつの市	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協	○	○	○	○	
	市川町					○				
	福崎町					○	○			
	神河町									
	太子町	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協		○			
	上郡町	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協		○			
佐用町	○	西播磨成年後見支援センター	行政	社協	○	○				
但馬	豊岡市									
	養父市					○	○	○		
	朝来市									
	香美町					○	○			
	新温泉町									
丹波	丹波篠山市	○	丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター	行政	NPO					
	丹波市					○				
淡路	洲本市	○	権利擁護デスク	行政・社協	社協	○	○		○	
	南あわじ市	○	南あわじ市権利擁護センター	行政	社協	○	○			
	淡路市					○	○			
市部計(神戸市含まず)		18				15	16	10	10	
町部計		3				5	6	1	0	
全県計(神戸市含まず)		21				20	22	11	10	
全県計(神戸市含む)		22				21	23	12	10	

ブロック	市町名	社協が有する権利擁護機能									
		R3.4.1									
		権利擁護支援の強化				支援者の育成			ネットワーク形成		
		虐待 対応	法人 後見	日常生 活自立 支援	その他	相談職 支援	成年後 見人支 援	その他	支援困 難ケース 検討会	成年後 見受任 調整	その他
神戸	神戸市		○	○		○	○				
阪神	尼崎市			○		○	○		○	○	
	西宮市			○							
	芦屋市	○	○	○		○	○		○	○	
	伊丹市	○		○		○	○		○	○	高齢者虐待防止ネットワーク
	宝塚市			○							
	川西市			○							市民後見人受任調整
	三田市			○	多職種による困難事例検討の場の開催	○	○	基幹型地域包括支援センターとしての後方支援	○		
	猪名川町			○							
東播磨	明石市			○							
	加古川市			○		○	○	成年後見支援センター専門相談を利用したSVを実施	○	○	成年後見支援センター専門相談、運営委員会を利用
	西脇市			○							
	三木市			○			○				
	高砂市			○					○		
	小野市			○							
	加西市			○	日自事業と包括Cとの連携による相談実施			包括Cが研修開催、成年後見申立の事前チェックリスト作成			包括Cがケース検討会議等を実施
	加東市			○							
	多可町			○							
	稲美町			○							
播磨町			○					○	○		
西播磨	姫路市		○	○		○	○				
	相生市			○						○	
	赤穂市			○							
	宍粟市			○							
	たつの市			○		○	○				
	市川町			○							
	福崎町			○							
	神河町			○							
	太子町			○							
	上郡町			○	相談事例に応じて、支援機関やリーガルサポート登録司法書士に連絡						
佐用町			○								
但馬	豊岡市			○							
	養父市			○		○					
	朝来市			○							
	香美町			○							
	新温泉町			○							
丹波	丹波篠山市			○					○		
	丹波市			○							
淡路	洲本市		○	○		○					
	南あわじ市	○		○		○			○		
	淡路市			○							
市部計(神戸市含まず)		3	3	28		10	8		8	5	
町部計		0	0	12		0	0		1	1	
全県計(神戸市含まず)		3	3	40		10	8		9	6	
全県計(神戸市含む)		3	4	41		11	9		9	6	

ブロック	市町名	社協が有する権利擁護機能					
		R3.4.1					
		社会資源の開発とシステム評価			地域住民の権利認識の向上		
		システム構築	調査研究	その他	住民向け研修	支援者の養成	その他
神戸	神戸市				○	○	
阪神	尼崎市				○	○	
	西宮市						
	芦屋市	○			○	○	
	伊丹市	○	○		○	○	市民後見人養成及び活動支援
	宝塚市						
	川西市	○			○	○	
	三田市			市との定例会議	○		生活支援員への研修会開催
	猪名川町						
東播磨	明石市						
	加古川市			成年後見支援センター運営委員会での調査研究	○		
	西脇市						
	三木市						
	高砂市			権利擁護センター設置検討委員会、提言書作成	○		
	小野市						
	加西市				○		
	加東市						
	多可町						
	稲美町						
播磨町	○			○	○		
西播磨	姫路市				○	○	
	相生市						
	赤穂市						
	宍粟市						
	たつの市				○	○	
	市川町						
	福崎町						
	神河町						
	太子町						
	上郡町					○	精神障害、知的障害団体総会時などへの後見制度の概要説明
佐用町							
但馬	豊岡市						
	養父市						
	朝来市						
	香美町						
	新温泉町						
丹波	丹波篠山市						
	丹波市						
淡路	洲本市						
	南あわじ市				○	○	
	淡路市						
市部計(神戸市含まず)		3	1		11	7	
町部計		1	0		1	2	
全県計(神戸市含まず)		4	1		12	9	
全県計(神戸市含む)		4	1		13	10	

11. 生活困窮者支援活動の実施状況

ブロック	市町名	生活困窮者自立支援事業								支援調整会議	社協における制度外の生活困窮者支援活動				
		R3.4.1								R2年度実績	R2年度実績				
		自立相談				任意事業				会議への参画	物品提供	法外 援助 資金	社会 参加・ 就労 支援	その他	
		行政	社協	民間 団体	複数 主体 運営	社協 受託	就労 準備	一時 生活 支援	家計 相談						学習 支援
神戸	神戸市				○		○	○	○	○	○				
阪神	尼崎市	○					○			○	○				
	西宮市				○	○	○			○	○				生活困窮支援活動団体への活動助成、児童養護施設退所者に対する支援活動助成等
	芦屋市		○				○			○	○	○	○		家具・家電等のゆずりあいネットワーク、国際ソロプチミスト芦屋ほほえみ支援基金
	伊丹市	○					○	○	○	○	○				フードバンク関西、生活困窮者支援機関との連携による食料品の支援等
	宝塚市				○	○	○	○		○	○				
	川西市	○					○					○	○		
	三田市		○				○	○			○				低所得者に対する修学旅行費助成、緊急援助、生活保護世帯つなぎ資金
	猪名川町											○			
東播磨	明石市				○		○	○	○	○		○	○		
	加古川市	○					○	○	○	○	○		○		
	西脇市	○					○	○	○				○		
	三木市	○					○	○	○			○			
	高砂市			○			○	○	○			○			
	小野市	○					○	○	○			○	○		
	加西市	○					○	○	○	○		○	○		
	加東市				○	○	○	○				○	○	○	
	多可町											○	○	○	
	稲美町												○	○	
播磨町												○	○		
西播磨	姫路市		○				○	○	○	○	○				
	相生市	○					○	○	○			○		○	福祉施設や事業所等への就労支援
	赤穂市	○					○	○	○		○	○	○		
	宍粟市				○		○	○	○	○		○	○		
	たつの市	○					○				○	○	○		
	市川町											○	○		
	福崎町											○	○		
	神河町										○	○	○		
	太子町											○	○		
	上郡町												○		
佐用町												○			
但馬	豊岡市		○								○	○	○	○	
	養父市	○						○			○	○	○	○	
	朝来市				○			○			○	○	○	○	
	香美町										○		○		
	新温泉町														
丹波	丹波篠山市	○						○				○	○		
	丹波市	○						○				○	○		
淡路	洲本市	○						○				○	○		
	南あわじ市	○						○			○	○	○		
	淡路市		○					○				○	○	○	
市部計(神戸市含まず)		16	5	1	6	3	19	23	12	10	16	24	20	7	
町部計		※町部は県が所管し、民間団体に委託									3	8	7	0	
全県計(神戸市含まず)		16	5	1	6	3	19	23	12	10	19	34	28	7	
全県計(神戸市含む)		16	5	1	7	3	20	24	13	11	20	35	28	8	

12. 在宅福祉サービスの実施状況

ブロック	市町名	介護保険制度における介護保険サービス									障害者総合支援法に基づくサービス			制度外の在宅福祉サービス						
		R3.4.1									R3.4.1			R3.4.1						
		居宅介護支援	訪問介護	サービスA (基準緩和)	通所介護	サービスA (基準緩和)	訪問看護	訪問入浴介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	その他	介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業	相談支援事業	配食・給食	家事援助	ミニデイ	介護用品斡旋	福祉機器貸出
神戸	神戸市	○			○						○		○	○						
阪神	尼崎市	○	○	○							○		○	○		○			○	
	西宮市										○		○	○					○	
	芦屋市	○	○		○		○				○		○	○					○	
	伊丹市										○	○	○	○					○	
	宝塚市	○	○	○	○		○			○	○		○	○			○		○	
	川西市		○	○							○	○		○					○	
	三田市	○	○		○		○				○		○	○		○			○	
	猪名川町		○		○					○	○	○	○	○	○			○		
東播磨	明石市	○									○		○	○	○				○	
	加古川市												○						○	
	西脇市	○	○	○			○	○			○		○		○	○			○	
	三木市	○	○	○	○		○				○	○	○			○			○	
	高砂市	○	○								○		○	○	○				○	
	小野市	○	○	○			○				○			○	○				○	
	加西市	○	○				○	○			○	○	○	○	○	○			○	
	加東市	○	○		○	○					○		○		○				○	
	多可町	○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○			○	
	稲美町	○	○		○		○			○	○		○	○	○	○			○	
	播磨町	○	○	○	○	○				○	○			○				○		
西播磨	姫路市	○	○		○					○		○		○			○		○	
	相生市	○	○						○		○		○						○	
	赤穂市	○	○								○		○	○	○	○			○	
	宍粟市	○	○	○	○	○				○			○	○	○		○	○	○	
	たつの市	○	○	○							○	○	○	○	○				○	
	市川町	○	○								○			○	○			○	○	
	福崎町	○	○	○	○	○					○			○	○		○		○	
	神河町	○	○	○							○	○	○	○	○			○	○	
	太子町													○	○				○	
		上郡町	○	○	○									○	○				○	○
	佐用町	○	○		○					○		○		○	○	○		○	○	
但馬	豊岡市	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○			○	○	
	養父市	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○		○	○	
	朝来市	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○		○	○	
	香美町	○	○		○					○			○	○					○	
	新温泉町	○	○	○	○	○					○		○		○	○			○	
丹波	丹波篠山市	○	○	○								○		○	○	○			○	
	丹波市	○	○	○	○	○					○		○	○		○			○	
淡路	洲本市	○	○		○							○		○	○	○	○		○	
	南あわじ市	○	○	○								○	○	○					○	
	淡路市	○		○	○	○	○				○	○		○	○	○			○	
市部計(神戸市含まず)		24	23	15	13	7	8	5	4	2	2	27	8	21	23	16	13	6	6	27
町部計		10	11	6	8	4	1	6	1	1	2	11	3	7	7	12	5	2	8	12
全県計(神戸市含まず)		34	34	21	21	11	9	11	5	3	4	38	11	28	30	28	18	8	14	39
全県計(神戸市含む)		35	34	21	22	11	9	11	5	3	4	39	11	29	31	28	18	8	14	39

ブロック	市町名	制度外の在宅福祉サービス				
		R3.4.1				
		移送	実施形態	ファミサポ	介護ファミサポ	その他
神戸	神戸市			○		若年性認知症交流会「おひさま」、若年性認知症デイサービスの介護者の集い
阪神	尼崎市			○		
	西宮市					
	芦屋市			○		
	伊丹市					
	宝塚市					生活援助等サービス(ホームヘルプサービス)
	川西市			○		
	三田市			○		養育支援訪問、こんにちは赤ちゃん、シニア・ユースひろば等
	猪名川町					
東播磨	明石市					福祉機器リサイクル
	加古川市	○	その他			
	西脇市	○	福祉車両貸出			
	三木市	○	福祉有償運送	○	○	
	高砂市	○	福祉無償運送	○		生きがい対応型デイサービス事業
	小野市	○	福祉有償運送	○	○	
	加西市	○	福祉有償運送		○	
	加東市	○	その他		○	
	多可町	○	市町村運営有償運送の受託			買い物ツアー、福祉車貸出
	稲美町	○	その他			重度心身障害者・児の日中一時支援
	播磨町	○	福祉有償運送			
西播磨	姫路市	○	その他			買物支援サービス事業
	相生市	○	その他			
	赤穂市	○	その他			
	宍粟市					
	たつの市			○		暮らし支え合い事業、福祉車両貸出事業、訪問理容サービス事業等
	市川町	○	福祉有償運送			
	福崎町					
	神河町	○	福祉有償運送			
	太子町	○	その他	○		
上郡町	○	福祉有償運送			布団クリーニングサービス、善意の日訪問、山上部落・買い物通院サービス	
	佐用町	○	過疎地有償運送			福祉車両貸出事業
但馬	豊岡市					
	養父市	○	福祉有償運送			
	朝来市					
	香美町	○	福祉有償運送			元気デイサービス(緩和した基準によるサービス)
	新温泉町					福祉車両(リフト車)の貸出し
丹波	丹波篠山市	○	市町村運営有償運送の受託	○		
	丹波市			○		
淡路	洲本市	○	福祉有償運送			
	南あわじ市					
	淡路市	○	福祉有償運送	○		
市部計(神戸市含まず)		14		11	4	
町部計		9		1	0	
全県計(神戸市含まず)		23		12	4	
全県計(神戸市含む)		23		13	4	

13. 広報活動の実施状況

14. 政策提言活動の実施状況

ブロック	市町名	社協機関誌							政策提言活動							
		R2年度実績							R2年度実績							
		誌名	配布先	発行回数 (回)	ポラン ティ ア情 報誌	その 他の 情報 紙	SNS	提言 の仕 組み 有	臨時 実施	内容の検討方法			提言方法			
外部 委員	役員 会									意見 聴取	首長 等協 議	担当 課協 議	書面 提出	行政 会議 発言		
神戸	神戸市	福祉の情報誌「きずな・KOBE」(市社協)	市民全般	1	○		○	○				○			○	
阪神	尼崎市	社協だより	全戸	2	○	○										
	西宮市	しあわせ	全戸	4	○	○			○		○					○
	芦屋市	社協だより	全戸	4		○										
	伊丹市	市民活動情報誌「社協だより」	社協会員、住民、地域福祉活動者	3	○	○	○		○	○	○			○	○	○
	宝塚市	社協たからづか	全戸	6	○	○	○	○		○						○
	川西市	社協かわにし	全戸	4	○	○	○									
	三田市	さんだ社協だより	全戸	12	○	○	○		○					○		○
	猪名川町	社協だより	全戸	4												
東播磨	明石市	あかしの社会福祉	住民代表・自治会回覧等	4	○		○									
	加古川市	社協だよりかこがわ	全戸	6	○	○										
	西脇市	社協だより	全戸	6	○											
	三木市	社協だより	全戸	6	○	○	○		○	○			○			
	高砂市	たかさご社協だより	全戸	12	○	○		○		○	○					○
	小野市	おの社協広報紙ふれあい	全戸	5	○	○										
	加西市	あったかハート	全戸	6	○				○		○		○	○	○	
	加東市	社協だより	全戸	6		○										
	多可町	社協だより多可	全戸	12	○	○	○									
	稲美町	社協だより	全戸	12	○		○									
播磨町	社協だより ゆう&あい	全戸	12	○				○		○			○	○		
西播磨	姫路市	ひめじの社協	全戸	6		○	○									
	相生市	社協だより「あいおいの福祉」	全戸	5												
	赤穂市	あこう社協だより	全戸	12			○									
	宍粟市	こんにちは！社協です！！	全戸	12	○	○		○			○		○	○	○	
	たつの市	ぬくもり	全戸	6		○										
	市川町	福祉いちかわ	全戸	6												
	福崎町	福崎町社会福祉協議会だより「さるびあ」	全戸	6												
	神河町	社協かみかわ	全戸	6		○			○			○				○
	太子町	たいし社協だより	全戸	6	○											
	上郡町	上郡町社協広報「てととて」	全戸	6	○		○		○		○		○			
佐用町	社協だより「かがやき」	全戸	12													
但馬	豊岡市	NIKO	全戸	12												
	養父市	養父市社協だより「かけはし」	全戸	12		○										
	朝来市	社協だよりあさご	全戸	6		○	○									
	香美町	香美町社協だより	全戸	12	○	○		○					○		○	
	新温泉町	社協だより「ほっこり・にっこり」	全戸	6												
丹波	丹波篠山市	社協だよりささやま	全戸	6		○	○									
	丹波市	ふくしほっと通信	全戸	6	○	○	○									
淡路	洲本市	社協の輪	全戸	12			○									
	南あわじ市	広報「わかば」	全戸	4	○	○	○		○			○	○	○		
	淡路市	淡路市社協広報誌 すまいる	全戸	1					○		○		○			
市部計(神戸市含まず)					16	20	13	3	7	4	6	1	5	5	5	3
町部計					6	3	3	1	3	0	2	1	2	1	2	1
全県計(神戸市含まず)					22	23	16	4	10	4	8	2	7	6	7	4
全県計(神戸市含む)					23	23	17	5	10	4	8	3	7	6	8	4

15. 災害対策 16. 組織基盤強化に向けた取組状況

ブロック	市町名	災害対策			理事会・評議員会・監事監査						組織基盤強化計画		
		災害時 対応マ ニュアル	行政等 との 災害VC 設置協 定	事業 継続 計画 (法人全 体)	R3.4.1			R2年度実績			策定 有	名称	策定 中・ 策定 予定
					評議員数	理事数	監事	評議 員会 回数	理事 会 回数	監事 監査 回数			
					(〇人以上〇人以内)	(〇人以上〇人以内)	(人以内)	(回)	(回)	(回)			
神戸	神戸市	○	○		43 ~ 49	17 ~ 20	3	2	4	2	○	地域福祉推進計画2025	
阪神	尼崎市	○	○	○	20 ~ 41	6 ~ 19	3	2	4	13	○	中期経営計画、収支改善計画	
	西宮市	○	○		20 ~ 28	9 ~ 12	3	6	6	2			
	芦屋市	○	○		20 ~ 24	10 ~ 14	2	2	6	2	○	第7次地域福祉推進計画	○
	伊丹市	○			25 ~ 30	13 ~ 15	2	4	6	1	○	第7次地域福祉推進計画(発展計画)	○
	宝塚市	○	○		32 ~ 35	13 ~ 15	2	4	5	2			
	川西市	○			30 ~ 40	15 ~ 20	2	2	4	1	○	中期経営計画	○
	三田市	○	○		30 ~ 40	10 ~ 15	2	4	9	2	○	財政計画	
猪名川町	○			14 ~ 17	7 ~ 9	2	4	6	1				
東播磨	明石市	○		○	18 ~ 21	10 ~ 13	3	6	8	1			○
	加古川市		○		30	14	2	6	3	1			
	西脇市	○	○		35	16	2	3	4	1	○	第3次西脇市地域福祉推進計画	○
	三木市	○	○		15 ~ 27	6 ~ 14	2	6	4	1	○	第1次社会福祉協議会基盤強化計画	○
	高砂市	○	○		31 ~ 35	15 ~ 15	2	3	6	2	○	第7次高砂市社会福祉協議会発展・強化計画	○
	小野市	○			30 ~ 35	12 ~ 15	3	3	3	1	○	第8期地域福祉推進計画	
	加西市	○	○	○	25 ~ 30	10 ~ 15	2	3	3	2			
	加東市		○		25 ~ 30	13 ~ 15	2	4	4	2			
	多可町	○			23	15	3	3	3	1			
稲美町	○			20 ~ 25	8 ~ 10	2	2	4	2				
播磨町	○	○		13 ~ 20	6 ~ 12	2	3	10	1				
西播磨	姫路市	○	○		33 ~ 33	14 ~ 14	2	3	4	1	○	中期経営計画	
	相生市	○	○		18 ~ 23	10 ~ 13	2	3	3	2	○	第4次地域福祉推進計画	
	赤穂市	○	○		26 ~ 30	12 ~ 15	2	4	5	1			
	宍粟市	○	○	○	21 ~ 25	15	2	3	10	2			
	たつの市	○			38	15	2	3	4	2			
	市川町	○			23 ~ 28	8 ~ 12	2	2	2	1			
	福崎町	○			31	13	2	3	7	1			
	神河町	○	○		20 ~ 25	8 ~ 10	2	5	3	2			
	太子町	○	○		19 ~ 25	9 ~ 13	2	4	5	1			○
	上郡町	○	○		17 ~ 21	14 ~ 16	2	2	3	1			
佐用町	○	○		20 ~ 25	10 ~ 14	2	3	4	1	○	第3次地域福祉推進計画(さようふくしプラン)	○	
但馬	豊岡市	○	○		15 ~ 20	10 ~ 13	2	3	9	2	○	豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画	
	養父市	○	○		15 ~ 20	9 ~ 11	2	2	8	3	○	強化計画[組織経営基盤計画]2019年度~2023年度	○
	朝来市	○		○	16 ~ 20	10 ~ 15	2	3	11	1	○	第3次朝来市社会福祉協議会発展計画	
	香美町	○	○		20 ~ 22	10 ~ 13	2	3	10	3	○		
	新温泉町	○	○		13 ~ 17	7 ~ 9	2	2	11	2			
丹波	丹波篠山市	○	○	○	24 ~ 39	12 ~ 15	3	3	5	2			
	丹波市	○	○		20 ~ 25	10 ~ 12	3	2	4	2	○	地域福祉ビジョン	
淡路	洲本市	○			16 ~ 19	10 ~ 15	2	4	4	0			
	南あわじ市	○	○		20 ~ 30	10 ~ 15	3	3	8	2			
	淡路市	○			30 ~ 35	12 ~ 15	2	2	10	1			
市部計(神戸市含まず)		26	20	6							15		8
町部計		12	7	0							2		2
全県計(神戸市含まず)		38	27	6							17		10
全県計(神戸市含む)		39	28	6							18		10

市町名	雇用形態別				職種別														うち、行政からの出向職員	行政等への出向職員
	正規職員	非正規職員（常勤）	非正規職員（非常勤）	職員数合計	一般事業職員				経営事業職員											
					事務局長・法人運営部門	地域福祉推進部門	ボランティア・市民活動センター	福祉サービス利用支援部門	介護保険サービス担当				障害福祉サービス担当	その他在宅サービス事業	会館運営事業担当	その他				
									内訳											
居宅介護支援事業	訪問介護事業	通所介護事業	その他																	
神戸市	184	355	130	669	19	30	16	175	68	29	0	30	9	55	164	5	137	27	3	
尼崎市	100	45	131	276	9	55	3	22	153	39	109	0	5	1	30	1	2	3	2	
西宮市	97	208	53	358	10	20	2	33	0	0	0	0	0	77	199	11	6	7	0	
芦屋市	38	27	91	156	9	4	4	30	95	9	49	24	13	4	6	4	0	2	0	
伊丹市	41	42	38	121	8	9	4	38	0	0	0	0	0	43	10	5	4	2	3	
宝塚市	86	107	160	353	14	10	3	44	190	26	71	83	10	60	27	2	3	0	0	
川西市	78	63	52	193	9	7	2	17	33	0	33	0	0	95	26	0	4	1	0	
三田市	39	48	74	161	11	7	2	33	78	4	40	18	16	12	0	7	11	0	0	
猪名川町	20	21	50	91	4	3	1	13	41	0	10	31	0	20	0	3	6	1	0	
明石市	96	65	34	195	15	7	1	145	6	6	0	0	0	0	0	21	0	11	0	
加古川市	29	15	13	57	10	8	5	29	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	
西脇市	24	8	47	79	8	3	2	14	52	5	23	0	24	0	0	0	0	0	0	
三木市	74	83	84	241	9	5	4	17	181	21	28	122	10	25	0	0	0	2	4	
高砂市	18	47	68	133	7	2	3	48	43	8	35	0	0	12	15	0	3	0	0	
小野市	16	12	17	45	3	4	1	3	20	6	7	0	7	0	2	0	12	0	0	
加西市	18	31	44	93	5	7	2	19	31	4	27	0	0	29	0	0	0	0	0	
加東市	18	21	43	82	7	3	1	12	33	0	0	32	1	9	0	17	0	2	0	
多可町	27	5	43	75	7	8	1	4	54	6	15	22	11	1	0	0	0	0	0	
稲美町	8	15	45	68	3	3	3	5	50	4	7	8	31	4	0	0	0	0	0	
播磨町	21	12	32	65	3	3	1	8	38	4	13	21	0	12	0	0	0	0	0	
姫路市	158	28	312	498	10	34	0	57	397	39	311	34	13	0	0	0	0	0	0	
相生市	10	3	31	44	3	2	1	2	26	4	11	0	11	0	3	5	2	0	0	
赤穂市	14	5	68	87	3	4	2	10	51	4	45	0	2	11	0	1	5	0	0	
宍粟市	29	27	32	88	7	9	1	12	57	12	22	14	9	2	0	0	0	0	0	
たつの市	15	26	40	81	7	9	1	5	34	4	30	0	0	6	0	19	0	0	0	
市川町	11	1	14	26	4	0	1	0	18	1	16	0	1	1	2	0	0	0	0	
福崎町	23	0	64	87	1	4	1	4	68	5	16	44	3	1	8	0	0	2	2	
神河町	13	7	13	33	2	2	1	1	21	4	11	0	6	6	0	0	0	0	0	
太子町	8	1	4	13	3	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	
上郡町	8	0	18	26	2	0	0	1	20	2	18	0	0	0	2	0	1	0	0	
佐用町	31	30	50	111	4	9	1	0	64	6	14	40	4	3	30	0	0	7	0	
豊岡市	96	65	156	317	20	14	1	53	216	21	78	94	23	0	9	3	1	0	0	
養父市	35	24	75	134	8	13	1	14	91	7	32	39	13	3	3	0	1	0	0	
朝来市	66	10	20	96	6	10	1	6	57	7	14	36	0	16	0	0	0	0	0	
香美町	25	44	67	136	7	8	2	8	86	8	31	36	11	0	20	1	4	0	0	
新温泉町	21	9	14	44	5	2	1	0	35	4	7	18	6	0	1	0	0	0	0	
丹波篠山市	35	10	38	83	13	8	1	27	21	4	16	0	1	13	0	0	0	0	0	
丹波市	69	13	140	222	13	15	1	35	148	16	71	45	16	0	7	2	1	0	0	
洲本市	13	20	76	109	3	2	2	0	48	4	12	31	1	0	26	4	24	0	0	
南あわじ市	29	5	39	73	4	7	1	3	28	4	24	0	0	23	0	0	7	0	1	
淡路市	26	53	32	111	7	14	1	5	30	10	0	14	6	53	1	0	0	0	0	
合計	1,767	1,611	2,552	5,930	302	366	84	954	2,682	337	1,246	836	263	602	591	111	238	69	15	
合計(神戸市除く)	1,583	1,256	2,422	5,261	283	336	68	779	2,614	308	1,246	806	254	547	427	106	101	42	12	

※正規職員とはフルタイムで働いて雇用期限のない職員、非正規常勤とは正規職員以外でフルタイムで働き、かつ労働時間が正規職員の3/4以上の職員、非正規非常勤とは非正規常勤の条件を満たさないパートや臨時職員を指す

※定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、正規職員とみなす

※兼務者の場合は、業務の按分や主な役割等を勘案して、いずれか1つの欄を選んでいる

※職員数合計には行政に出向している職員はカウントしていない

令和2年度 市町社協の経常増減差額率・純資産比率・流動比率

市町名	A.経常増減差額 (円)	B.サービス活動収 益 (円)	経常増減 差額率 A/B	C.純資産 (円)	D.総資産 (円)	純資産 比率 C/D	E.流動資産 (円)	F.流動負債 (円)	流動 比率 E/F
尼崎市	△ 37,059,470	992,967,710	-3.7%	641,002,877	1,167,120,997	54.9%	206,284,259	109,363,332	188.6%
西宮市	73,291,274	2,301,397,430	3.2%	727,471,106	1,978,889,070	36.8%	699,721,158	573,171,537	122.1%
芦屋市	112,479,902	660,947,604	17.0%	498,877,291	719,113,896	69.4%	210,508,995	68,281,835	308.3%
伊丹市	△ 308,329	558,801,653	-0.1%	121,391,740	297,084,125	40.9%	100,637,063	60,778,855	165.6%
宝塚市	△ 11,938,170	1,444,127,585	-0.8%	810,029,034	1,327,348,061	61.0%	421,631,734	169,879,277	248.2%
川西市	△ 4,963,091	990,548,508	-0.5%	215,984,187	461,768,423	46.8%	204,360,899	154,663,546	132.1%
三田市	△ 9,650,646	673,988,263	-1.4%	669,602,257	974,458,862	68.7%	434,134,001	117,419,488	369.7%
猪名川町	8,570,651	415,723,190	2.1%	146,781,583	322,023,694	45.6%	136,044,528	24,454,526	556.3%
明石市	43,637,490	1,045,400,258	4.2%	418,186,299	693,700,567	60.3%	310,434,432	187,985,891	165.1%
加古川市	15,302,719	341,047,432	4.5%	454,691,619	586,682,309	77.5%	118,393,092	42,726,550	277.1%
西脇市	△ 26,502,651	272,975,222	-9.7%	228,645,061	359,154,889	63.7%	80,996,347	31,298,828	258.8%
三木市	61,021,181	1,223,025,995	5.0%	774,730,014	936,017,134	82.8%	598,429,309	141,606,420	422.6%
高砂市	△ 54,654,596	401,204,176	-13.6%	347,055,535	541,142,688	64.1%	153,808,164	43,146,616	356.5%
小野市	△ 2,909,446	207,340,251	-1.4%	179,925,652	270,166,297	66.6%	91,399,467	35,925,675	254.4%
加西市	29,561,759	399,805,226	7.4%	213,525,952	442,133,326	48.3%	106,609,591	23,486,994	453.9%
加東市	△ 13,269,639	287,170,287	-4.6%	381,818,017	487,723,649	78.3%	71,819,778	22,611,002	317.6%
多可町	7,872,890	312,370,493	2.5%	363,636,297	504,586,814	72.1%	170,511,116	47,484,027	359.1%
稲美町	△ 6,944,644	227,146,814	-3.1%	356,216,170	412,855,159	86.3%	127,882,079	27,587,669	463.5%
播磨町	19,244,649	292,427,404	6.6%	445,409,135	600,958,427	74.1%	123,687,225	47,856,162	258.5%
姫路市	△ 31,451,547	1,650,036,108	-1.9%	2,041,244,266	2,491,928,845	81.9%	979,340,635	210,805,462	464.6%
相生市	14,026,495	171,837,041	8.2%	306,354,378	370,189,323	82.8%	146,216,745	23,744,974	615.8%
赤穂市	△ 3,579,603	204,355,041	-1.8%	524,369,269	587,693,309	89.2%	104,485,508	18,127,610	576.4%
宍粟市	△ 17,504,778	341,553,547	-5.1%	818,958,613	998,212,271	82.0%	207,260,633	42,399,318	488.8%
たつの市	23,547,022	347,548,649	6.8%	717,077,039	878,035,809	81.7%	152,469,350	32,083,636	475.2%
市川町	△ 53,166	90,307,953	-0.1%	156,102,098	244,287,795	63.9%	106,562,928	6,711,979	1587.7%
福崎町	△ 9,855,410	243,629,036	-4.0%	317,235,355	463,058,239	68.5%	88,182,543	20,399,388	432.3%
神河町	△ 1,456,024	139,952,385	-1.0%	297,956,158	412,380,092	72.3%	81,282,893	13,066,935	622.1%
太子町	△ 11,571,383	77,026,940	-15.0%	67,895,560	145,614,044	46.6%	91,680,594	4,277,014	2143.6%
上郡町	1,986,998	84,673,004	2.3%	102,175,163	141,287,663	72.3%	62,598,981	6,089,838	1027.9%
佐用町	△ 11,837,758	339,542,855	-3.5%	353,338,004	530,610,422	66.6%	102,472,506	31,517,683	325.1%
豊岡市	△ 46,618,977	1,260,208,575	-3.7%	1,820,226,669	2,784,471,144	65.4%	574,634,449	323,614,067	177.6%
養父市	2,137,872	431,946,345	0.5%	273,531,917	502,683,715	54.4%	109,248,608	35,112,157	311.1%
朝来市	17,136,888	522,317,084	3.3%	632,364,063	834,596,165	75.8%	253,211,470	72,455,469	349.5%
香美町	△ 12,191,650	451,005,975	-2.7%	193,497,647	436,782,844	44.3%	130,947,071	23,005,809	569.2%
新温泉町	8,185,378	208,926,500	3.9%	187,278,202	326,209,313	57.4%	138,353,064	14,951,831	925.3%
丹波篠山市	△ 80,961,383	282,397,974	-28.7%	262,211,039	417,700,546	62.8%	50,405,975	37,807,527	133.3%
丹波市	△ 29,069,685	712,081,216	-4.1%	848,963,748	1,170,491,795	72.5%	325,509,549	108,546,957	299.9%
洲本市	△ 24,420,338	264,195,848	-9.2%	97,808,942	277,522,640	35.2%	126,902,589	40,611,918	312.5%
南あわじ市	876,629	225,056,025	0.4%	216,408,730	266,633,919	81.2%	97,589,174	16,282,229	599.4%
淡路市	4,523,943	496,653,765	0.9%	325,859,507	503,746,497	64.7%	129,249,692	47,262,820	273.5%
県平均	△ 5,368,644	21,593,667,367	-0.02%	18,555,836,193	27,867,064,777	66.6%	8,425,898,194	3,058,602,851	275.5%

区分	市町名	制度福祉サービス			制度福祉サービス以外			増減差額合計
		増減差額	介護保険サービス事業	障害福祉サービス事業	増減差額	制度福祉Sの収益のうち市町補助金等		
						市町補助金	市町受託金	
いずれの部門も黒字の社協(5)	西宮市	15,595,940	0	15,595,940	53,944,348	337,517,245	1,385,125,624	69,540,288
	芦屋市	5,659,608	△ 631,895	6,291,503	103,197,306	95,661,975	68,567,441	108,856,914
	加西市	4,675,084	11,450,789	△ 6,775,705	24,719,622	37,987,070	17,025,271	29,394,706
	たつの市	8,833,693	△ 2,603,084	11,436,777	13,444,529	82,054,000	101,795,893	22,278,222
	播磨町	10,706,588	△ 3,502,902	14,209,490	8,458,984	15,481,918	20,678,236	19,165,572
介護サービス等の収益で地域福祉活動等の経費を賅っている社協(10)	相生市	16,020,501	7,296,183	8,724,318	△ 5,479,950	20,470,000	12,624,791	10,540,551
	三木市	71,686,347	67,651,171	4,035,176	△ 10,894,780	38,420,000	65,069,439	60,791,567
	養父市	26,440,682	24,357,609	2,083,073	△ 24,407,568	25,980,000	43,338,297	2,033,114
	南あわじ市	4,661,110	1,155,287	3,505,823	△ 3,799,869	22,500,000	22,846,800	861,241
	朝来市	47,933,623	47,333,467	600,156	△ 44,251,513	34,274,300	23,751,676	3,682,110
	淡路市	64,675,764	61,946,981	2,728,783	△ 61,546,562	48,500,000	83,352,612	3,129,202
	猪名川町	21,391,213	7,634,547	13,756,666	△ 13,065,733	49,840,585	126,240,455	8,325,480
	多可町	18,175,260	21,649,429	△ 3,474,169	△ 11,010,283	56,000,000	20,904,653	7,164,977
	上郡町	5,677,020	3,117,564	2,559,456	△ 3,869,587	23,419,000	0	1,807,433
	新温泉町	16,586,094	14,109,623	2,476,471	△ 8,461,900	18,375,000	19,931,394	8,124,194
介護サービス等の収益でも地域福祉活動等の経費を賅っていない社協(14)	姫路市	57,704,713	52,772,686	4,932,027	△ 90,305,443	64,324,000	116,002,888	△ 32,600,730
	洲本市	8,000,076	△ 2,968,787	10,968,863	△ 11,864,245	20,505,462	26,223,767	△ 3,864,169
	伊丹市	4,737,850	0	4,737,850	△ 5,827,468	103,883,862	183,349,761	△ 1,089,618
	豊岡市	80,999,602	31,496,582	49,503,020	△ 130,206,204	75,924,423	118,019,417	△ 49,206,602
	赤穂市	8,000,076	△ 2,968,787	10,968,863	△ 11,864,245	20,505,462	26,223,767	△ 3,864,169
	宝塚市	31,673,148	△ 5,097,722	36,770,870	△ 45,331,327	157,618,008	486,057,729	△ 13,658,179
	小野市	46,112,847	46,984,077	△ 871,230	△ 49,211,048	31,215,870	12,051,010	△ 3,098,201
	三田市	28,501,292	15,518,874	12,982,418	△ 43,378,307	46,481,400	107,321,870	△ 14,877,015
	丹波篠山市	3,337,797	5,990,238	△ 2,652,441	△ 84,850,385	63,728,591	17,933,040	△ 81,512,588
	丹波市	35,696,865	△ 14,815,320	50,512,185	△ 66,898,541	95,919,000	86,551,687	△ 31,201,676
	市川町	3,618,778	3,666,029	△ 47,251	△ 3,680,162	26,685,526	6,303,345	△ 61,384
	神河町	458,045	△ 3,398,537	3,856,582	△ 2,288,645	30,865,668	2,876,000	△ 1,830,600
	佐用町	1,235,532	△ 13,072,588	14,308,120	△ 13,443,349	72,579,598	23,478,861	△ 12,207,817
	香美町	2,381,124	△ 10,222,761	12,603,885	△ 15,225,653	47,800,000	26,469,783	△ 12,844,529
サービス事業が赤字の社協(3)	明石市	△ 14,193,166	△ 39,330,538	25,137,372	56,933,885	183,040,444	234,852,548	42,740,719
	加古川市	△ 3,112,006	0	△ 3,112,006	14,015,863	94,781,000	138,948,325	10,903,857
	川西市	△ 14,270,988	△ 9,956,264	△ 4,314,724	3,404,948	120,838,305	139,813,920	△ 10,866,040
いずれの部門も赤字の社協(8)	尼崎市	△ 12,986,935	△ 39,525,431	26,538,496	△ 4,296,535	246,444,879	378,739,809	△ 17,283,470
	西脇市	△ 25,020,904	△ 26,686,262	1,665,358	△ 1,931,166	43,229,199	9,252,247	△ 26,952,070
	高砂市	△ 31,469,349	△ 26,499,863	△ 4,969,486	△ 23,718,682	62,544,948	43,436,350	△ 55,188,031
	宍粟市	△ 10,966,233	△ 14,510,445	3,544,212	△ 8,380,415	67,273,204	15,349,335	△ 19,346,648
	加東市	△ 12,179,311	△ 12,454,454	275,143	△ 10,125,771	48,880,416	53,881,400	△ 22,305,082
	稲美町	△ 816,762	△ 27,245,590	26,428,828	△ 6,149,241	33,271,857	20,379,487	△ 6,966,003
	福崎町	△ 8,967,283	△ 8,610,562	△ 356,721	△ 1,136,115	20,740,481	2,306,200	△ 10,103,398
	太子町	△ 13,823,681	△ 13,717,373	△ 106,308	△ 8,662,799	31,203,792	20,004,824	△ 22,486,480
合計	503,369,654	146,311,971	357,057,683	△ 547,444,006	2,716,766,488	4,307,079,952	△ 44,074,352	
平均	12,584,241	3,657,799	8,926,442	△ 13,686,100	67,919,162	107,676,999	△ 1,101,859	

※「制度福祉サービス」:介護保険・障害福祉サービス事業(地域包括支援センター事業を含む)

※「制度福祉サービス以外」:法人運営、地域福祉、相談支援・権利擁護に関する事業

令和 3 年度実施要領・調査票

令和3年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査 実施要領

1. 調査目的

- 県内の地域福祉に関する指標や市町社協活動の現状と傾向を経年で把握するとともに、市町社協との共有を通じて、「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」（平成30年度）に掲げた社協活動のさらなる推進を図ることを目的として実施する。
- 併せて、社協の財政状況や職員体制を把握し、社協経営の自律的な経営改善の基礎的なデータとするとともに、行政から市町社協への財政支援の強化に向けた政策提言の根拠として活用を図る。

2. 実施主体 兵庫県社会福祉協議会

3. 調査対象 県内市町社会福祉協議会

4. 調査項目 ※調査項目の詳細は別表参照

(1) 社協の活動・事業に関する事項

- ① 地域福祉に関する計画の策定
- ② 小地域福祉活動の推進
- ③ ボランティア・市民活動の推進
- ④ 包括的な支援体制の構築
- ⑤ 相談活動・権利擁護活動の推進
- ⑥ 生活困窮者支援活動の推進
- ⑦ 在宅福祉サービス
- ⑧ 当事者支援活動の推進
- ⑨ 福祉学習の推進
- ⑩ ネットワーク化活動の推進
- ⑪ 広報活動の推進
- ⑫ 政策提言活動の推進

(2) 社協の組織基盤・財務状況に関する事項

- ① 組織基盤状況
- ② 財務状況

5. 調査票の種類

調査票① 令和3年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

調査票② 令和2年度事業活動計算書 収益・費用内訳表(サービス活動増減の部のみ)

※①・②とも Excel 様式

6. 回答方法・期限

各市町社協にメールで配布の各調査票に必要な事項を入力の上、所定のアドレスへメールにて提出する。なお、「財務状況」（上記4-(2)②）の回答は調査票②に記入する。

(1) 提出先

地域福祉部【メールアドレス】chiiki@hyogo-wel.or.jp

(2) 提出期限

調査票① 令和3年6月30日(水)

調査票② 令和3年7月21日(水)

7. 調査結果の取り扱い

調査結果は、8月以降の本会主催会議にて速報を共有する。また、分析を加え、製本の上、市町社協への提供及び県社協ホームページでの公表を行う。

※例年、本調査にあった「災害に備えた支援体制づくり」に関する項目については、「令和3年度災害救援マニュアル策定・改訂状況等の調査」（ひょうごボランティアプラザ実施）の結果を活用する。

令和3年度「ひょうごの地域福祉の現況」調査票

【調査票①】

<回答方法について>

- 回答内容は、原則、令和3年4月1日現在、または令和2年度の年間実績でお答えください。
- 下記の黄色のセルに、貴社協の市町名を入力いただくと、前回調査(H29)の回答が自動的に赤色・オレンジ色のセルに表示されます。
- 各項目の赤色・オレンジ色のセルをご確認の上、修正が必要な場合はそのまま、修正が必要な場合は各セルに上書きして修正してください。
※赤色のセルは○を、オレンジ色のセルは記述式(名称・数字等)でご回答ください。
- 今年度から新規に設置した項目及び修正した項目(水色)は空欄となっておりますので、新たに入力願います。
※本資料はモノクロ印刷となっておりますが、データ上はカラーとなっております。

社協名	社会福祉協議会
担当者名	

提出期限：令和3年6月30日(水)

I. 地域福祉に関する計画の策定

1. 社協の地域福祉推進計画の策定状況(令和3年4月1日時点)

(1) 策定済みの計画

①進行中の計画がある	#N/A
②計画期間が終了した計画がある	#N/A
③策定済みの計画はない	#N/A

①の場合 →	第○次計画 →	第	#N/A	次計画	
		西暦	#N/A	年度 ~	#N/A
②の場合 →	計画期間 →	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
③の場合 →	策定委員会 →	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
④の場合 →	作業部会 →	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑤の場合 →	住民、当事者の参画の工夫 →	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑥の場合 →	住民、当事者へのアンケートの実施による意見集約	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑦の場合 →	策定委員の一般公募の実施	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑧の場合 →	住民座談会、ワークショップでの意見集約	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑨の場合 →	地縁組織や当事者団体等へのヒアリングの実施	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑩の場合 →	パブリックコメントの実施	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A
⑪の場合 →	その他	有	#N/A	無	#N/A
		有	#N/A	無	#N/A

(2) 新たな計画の策定

①現在策定中	#N/A
②今後策定の予定	#N/A
③策定の予定はない	#N/A

①の場合 →	西暦	#N/A	年	#N/A	月に策定予定
②の場合 →	西暦	#N/A	年	#N/A	月から策定開始予定

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(3) 計画の進行管理

①評価委員会による年度ごとの点検・評価	#N/A
②理事会での年度ごとの点検・評価	#N/A
③事務局内での年度ごとの点検・評価	#N/A
④その他	#N/A
⑤特にしていない	#N/A

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(4) 計画への重要項目の位置づけの有無 ※複数選択可

①小地域福祉活動の推進	
②小地域福祉推進組織の設置	
③小地域福祉計画の策定	
④日常生活圏域への地域担当職員の配置	
⑤地域福祉ネットワーク	
⑥生活困窮者支援	
⑦施設利用者の地域参加の支援	
⑧権利擁護支援体制	

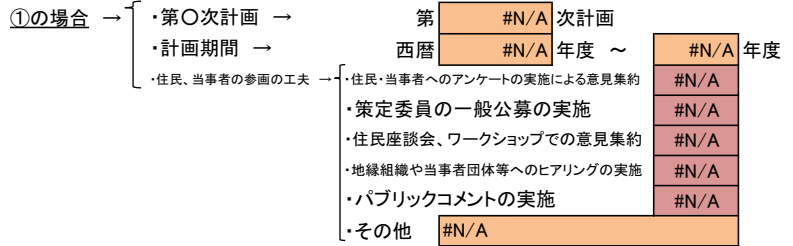
(地域担当職員例: コミュニティワーカー、福祉活動専門員、生活支援コーディネーター 等)

※①~⑦は、『「地域共生社会」の実現に向けた社協活動指針』(H31.3月県社協発行)の推進方策1~3で提起した事項です。詳しくは同指針所P37(中段囲み)をご参照ください。
※⑧は「成年後見利用促進計画」に限定する内容のみの場合は除きます。

2. 市町行政の地域福祉計画の策定状況(令和3年4月1日時点)

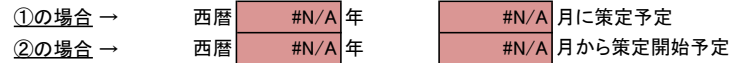
(1) 既に策定済みの計画

① 進行中の計画がある	#N/A
② 計画期間が終了した計画がある	#N/A
③ 策定済みの計画はない	#N/A



(2) 新たな計画の策定予定

① 現在策定中	#N/A
② 今後策定の予定	#N/A
③ 策定の予定はない	#N/A



※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(3) 社協の関わり

① 委員として参画	#N/A
② 作業委員会への参画	#N/A
③ 計画のための調査実施・協力	#N/A
④ 関わっていない	#N/A
⑤ その他	#N/A

※(1)「①進行中の計画がある」、(2)「①現在策定中」を選択した場合のみ回答

(4) 計画への重要項目の位置づけの有無 ※複数選択可

① 包括的な支援体制の整備 ※	
② 権利擁護支援体制 ※	
③ 日常生活圏域への地域担当職員の配置	

(地域担当職員例:コミュニティワーカー、福祉活動専門員、生活支援コーディネーター 等)

※①「包括的な支援体制の整備」に関する事項は、令和2年度改正社会福祉法(第107条)により、地域福祉計画を策定するすべての市町が当該事項を盛り込むこととなっています。

※②は「成年後見利用促進計画」に限定する内容のみの場合は除きます。

3. 地域福祉推進計画と地域福祉計画との関係(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 両計画の推進期間が同じ	#N/A
(2) 両計画の理念等を共有	#N/A
(3) 合同の委員会で策定・進捗管理	#N/A
(4) 成果物(計画書)を一体的に作成	#N/A
(5) その他	#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

4. 小地域福祉計画の策定状況(令和3年4月1日時点)

(1) 策定の有無

① 全地域が策定	
② 一部の地域が策定	
③ 策定している地域が無い	

※「小地域福祉計画」とは、小地域(日常生活圏域)での住民による「福祉のまちづくり」の計画です。
 ここでは、単年度の事業計画ではなく、中長期の推進目標や行動計画が盛り込まれた計画についてお答えください。

※(1)「①全地域が策定」、(2)「②一部の地域が策定」を選択した場合のみ回答

(2) 「まちづくり協議会」等のコミュニティ組織が策定する「まちづくり計画」と小地域福祉計画との関係

① まちづくり計画を小地域福祉計画に位置付けている	
② 両者は別個のものとしている	

※「まちづくり協議会」とは、行政が主導して小・中学校区や合併前の旧市町単位で組織化されているコミュニティ組織を指します。この設問においては、まちづくりや福祉・防災・防犯等の何らかの活動を行っているものを指し、連絡・調整のみを目的とした組織は含まれません。

II. 小地域福祉活動の推進

1. 自治会数・学校数(令和3年4月1日時点)

①単位自治会数	#N/A	カ所
②小学校数	#N/A	校
③中学校数	#N/A	校

2. 小地域福祉推進組織の設置状況(令和3年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A
②設置無し	#N/A

※「小地域福祉推進組織」とは、小・中学校区や自治会の単位において、地域福祉推進のための協議や活動を行う組織を指します。合併のあった社協の「支部運営委員会」等の会議体は除きます。

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

※異なる圏域に設定されている場合は、各組織の設置内容を下記の「(2)設置内容①」～「(4)設置内容③」に個別で記入

(2) 設置内容①

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)

④主な構成員 ※複数選択可

i 自治会・町内会	
ii 老人会・老人クラブ	
iii 婦人会	
iv 民生委員・児童委員	
v 福祉(推進)委員	
vi 愛育班員	
vii ボランティア・NPO	
viii 当事者	
ix 福祉専門職	
x その他	

→ 「その他」の具体的な内容を記入

(3) 設置内容②

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)

④主な構成員 ※複数選択可

i 自治会・町内会	
ii 老人会・老人クラブ	
iii 婦人会	
iv 民生委員・児童委員	
v 福祉(推進)委員	
vi 愛育班員	
vii ボランティア・NPO	
viii 当事者	
ix 福祉専門職	
x その他	

→ 「その他」の具体的な内容を記入

(4) 設置内容③

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 自治会・集落、小学校区、中学校区、旧村単位、旧市町単位、その他)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧〇〇市町(旧市町名)域のみ、一部の地域のみ)

④主な構成員 ※複数選択可

i 自治会・町内会	
ii 老人会・老人クラブ	
iii 婦人会	
iv 民生委員・児童委員	
v 福祉(推進)委員	
vi 愛育班員	
vii ボランティア・NPO	
viii 当事者	
ix 福祉専門職	
x その他	

→ 「その他」の具体的な内容を記入

3. 福祉委員(福祉推進委員)の設置・活動状況(令和3年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A
②設置無し	#N/A

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(2) 人数・選出単位・設置地域

①人数	#N/A	人
②選出単位	#N/A	(例: 自治会・集落・隣保、小学校区、民生委員担当区、その他等)
③設置地域	#N/A	(例: 全市町域、一部の旧市町域のみ、一部の地域のみ)

4. 「まちづくり協議会」等のコミュニティ組織の設置・小地域福祉活動との連携状況(令和3年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A
②設置無し	#N/A

※「まちづくり協議会」とは、行政が主導して小・中学校区や合併前の旧市町単位で組織化されているコミュニティ組織を指します。この設問においては、まちづくりや福祉・防災・防犯等の何らかの活動を行っているものを指し、連絡・調整のみを目的とした組織は含みません。【再掲】

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(2) 名称・設置単位・福祉部の有無

①名称	#N/A	
②設置圏域	#N/A	(例: 小学校区、公民館、中学校区等)
③福祉部の有無		
・設置有り	#N/A	
・一部の組織で設置有り	#N/A	
・設置無し	#N/A	

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答

(3) コミュニティ組織と小地域福祉活動との連携に向けた社協の働きかけ ※複数選択可

①行政関係部局と協議している		(協議内容例: 連携方法、連携について地域福祉計画・まちづくり計画への位置づけ 等)
②コミュニティ組織と協議している		(協議内容例: 連携方法、連携について地域福祉計画・まちづくり計画への位置づけ 等)
③行政に支援策を働きかけている		(例: 住民の活動拠点の整備、活動財源の確保等)
④その他	→	「その他」の具体的な内容を記入
⑤特に無し		

--

5. 小地域福祉活動(令和3年4月1日時点)

(1)ふれあいいきいきサロン実施箇所数

①実施箇所数 箇所 → 介護保険における「介護予防・日常生活支援総合事業」への位置づけ
 ※ふれあいサロンは、高齢者を対象としたものに限らず、子育て親子や多世代、障害者等、さまざまな住民を対象とし、地域での仲間づくりや孤立防止、地域づくりを目的に実施されるもの全てを指します
 i.通所型サービスB
 ii.一般介護予防事業の「通いの場」

(2)社協が住民とともに進める小地域福祉活動(サロンを除く) ※小地域での活動に限る ※複数選択可

①見守り・声かけ
 ②家事援助※ ※家事援助とは、掃除・買い物・ゴミ出し等の支援を指します。
 ③外出支援
 ④給食・配食※ ※子ども食堂を除きます。
 ⑤子ども食堂※ ※コロナ禍で一時的に配食に切り替えた場合を含みます。
 ⑥座談会・学習会
 ⑦福祉・防災マップづくり※
 ⑧その他 → 「その他」の具体的な内容を記入

III. ボランティア・市民活動の推進

※下記の1(人数・グループ数)及び2(調整件数)の項目は、県の「21世紀兵庫長期ビジョン」の評価指標(地域ビジョン指標)に位置付けられていますので漏れなく回答してください。

1. 社協におけるボランティア活動者及びグループの登録・把握数(令和3年4月1日時点)

	ボランティアセンター登録数		ボランティアセンター登録以外の把握数 ※		合計	
	①登録人数	②登録グループ数	③人数	④グループ数	⑤人数	⑥グループ数
(1) ボランティアグループ	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>
(2) 個人ボランティア	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>
合計	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>	<input type="text" value="#N/A"/>

※「ボランティアセンター登録以外の把握数」
 兵庫県ボランティア・市民活動災害共済等の受付や事業・行事での申込等で、行政や学校、他の中間支援組織等から情報提供を受けた人数・グループ数や、地区担当・生活支援コーディネーター等が把握している人数・グループ数を計上してください。なお、内訳が重複しているかどうかは確認し得ないため、考慮しないで結構です。

2. ボランティア活動に関する調整件数(令和2年度実績)

依頼件数のうち調整できた延べ件数
 ※「依頼件数」は、依頼案件ごとのカウントと依頼日数ごとのカウントが考えられますが、この調査では日数ごとのカウントを指します。

IV. 包括的な支援体制の構築

1. 自治体における重層的支援体制整備事業の実施状況(令和3年4月1日時点)

(1) 重層的支援体制整備事業の実施の有無

①実施予定
 ②未定 ①の場合 → 西暦 年度に実施予定

※(1)で「①実施予定」を選択した場合のみ回答

(2) 社協の受託予定の有無

①受託有り
 ②受託無し
 ③未定 ①の場合 → 受託予定事業 ※複数選択可
 i.包括的相談支援事業
 ii.参加支援事業
 iii.地域づくり事業
 iv.アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 v.多機関協働事業・支援プランの作成

2. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施状況(令和3年4月1日時点)

(1) 移行準備事業の実施の有無

①令和3年度実施予定
 ②未定

※(1)「①令和3年度実施予定」を選択した場合のみ回答

(2) 社協の受託予定の有無

①受託有り
 ②受託無し
 ③未定

- ※(1)「①令和3年度実施予定」を選択した場合のみ回答
- ※(2)「①受託有り」を選択した場合は受託内容も回答
- (3)移行準備事業の具体的な内容を記入

--

3. 包括的な支援体制の構築に向けた行政と社協の協議の状況(令和2年度実績)

(1) 行政と社協の協議の有無

①協議有り	
②協議無し	

※(1)「①協議有り」を選択した場合のみ回答

(2) 行政と社協の協議の主な内容 ※複数選択可

①制度に関する勉強会	
②行政と社協との役割分担	
③地域福祉計画への反映に向けた協議	
④その他	

→ 「その他」の具体的な内容を記入

--

4. 社協内の包括的な相談支援体制づくりの状況(令和2年度実績) ※複数選択可

- (1) 職種を超えた定例のケース検討の実施
- (2) 困難事例に関するバックアップ体制づくり
- (3) その他

(例:随時のケース検討の実施 等)

→ 「その他」の具体的な内容を記入

--

V. 相談活動・権利擁護活動の推進

1. 社協の相談活動の実施状況(令和3年4月1日時点)

(1) 一般相談	#N/A
----------	------

※「一般相談」とは、相談内容や対象者を特定の分野に限定しない相談活動(例:心配ごと相談、福祉総合相談)。

※(2)は、「一般相談」を実施している場合のみ回答

(2) 相談員 ※複数選択可

①民生委員児童委員	#N/A
②社協職員	#N/A
③その他	#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

(3) 専門相談 ※複数選択可

※「専門相談」とは、相談内容や対象者を特定の分野に限定した相談活動

①法律相談	#N/A
②介護相談	#N/A
③結婚相談	#N/A
④その他	#N/A

→ 「その他」の具体的な内容を記入

#N/A

2. 日常生活自立支援事業の利用者等への社協独自制度での支援状況(令和3年4月1日時点)

(1) 独自制度の有無

①有り	#N/A
②無し	#N/A

※(1)で「①有り」を選択した場合のみ回答

(2) 名称	#N/A	(例: 財産保全サービス、身元保証支援、葬祭関係支援)
(3) 具体的内容	#N/A	

(例: 日常生活自立支援事業の利用者で高額な預貯金通帳を持っており希望する方には別途契約を交わし金融機関の貸金庫等で預かる)

3. 権利擁護(支援)センター及び成年後見支援センターの市町内での設置状況(令和3年4月1日時点)

(1) 設置の有無

①設置有り	#N/A	→ 名称	#N/A
②設置無し	#N/A		

※(1)で「①設置有り」を選択した場合のみ回答 ※複数選択可

(2) 設置主体	#N/A	(例: 行政、社協、社会福祉法人)
(3) 運営主体	#N/A	(例: 社協、社協・NPOの合同、社協・社会福祉法人・専門家の合同、その他)

4. 社協が担う権利擁護支援機能の有無(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 権利擁護相談

※「権利擁護相談」とは、住民、支援者、専門職に対し、「権利擁護」に関する常設の相談窓口を明確化すること、法律の専門的な相談対応につなげる窓口としての機能を指します。

①広報・啓発		
②相談		(例: 電話相談・訪問相談等)
③法律等専門職による専門相談		
④成年後見制度申し立て支援		
⑤その他		→ 「その他」の具体的な内容を記入

(2) 権利擁護支援の強化

※「権利擁護支援の強化」とは、各相談機関が受けたケースについて、個別支援のチーム形成から、法的支援への関わり強化など、見立てを強化する機能を指します。

①虐待対応		
②法人後見		
③日常生活自立支援事業	○	※すべての市町で実施済み
④その他		→ 「その他」の具体的な内容を記入

(3) 支援者の育成

※「支援者の育成」とは、当事者と最前線で向き合う各相談機関の支援者に対し、権利擁護支援の視点など支援者を育成支援する機能を指します。

①相談職への支援		(例: 個別ケースのSV、講師派遣、研修の開催、カンファレンス時の法律職の調整等)
②成年後見人への支援		(例: 研修の開催、後見業務の相談支援等)
③その他		→ 「その他」の具体的な内容を記入

(4) ネットワーク形成

※「ネットワーク形成」とは、関係機関の支援ネットワーク形成のみならず、医療機関、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の機関と連携・協働する機能を指します。

①支援困難ケースの検討会議		(例: 虐待等の危機的介入、法的支援の強化のための定例会議等)
②成年後見受任調整		
③その他		→ 「その他」の具体的な内容を記入

(5) 社会資源の開発とシステム評価

※「社会資源の開発とシステム評価」とは、地域における権利擁護支援推進のために、支援状況の評価や方針化等、権利擁護支援体制の継続的な検討を行う機能を指します。

①権利擁護支援システムの構築	
②権利擁護・成年後見制度の調査研究	
③その他	

→

「その他」の具体的な内容を記入

[Input field for additional content]

(6) 地域住民の権利認識の向上

※「地域住民の権利認識の向上」とは、当事者が住む地域自体が権利侵害を生まない地域を目指し、市民後見人の養成や福祉学習等を通じ、地域の権利意識を高める機能を指します。

①権利擁護に関する住民向け研修	
②権利擁護支援者の養成	
③その他	

※市民後見人、法人後見支援員、生活支援員等の養成を含む

→

「その他」の具体的な内容を記入

[Input field for additional content]

VI. 生活困窮者支援活動の推進

1. 生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議(支援会議)への参画状況(令和2年度実績)

(1) 参画有り	
(2) 参画無し	

2. 社協における制度外の生活困窮者支援活動の実施状況(令和2年度実績)

(1) 日常生活品や食料品等の物品支援	#N/A	
(2) 法外援護資金貸付・給付	#N/A	※地域歳末たすけあい等による高齢者・障害者・災害被災者であることが基準となる見舞金贈呈を除きます。
(3) 社会参加・就労体験	#N/A	
(4) その他(具体的な内容)	#N/A	

※他団体が実施する生活困窮者支援活動と協働で実施している場合も含まれます。

VII. 在宅福祉サービス

1. 介護保険制度における介護給付(予防給付含む)の実施状況(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 実施の有無	
①居宅介護支援	#N/A
②訪問介護	#N/A
③通所介護	#N/A
④訪問看護	#N/A
⑤訪問入浴介護	#N/A
⑥福祉用具貸与	#N/A
⑦小規模多機能型居宅介護	#N/A
⑧その他	#N/A

※上記1のうち、「②訪問介護」「③通所介護」を実施している場合のみ回答 ※複数選択可

(2) 「新しい総合事業」(改正介護保険制度)によるサービスの実施の有無

①通所型サービスA	#N/A
②訪問型サービスA	#N/A

2. 障害者総合支援法に基づくサービスの実施状況(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 介護給付	#N/A
(2) 訓練等給付	#N/A
(3) 地域生活支援事業	#N/A
(4) 相談支援事業	#N/A

3. その他の在宅福祉サービス(介護給付・予防給付外)の実施状況(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

※ 市町社協が運営主体のものに限ります。(小地域福祉推進組織、ボランティア団体が独立して運営しているものは除きます)

(1) 配食・給食サービス	#N/A	→ 「移送サービス」の実施形態(例:福祉有償運送、過疎地有償運送、市町村運営有償運送の受託、その他)
(2) 家事援助	#N/A	
(3) ミニデイサービス	#N/A	
(4) 介護用品の斡旋	#N/A	
(5) 福祉機器の貸出(介護保険外)	#N/A	
(6) 移送サービス	#N/A	
(7) ファミリーサポートセンター	#N/A	→ 「その他」の具体的な内容を記入
(8) 介護ファミリーサポートセンター	#N/A	
(9) その他	#N/A	

VIII. 当事者支援活動の推進

※当事者の「組織(化)」とは、次の①・②がそろっていることが条件となります。

①代表者が選出されている又は役員体制が整備されている ②会則が整備されている又は会費が徴収されている

1. 社協が支援している当該管内の当事者組織(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 一人暮らし高齢者	#N/A	→ 「その他」の場合、名称を記入
(2) 認知症高齢者・家族	#N/A	
(3) 若年性認知症本人・家族	#N/A	
(4) 男性介護者	#N/A	
(5) 身体障害児・者(本人・家族)	#N/A	
(6) 知的障害児・者(本人・家族)	#N/A	
(7) 精神障害者(本人・家族)	#N/A	
(8) 子育て中の親・家族	#N/A	
(9) 引きこもり本人・家族	#N/A	
(10) その他	#N/A	

2. 当事者・当事者組織への支援内容(令和3年4月1日時点) ※複数選択可

(1) 当事者のつどいの開催支援	#N/A	→ 「その他」の場合、名称を記入
(2) 当事者の組織化支援	#N/A	
(3) 当事者組織同士の交流支援	#N/A	
(4) 当事者組織と社協の協働事業の実施	#N/A	
(5) 社会に対する啓発支援	#N/A	
(6) その他	#N/A	

IX. 福祉学習の推進

1. 学校(児童・生徒)に対する福祉学習の協力・働きかけ(令和2年度実績) ※複数選択可

(1) 情報提供・広報協力	#N/A
(2) プログラムへの助言	#N/A
(3) プログラムの実施協力	#N/A
(4) 講師派遣・紹介	#N/A
(5) 活動先の紹介	#N/A
(6) 機材の貸出	#N/A
(7) 助成	#N/A
(8) その他(具体的内容)	#N/A

2. 学校で取り組まれている福祉学習の内容(令和2年度実績) ※複数選択可

(1) 事前学習	
(2) 体験学習	
(3) 当事者との意見交換・交流	
(4) 子どもの振り返り	
(5) 企画者同士の振り返り	
(6) その他(具体的内容)	

3. 住民に対する福祉学習の実施(令和2年度実績) ※学校内ではなく、社協独自で実施している内容について ※複数選択可

(1) 研修会・体験会の実施	#N/A	※福祉大会・フォーラムを含む → うち、夏休みに実施するサマーボランティアスクールの実施	#N/A
(2) ボランティア・学習グループの組織化	#N/A		
(3) 福祉活動体験の場の提供	#N/A	(例: サロン活動への参加、募金活動などの活動のコーディネート)	
(4) 当事者と住民の交流の場づくり	#N/A	※当事者には施設入居者も含む	
(5) 作文・標語・ポスターなどの募集	#N/A		
(6) その他(具体的内容)	#N/A		

4. 福祉学習の推進に向けた情報交換・協議の場(連絡会議等)の有無(令和2年度実績)

(1) 情報交換・協議の有無	
①有る(社協も参加している)	#N/A
②有る(社協の参加はない)	#N/A
③無い	#N/A

※(1)で「①」または「②」を選択した場合のみ回答

(2) 参加者の内訳 ※複数選択可

①学校関係者	#N/A
②教育委員会	#N/A
③地区福祉委員会(地区社協)	#N/A
④地縁組織	#N/A
⑤ボランティア	#N/A
⑥当事者組織	#N/A
⑦その他	#N/A

→ 「その他」の場合、名称を記入

#N/A

※(1)で「①」または「②」を選択した場合のみ回答

(3) 話し合う内容 ※複数選択可

①社協からの事業説明・情報提供	#N/A
②事例等の情報交換	#N/A
③福祉学習推進に関する検討・研究	#N/A
④その他	#N/A

→ 「その他」の場合、内容を記入

#N/A

5. 福祉学習に関する成果物や新たに取り組んだプログラム(令和2年度実績)

具体的内容 #N/A

※福祉学習に関して新たに作成したテキストや手引き、映像資料等の成果物や新たに取り組んだプログラム(コロナ禍での工夫等)があれば簡単にご紹介ください。
 ※障害理解のテーマ、福祉以外のテーマ(人権、防災福祉、まちづくり等)での取り組みがあればご紹介ください。
 ※子どもに向けた福祉学習だけでなく、住民への福祉学習(当事者と住民がともに活動するプログラム等)も含めてご紹介ください。
 (例)障害者とのスポーツ交流/地域農園での子どもと当事者との農業体験を通じた交流 等

X. ネットワーク化活動の推進

1. 重層的なネットワークの状況(令和3年4月1日時点)

(1) 小地域における住民間のネットワークの有無

※「住民間のネットワーク」とは、「地域見守り会議」等、概ね自治会～小学校区で、住民が主体となって、気になる人の情報や見守り・生活支援の方法について話し合う場を指します。会議形式だけでなく、研修会やサロン後等での同内容の話し合いの機会も含まれます。

- ①全市町域に有り
- ②一部の地域に有り
- ③ネットワーク無し

(2) 住民・専門職間のネットワークの有無

※「住民・専門職間のネットワーク」とは、「地域ネットワーク会議」等、概ね小学校区～中学校区域において、住民と専門職が地域の生活・福祉課題を話し合い、協働で解決するための場を指します。
 ※「地域ケア会議」等、専門職間のネットワークで、課題化や支援困難ケースを検討する専門職中心の定例会議は除きます。
 ※合併のあった社協の「支部運営委員会」等の会議体は除きます。

- ①全市町域に有り
- ②一部の地域に有り
- ③ネットワーク無し

(3) 市町域における分野横断の制度・仕組み化のネットワークの有無

※「分野横断の制度・仕組み化のネットワーク」とは、市町域において、生活・福祉課題の解決に向け、分野横断の制度・仕組み化を幅広い関係者で話し合う場を指します。

(例:セーフティネット会議、商工・企業関係者との障害者・生活困窮者就労支援ネットワーク、医療・司法・行政との権利擁護支援ネットワーク 等)

※以下のネットワーク・会議は除きます。

- ・高齢分野の「地域ケア推進会議」・障害分野の「地域自立支援協議会」・児童分野の「要保護児童対策地域協議会」等、分野の各種会議
- ・行政の地域福祉計画や分野計画の策定・評価の場

- ①ネットワーク有り
- ②ネットワーク無し

2. 社会福祉法人連絡協議会の状況(令和3年4月1日時点)

- (1) 設立済み → 西暦 #N/A 年度設立
- (2) 設立を予定している → 西暦 #N/A 年度設立予定
- (3) 設立していない → #N/A

※(1)設立済みを選択した場合のみ(4)以降を回答

- (4) 参画法人数 #N/A

(5) 活動内容(令和2年度実績)

- ①相談支援 (例:相談窓口設置等)
- ②困窮者支援 (例:食料等物資の貸与・提供、緊急資金等)
- ③人材確保・育成 (例:合同説明会、仕事の啓発・イメージアップ、職員合同研修等)
- ④地域づくり (例:子ども食堂・サロン等支援、出前講座への職員派遣、ボランティア育成、地域イベントへの参画等)
- ⑤災害支援 (例:防災研修、福祉避難所訓練、マニュアル作成等)
- ⑥参加法人の実務者同士のネットワークづくり
- ⑦その他 → 「その他」の具体的な内容を記入

(例:若者等の就労支援、中期計画づくり等)

3. 地域の事業者を含めた見守りネットワークの状況(令和3年4月1日時点)

- (1) ネットワーク有り (1)の場合 → #N/A
- (2) ネットワーク無し #N/A

※ここでの「見守りネットワーク」は、新聞販売店や配食業者等、事業者を含めたものを指します。住民主体の見守り活動・ネットワークは前述の調査項目「II.小地域福祉活動の推進」(5-(2))でお答えください。

※参画事業者の業種例:新聞販売店、牛乳・飲料販売店、電気会社、ガス会社、配食業者、宅配業者、コンビニ、スーパー、薬局等

- ①協定の有無 協定有り #N/A
協定無し #N/A
- ②ネットワークの名称 #N/A
- ③参画事業者数 #N/A

XI. 広報活動の推進

1. 社協機関紙の発行状況(令和2年度実績)

(1) 名称	(2) 年間発行回数	(3) 主な配布対象
#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A

(主な配布対象例: 全戸、住民代表・自治会回覧等、活動者等(登録ボランティア・利用者等)、その他)

2. その他、社協からの情報紙の発行状況(令和2年度実績) ※複数選択可

(1) ボランティア情報紙	#N/A	(2)を発行している場合→	「その他情報紙」の名称・種類	#N/A
(2) その他情報紙	#N/A			
(3) メールニュース				
(4) SNS				
(5) ケーブルテレビ・ラジオ				
(6) その他				

※ホームページでの発信は除きます(すべての社協で作成済みのため)

→ 「その他」の具体的な内容を記入

XII. 政策提言活動の推進

1. 行政に対する政策提言活動の実施(令和2年度実績)

(1) 政策提言の仕組みがある	#N/A
(2) 政策提言仕組みはないが、臨時的に政策提言を行った	#N/A
(3) 政策提言を行っていない	#N/A

※本項目での「政策提言」は、行政担当課と社協事務局員での要望・事業調整レベルのものは除きます。

※以下は、(1)又は(2)を選択した場合のみ回答

2. 提言内容の検討方法 ※複数回答可

(1) 外部委員を含めた検討	#N/A
(2) 役員会での検討	#N/A
(3) 関係団体からの意見徴収	#N/A
(4) その他(具体的内容)	#N/A

3. 提言の方法 ※複数回答可

(1) 行政(首長・議長等)との協議	#N/A
(2) 行政(担当課)との協議	#N/A
(3) 書面による提言書の提出	#N/A
(4) 行政会議での委員としての発言	#N/A
(5) その他(具体的内容)	#N/A

XIII. 組織基盤状況

1. 評議員・役員の人数(令和3年4月1日時点) ※現員数ではなく、定款に規定されている定員をお答えください

(1) 評議員		名以上		名以内
(2) 理事		名以上		名以内
(3) 監事		名以内		

2. 評議員会・理事会・監事監査の開催状況(令和2年度実績)

(1) 評議員会の開催回数	#N/A	回
(2) 理事会の開催回数	#N/A	回
(3) 監事監査の開催回数		回

3. 社協会員制度の状況(令和3年4月1日時点)

(1)会員区分名称	(2)会員対象	(3)会費(円)	
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

(※右選択肢参照) (※右選択肢参照)

(2)「会員対象」回答例
全世帯・住民
趣旨に賛同する特定の個人
全福祉事業者(法人)・福祉施設
特定の福祉事業者(法人)・福祉施設
趣旨に賛同する企業・団体
市町外の団体・個人のみ
その他

(3)「会費」回答例
1人
1世帯
1法人・団体
1口
その他

4. 社協の組織基盤強化計画(経営計画)の策定状況(令和3年4月1日時点)

(1) 策定済み

① 進行中の計画がある → 名称
 ※進行中の地域福祉推進計画に組織基盤強化に関する項目を設けている場合も含む。その場合の「名称」欄は、地域福祉推進計画の名称を記入。

(2) 新たな計画の策定

① 現在策定中
 ② 今後策定の予定

5. 職員数(令和3年4月1日時点)

※実人数を入力

区分	正規職員	非正規職員		合計 (職種別)	うち、行政からの 出向職員	
		常勤	非常勤			
(1) 事務局員	①事務局長	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※事務局長次長は含まない ※事務局長次長、支部(所)長を含む
	②法人運営部門職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	③地域福祉推進部門職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	④ボランティア・市民活動センター職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑤福祉サービス利用支援部門職員 (内訳)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	i.日常生活自立支援事業 生活福祉資金担当 生活困窮者自立支援事業 地域包括支援センター 障害者相談支援事業	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※国庫補助等を財源に配置された 事業担当 ※日常生活自立支援事業生活支 援員は雇用関係がある者に限る。
	ii.以外の相談担当	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※国庫補助等以外を財源に配置 がされた事業担当 ※市町委託の総合相談窓口、福 祉総合相談員 等
(2) 事業専任職員	⑥介護保険サービス担当職員 (内訳)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	i.居宅介護支援事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	ii.訪問介護事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	iii.通所介護事業職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	iv.その他	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑦障害福祉サービス担当職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑧ ⑥・⑦以外の在宅サービス事業担当	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※老人福祉センター、障害者福祉 センター、児童館、放課後児童クラ ブ、外出支援運転手、ガイドヘル パー等
⑨会館運営事業担当職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A		
(3) その他職員	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	※産休・育休・介護休暇中、各種 団体事務局、収益事業、等
合計(雇用形態別)	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	

※正規職員とはフルタイムで働いていて雇用期限のない職員、非正規常勤とは正規職員以外でフルタイムで働き、かつ労働時間が正規職員の3/4以上の職員、非正規非常勤とは非正規常勤の条件を満たさないパートや臨時職員を指す。

※定年退職後の再雇用で、次に設定されている定年まで勤務できる(1年単位の更新ではない)場合は、正規職員とみなす。

※兼務者の場合は、業務の按分や主な役割等を勘案して、いずれか1つの欄を選んで記入する。

※行政等への出向職員は除く。

(4) 上記(1)・(2)・(3)に含まれる職員のうち、以下の職種の人数※兼任の場合は、複数カウント可。

区分	正規	非正規	合計			
地域支援、総合相談 に関する専門職	①福祉活動専門員	専任	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	#N/A	
	②地区担当職員 (コミュニティワーカー) ※「①福祉活動専門員」を除く	専任				
		兼任				
	③ボランティアコーディネーター	専任	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	#N/A	
	④(介護保険制度上の)生活支援 コーディネーター	専任	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑤(生活困窮者自立支援事業の)相 談支援員 ※主任含む	専任	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	#N/A	
	⑥地域福祉コーディネーター (コミュニティソーシャルワーカー)※	専任	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
		兼任	#N/A	#N/A	#N/A	

※地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)とは、制度の狭間の課題も含めて、個別支援と地域の社会資源をつなぎ地域特性に応じた社会資源やサービス開発を含めた地域支援を行うワーカーのこと。

(5) 行政等(自治体、福祉施設、NPO等)への出向職員数

職員数	出向先 (例:市役所 等)	担当業務分野

※網掛け箇所を入力してください。 ※入力後、「法人全体合計」(収益・費用)が「法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)の合計と一致しているか確認してください。

市町名一 拠点区分	収益											費用				増減差額				特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(サービス活動収益)						(サービス活動収益)					(サービス活動費用)				(サービス活動増減差額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (10のうち)	市町補 助金 (2のうち)	市町受 託金 (2のうち)	障害福 祉サ ービ ス事 業 (10のうち)	市町補 助金 (3のうち)	市町受 託金 (3のうち)	制度福祉 以外	市町補 助金 (4のうち)	市町受 託金 (4のうち)	市町受 託金 合計 (10のうち)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (6のうち)	制度福祉 以外	市町補 助金 (7+8)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (10のうち)	制度福祉 以外	市町補 助金 (9)		市町受 託金 合計 (10+11)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (12+13)	制度福祉 以外	市町補 助金 (14)	制度福祉 サービス 以外	市町補 助金 (15)	市町受 託金 合計 (16)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (17+18)	制度福祉 以外	市町補 助金 (19)	市町受 託金 合計 (20+21)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (22+23)	制度福祉 以外	市町補 助金 (24)	市町受 託金 合計 (25+26)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (27+28)	制度福祉 以外	市町補 助金 (29)	市町受 託金 合計 (30+31)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (32+33)	制度福祉 以外	市町補 助金 (34)	市町受 託金 合計 (35+36)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (37+38)	制度福祉 以外	市町補 助金 (39)	市町受 託金 合計 (40+41)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (42+43)	制度福祉 以外	市町補 助金 (44)	市町受 託金 合計 (45+46)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (47+48)	制度福祉 以外	市町補 助金 (49)	市町受 託金 合計 (50+51)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (52+53)	制度福祉 以外	市町補 助金 (54)	市町受 託金 合計 (55+56)	制度福祉 サービス	介護保 サービス 事業 (57+58)	制度福祉 以外	市町補 助金 (59)	市町受 託金 合計 (60+61)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	(1)	(2)	A	B	③	C	D	E	F	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)	(76)	(77)	(78)	(79)	(80)	(81)	(82)	(83)	(84)	(85)	(86)	(87)	(88)	(89)	(90)	(91)	(92)	(93)	(94)	(95)	(96)	(97)	(98)	(99)	(100)	(101)	(102)	(103)	(104)	(105)	(106)	(107)	(108)	(109)	(110)	(111)	(112)	(113)	(114)	(115)	(116)	(117)	(118)	(119)	(120)	(121)	(122)	(123)	(124)	(125)	(126)	(127)	(128)	(129)	(130)	(131)	(132)	(133)	(134)	(135)	(136)	(137)	(138)	(139)	(140)	(141)	(142)	(143)	(144)	(145)	(146)	(147)	(148)	(149)	(150)	(151)	(152)	(153)	(154)	(155)	(156)	(157)	(158)	(159)	(160)	(161)	(162)	(163)	(164)	(165)	(166)	(167)	(168)	(169)	(170)	(171)	(172)	(173)	(174)	(175)	(176)	(177)	(178)	(179)	(180)	(181)	(182)	(183)	(184)	(185)	(186)	(187)	(188)	(189)	(190)	(191)	(192)	(193)	(194)	(195)	(196)	(197)	(198)	(199)	(200)	(201)	(202)	(203)	(204)	(205)	(206)	(207)	(208)	(209)	(210)	(211)	(212)	(213)	(214)	(215)	(216)	(217)	(218)	(219)	(220)	(221)	(222)	(223)	(224)	(225)	(226)	(227)	(228)	(229)	(230)	(231)	(232)	(233)	(234)	(235)	(236)	(237)	(238)	(239)	(240)	(241)	(242)	(243)	(244)	(245)	(246)	(247)	(248)	(249)	(250)	(251)	(252)	(253)	(254)	(255)	(256)	(257)	(258)	(259)	(260)	(261)	(262)	(263)	(264)	(265)	(266)	(267)	(268)	(269)	(270)	(271)	(272)	(273)	(274)	(275)	(276)	(277)	(278)	(279)	(280)	(281)	(282)	(283)	(284)	(285)	(286)	(287)	(288)	(289)	(290)	(291)	(292)	(293)	(294)	(295)	(296)	(297)	(298)	(299)	(300)	(301)	(302)	(303)	(304)	(305)	(306)	(307)	(308)	(309)	(310)	(311)	(312)	(313)	(314)	(315)	(316)	(317)	(318)	(319)	(320)	(321)	(322)	(323)	(324)	(325)	(326)	(327)	(328)	(329)	(330)	(331)	(332)	(333)	(334)	(335)	(336)	(337)	(338)	(339)	(340)	(341)	(342)	(343)	(344)	(345)	(346)	(347)	(348)	(349)	(350)	(351)	(352)	(353)	(354)	(355)	(356)	(357)	(358)	(359)	(360)	(361)	(362)	(363)	(364)	(365)	(366)	(367)	(368)	(369)	(370)	(371)	(372)	(373)	(374)	(375)	(376)	(377)	(378)	(379)	(380)	(381)	(382)	(383)	(384)	(385)	(386)	(387)	(388)	(389)	(390)	(391)	(392)	(393)	(394)	(395)	(396)	(397)	(398)	(399)	(400)	(401)	(402)	(403)	(404)	(405)	(406)	(407)	(408)	(409)	(410)	(411)	(412)	(413)	(414)	(415)	(416)	(417)	(418)	(419)	(420)	(421)	(422)	(423)	(424)	(425)	(426)	(427)	(428)	(429)	(430)	(431)	(432)	(433)	(434)	(435)	(436)	(437)	(438)	(439)	(440)	(441)	(442)	(443)	(444)	(445)	(446)	(447)	(448)	(449)	(450)	(451)	(452)	(453)	(454)	(455)	(456)	(457)	(458)	(459)	(460)	(461)	(462)	(463)	(464)	(465)	(466)	(467)	(468)	(469)	(470)	(471)	(472)	(473)	(474)	(475)	(476)	(477)	(478)	(479)	(480)	(481)	(482)	(483)	(484)	(485)	(486)	(487)	(488)	(489)	(490)	(491)	(492)	(493)	(494)	(495)	(496)	(497)	(498)	(499)	(500)	(501)	(502)	(503)	(504)	(505)	(506)	(507)	(508)	(509)	(510)	(511)	(512)	(513)	(514)	(515)	(516)	(517)	(518)	(519)	(520)	(521)	(522)	(523)	(524)	(525)	(526)	(527)	(528)	(529)	(530)	(531)	(532)	(533)	(534)	(535)	(536)	(537)	(538)	(539)	(540)	(541)	(542)	(543)	(544)	(545)	(546)	(547)	(548)	(549)	(550)	(551)	(552)	(553)	(554)	(555)	(556)	(557)	(558)	(559)	(560)	(561)	(562)	(563)	(564)	(565)	(566)	(567)	(568)	(569)	(570)	(571)	(572)	(573)	(574)	(575)	(576)	(577)	(578)	(579)	(580)	(581)	(582)	(583)	(584)	(585)	(586)	(587)	(588)	(589)	(590)	(591)	(592)	(593)	(594)	(595)	(596)	(597)	(598)	(599)	(600)	(601)	(602)	(603)	(604)	(605)	(606)	(607)	(608)	(609)	(610)	(611)	(612)	(613)	(614)	(615)	(616)	(617)	(618)	(619)	(620)	(621)	(622)	(623)	(624)	(625)	(626)	(627)	(628)	(629)	(630)	(631)	(632)	(633)	(634)	(635)	(636)	(637)	(638)	(639)	(640)	(641)	(642)	(643)	(644)	(645)	(646)	(647)	(648)	(649)	(650)	(651)	(652)	(653)	(654)	(655)	(656)	(657)	(658)	(659)	(660)	(661)	(662)	(663)	(664)	(665)	(666)	(667)	(668)	(669)	(670)	(671)	(672)	(673)	(674)	(675)	(676)	(677)	(678)	(679)	(680)	(681)	(682)	(683)	(684)	(685)	(686)	(687)	(688)	(689)	(690)	(691)	(692)	(693)	(694)	(695)	(696)	(697)	(698)	(699)	(700)	(701)	(702)	(703)	(704)	(705)	(706)	(707)	(708)	(709)	(710)	(711)	(712)	(713)	(714)	(715)	(716)	(717)	(718)	(719)	(720)	(721)	(722)	(723)	(724)	(725)	(726)	(727)	(728)	(729)	(730)	(731)	(732)	(733)	(734)	(735)	(736)	(737)	(738)	(739)	(740)	(741)	(742)	(743)	(744)	(745)	(746)	(747)	(748)	(749)	(750)	(751)	(752)	(753)	(754)	(755)	(756)	(757)	(758)	(759)	(760)	(761)	(762)	(763)	(764)	(765)	(766)	(767)	(768)	(769)	(770)	(771)	(772)	(773)	(774)	(775)	(776)	(777)	(778)	(779)	(780)	(781)	(782)	(783)	(784)	(785)	(786)	(787)	(788)	(789)	(790)	(791)	(792)	(793)	(794)	(795)	(796)	(797)	(798)	(799)	(800)	(801)	(802)	(803)	(804)	(805)	(806)	(807)	(808)	(809)	(810)	(811)	(812)	(813)	(814)	(815)	(816)	(817)	(818)	(819)	(820)	(821)	(822)	(823)	(824)	(825)	(826)	(827)	(828)	(829)	(830)	(831)	(832)	(833)	(834)	(835)	(836)	(837)	(838)	(839)	(840)	(841)	(842)	(843)	(844)	(845)	(846)	(847)	(848)	(849)	(850)	(851)	(852)	(853)	(854)	(855)	(856)	(857)	(858)	(859)	(860)	(861)	(862)	(863)	(864)	(865)	(866)	(867)	(868)	(869)	(870)	(871)	(872)	(873)	(874)	(875)	(876)	(877)	(878)	(879)	(880)	(881)	(882)	(883)	(884)	(885)	(886)	(887)	(888)	(889)	(890)	(891)	(892)	(893)	(894)	(895)	(896)	(897)	(898)	(899)	(900)	(901)	(902)	(903)	(904)	(905)	(906)	(907)	(908)	(909)	(910)	(911)	(912)	(913)	(914)	(915)	(916)	(917)	(918)	(919)	(920)	(921)	(922)	(923)	(924)	(925)	(926)	(927)	(928)	(929)	(930)	(931)	(932)	(933)	(934)	(935)	(936)	(937)	(938)	(939)	(940)	(941)	(942)	(943)	(944)	(945)	(946)	(947)	(948)	(949)	(950)	(951)	(952)	(953)	(954)	(955)	(956)	(957)	(958)	(959)	(960)	(961)	(962)	(963)	(964)	(965)	(966)	(967)	(968)	(969)	(970)	(971)	(972)	(973)	(974)	(975)	(976)	(977)	(978)	(979)	(980)	(981)	(982)	(983)	(984)	(985)	(986)	(987)	(988)	(989)	(990)	(991)	(992)	(993)	(994)	(995)	(996)	(997)	(998)	(999)	(1000)	(1001)	(1002)	(1003)	(1004)	(1005)	(1006)	(1007)	(1008)	(1009)	(1010)	(1011)	(1012)	(1013)	(1014)	(1015)	(1016)	(1017)	(1018)	(1019)	(1020)	(1021)	(1022)	(1023)	(1024)	(1025)	(1026)	(1027)	(1028)	(1029)	(1030)	(1031)	(1032)	(1033)	(1034)	(1035)	(1036)	(1037)	(1038)	(1039)	(1040)	(1041)	(1042)	(1043)	(1044)	(1045)	(1046)	(1047)	(1048)	(1049)	(1050)	(1051)	(1052)	(1053)	(1054)	(1055)	(1056)	(1057)	(1058)	(1059)	(1060)	(1061)	(1062)	(1063)	(1064)	(1065)	(1066)	(1067)	(1068)	(1069)	(1070)	(1071)	(1072)	(1073)	(1074)	(1075)	(1076)	(1077)	(1078)	(1079)	(1080)	(1081)	(1082)	(1083)	(1084)	(1085)	(1086)	(1087)	(1088)	(1089)	(1090)	(1091)	(1092)	(1093)	(1094)	(1095)	(1096)	(1097)	(1098)	(1099)	(1100)	(1101)	(1102)	(1103)	(1104)	(1105)	(1106)	(1107)	(1108)	(1109)	(1110)	(1111)	(1112)	(1113)	(1114)	(1115)	(1116)	(1117)	(1118)	(1119)	(1120)	(1121)	(1122)	(1123)	(1124)	(1125)	(1126)	(1127)	(1128)	(1129)	(1130)	(1131)	(1132)	(1133)	(1134)	(1135)	(1136)	(1137)	(1138)	(1139)	(1140)	(1141)	(1142)	(1143)	(1144)	(1145)	(1146)	(1147)	(1148)	(1149)	(1150)	(1151)	(1152)	(1153)	(1154)	(1155)	(1156)	(1157)	(1158)	(1159)	(1160)	(1161)	(1162)	(1163)	(1164)	(1165)	(1166)	(1167)	(1168)	(1169)	(1170)	(1171)	(1172)	(1173)	(1174)	(1175)	(1176)	(1177)	(1178)	(1179)	(1180)	(1181)	(1182)	(1183)	(1184)	(1185)	(1186)	(1187)	(1188)	(1189)

《調査書》

市町社協名： _____

ご担当者： _____

令和3年4月1日現在のマニュアル策定・改定状況等について以下の質問に回答のほどお願いいたします。

1 マニュアル策定・改定状況 [該当するものに ○ をつけてください]

<input type="checkbox"/>	(1) R元（H31）年度以前に策定済 ※R2に改定された場合は、(3)にも○をつけてください
<input type="checkbox"/>	(2) R2年度新規策定
<input type="checkbox"/>	(3) R2年度改定
<input type="checkbox"/>	(4) 現在策定・改定(検討)中 (年 月策定(改定)予定)
<input type="checkbox"/>	(5) 未策定 (策定されていない理由： _____)

2 災害ボランティアセンターの設置に関する協定について [該当するもの全てに ○ をつけてください]

<input type="checkbox"/>	(1) 市町と締結している
<input type="checkbox"/>	(2) 市町との締結を検討している
<input type="checkbox"/>	(3) その他の団体（機関）と締結している（団体名： _____ ）
<input type="checkbox"/>	(4) その他の団体（機関）と締結を検討している（団体名： _____ ）
<input type="checkbox"/>	(5) 締結（検討も）していない

3 介護サービス事業を実施していますか [該当するものに ○ をつけてください]

<input type="checkbox"/>	(1) はい
<input type="checkbox"/>	(2) いいえ

➡下の「4」へ。
➡質問は以上で終わりです。

4 介護サービス等を含む事業継続計画（BCP）の策定状況について [該当するもの全てに ○ をつけてください]

<input type="checkbox"/>	(1) 自然災害発生時の事業継続計画（BCP）を策定している
<input type="checkbox"/>	(2) 現在、自然災害発生時の事業継続計画（BCP）の策定を検討している
<input type="checkbox"/>	(3) 感染症発生時の事業継続計画（BCP）を策定している
<input type="checkbox"/>	(4) 現在、感染症発生時の事業継続計画（BCP）の策定を検討している
<input type="checkbox"/>	(5) 検討していない

5 マニュアルの策定や改定、協定締結、事業継続計画（BCP）の策定について課題等がありましたらご記入ください。

ひょうご地域福祉データ集

ひょうごの地域福祉の現況(令和3年度版)

令和3年11月発行

発行 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1番1号

兵庫県福祉センター内

URL <http://www.hyogo-wel.or.jp>